

平成25年12月定例会

中川村議会会議録

中川村議会

平成25年12月中川村議会定例会議事日程（1）

平成25年12月9日（月） 午前9時00分 開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第1号 中川村獣肉加工施設条例の制定について
- 日程第5 議案第2号 中川村税外収入金の延滞金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第3号 平成25年度中川村一般会計補正予算（第5号）
- 日程第7 議案第4号 平成25年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第5号 平成25年度中川村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第6号 平成25年度中川村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第7号 平成25年度中川村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第8号 平成25年度中川村水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第12 一般質問
- 5番 村田 豊
- （1）リニア中央新幹線について
- （2）議会活動の住民への提供の改善は進められないか
- 4番 山崎 啓 造
- （1）中川村農業の将来像について
- 7番 湯 澤 賢 一
- （1）歴史民俗資料館とアンフォルメル美術館の今後のあり方について
- （2）村長の公約について
- 8番 柳 生 仁
- （1）中学生の意見を村政に反映できるか
- （2）日本で最も美しい村連合加盟の中川村に求めるもの
- 6番 大 原 孝 芳
- （1）教育行政改革について
- （2）コメの生産調整の廃止について

出席議員（10名）

1番	中塚礼次郎
2番	高橋昭夫
3番	小池厚
4番	山崎啓造
5番	村田豊
6番	大原孝芳
7番	湯澤賢一
8番	柳生仁
9番	竹沢久美子
10番	松村隆一

説明のために参加した者

村長	曾我逸郎	副村長	河崎誠
教育長	下平達朗	総務課長	宮下健彦
会計管理者	宮澤学	住民税務課長	米山恒由
保健福祉課長	玉垣章司	振興課長	福島喜弘
建設水道課長	米山正克	教育次長	座光寺悟司

職務のために参加した者

議会事務局長	中平千賀夫
書記	松村順子

平成25年12月中川村議会定例会

会議のてんまつ

平成25年12月9日 午前9時00分 開会

- 事務局長 ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) 着席ください。(一同着席)
- 議長 おはようございます。
ご参集ご苦労さまでございます。
ただいまの出席議員数は全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまより平成25年12月中川村議会定例会を開会いたします。
これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。
ここで村長のあいさつをお願いします。
- 村長 おはようございます。
平成25年12月中川村議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、師走に入り何かとご多用の中、全員、定刻にご参集を賜り、まことにありがとうございます。
ことは、春の遅霜、夏の猛暑、そして秋の大型台風の襲来と、振れ幅の激しい天候に振り回された一年でした。農家の皆さん方は、少しでも被害を抑えるよう懸命の努力をされましたが、リンゴや干しガキの出荷の時期を迎え、それぞれ多寡があれ、何かの影響は免れなかったようであります。
農業では、減反を初め国の政策が大きく変えられようとしており、特に中川村のような中山間地では、どのような影響を被るのか不安を感じております。TPPについても、担当大臣が、米国の通商代表と協議をした翌日、病院に入り、シンガポールで開催されている会合には代理を送るといふ、そういう状態で、聖域はしっかりと守られるというような信頼感を持たず、合意されてしまえば、中川村も、いわゆる限界集落になっていくのかもしれない。ISD条項その他によって日本の経済自治、主権そのものが切り崩されていくことを恐れます。
商工業では、円安が進み、株価は大きく上昇していますが、村の商工会でもアベノミクスの3本の矢は中川村には届いていないという声がしきりです。消費税増税の影響も心配されるところであります。
住民生活全般では、リニア中央新幹線工事に伴って発生土を搬出するおびただしダンパーの運行から住民生活をいかに守るか、取っかかりの交渉が重要だと考えております。
また、特定秘密法案が、金曜日の夜、十分な審議もないまま、いわば強行的に採決をされてしまいました。一部の人たちだけが情報を握って、国民の知らないところで事が進められていくこととなります。あるいは、国民に知らせない、もっと言えば考えさせない、そういう政治が進められようとしており、日本の民主主義の土台が壊されようとしているように感じます。

本定例会では、一般質問への通告でもこれらの問題を取り上げていただいております、意義ある議論ができるものと期待をしているところであります。

さて、本定例会に付議いたしますのは、片桐保育園の工事請負変更契約の専決処分など報告が2件、中川村獣肉加工施設に関する条例新設が1件、中川村税外収入金の延滞金徴収条例の一部を改正する条例が1件、平成25年度中川村一般会計補正予算（第3号）など補正予算が6件であります。

何とぞ慎重なご審議をお願い申し上げまして、議会開会のあいさつといたします。よろしくお願いたします。

一般会計、今、3号と申し上げましたが、ちょっとコピーテイストでミスをしてしまいました。5件に訂正させていただきます。25年度、補正予算（第5号）ということで、よろしくご理解ください。申しわけございませんでした。

○議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、議会会議規則第120条の規定により、7番 湯澤賢一議員及び8番 柳生仁議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期につきましては、過日、議会運営委員会を開催し、協議しております。

この際、議会運営委員長長の報告を求めます。

○議会運営委員長 過日、行いました議会運営委員会のご報告を申し上げます。

まず、本定例会の会期についてです。皆さんのお手元に定例会の予定表が配付されておりますが、12月9日から13日までの5日間とするものです。

次に日程ですが、本日は、議案第1号及び議案第2号の条例議案につきましては、上程、提案理由の説明から質疑、討論、採決までをお願いし、議案第3号から議案第8号までの各会計補正予算につきましては、上程、提案理由の説明から質疑、討論、採決までをお願いします。

引き続き一般質問を行います。

10日は、午前9時から本会議をお願いし、一般質問を行います。

一般質問終了後、議会全員協議会を行います。

11日は委員会の日程としますので、請願、陳情の負託を受けた委員会は、その中で審査をお願いします。

12日は議案調査とします。

最終日に13日は午後2時から本会議をお願いし、条例制定及び条例規則改正の議員発議3件の上程、趣旨説明、質疑、討論、採決を行います。

その後、請願、陳情の委員長報告、質疑、討論、採決を行い、請願、陳情に関する意見書等の発議がありましたら、上程、趣旨説明、質疑、討論、採決を行っていただく予定です。

以上、今定例会の会期及び日程ですが、円滑な議会運営ができますようここにお願いいたします。報告とさせていただきます。

- 議 長 お諮りいたします。
- 本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり本日から 13 日までの 5 日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。
- 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議 長 異議なしと認めます。よって、会期は本日から 13 日までの 5 日間と決定しました。
- 日程第 3 諸般の報告を行います。
- まず、監査委員から例月出納検査及び定期監査の報告があり、写しをお手元に配付していただきましたので、ごらんいただき、ご了承願います。
- 次に、去る 9 月定例会において可決された「長野県地方裁判所各支部における労働審判事件の取扱いの開始を求める」意見書、「T P P 交渉からの撤退を求める」意見書、「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書、「道州制導入に断固反対する意見書」につきましては、内閣総理大臣を初め関係各機関へ提出しておきましたので、ご了承願います。
- 次に、本定例会までに受理した請願、陳情につきましては、議会会議規則第 95 条の規定により、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。
- 次に、本定例会に提出される議案は一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。
- 次に、村長より行政報告の申し出がありました。
- 報告第 1 号及び報告第 2 号について報告を求めます。
- なお、報告第 2 号 中川観光開発株式会社の経営状況についての報告をしていただきますが、後ほど時間をとり細部についての説明を受ける予定ですので、ご承知おきください。
- 報告を求めます。
- 保健福祉課長 それでは、報告第 1 号をお願いをしたいと思います。
- 専決処分の報告であります。地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会により指定されている事項について別紙のように専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告をいたします。
- 裏面をごらんいただきたいと思いますが、専決第 12 号でありますけれども、専決処分書、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により議会において指定されている事項について次のとおり専決処分をするということであります。平成 25 年 11 月 25 日専決であります。
- 片桐保育園未満児室等改修工事変更請負契約の締結についてであります。片桐保育園未満児室等改修工事変更請負契約を次のように締結する。
- 1 契約の目的 平成 25 年度片桐保育園未満児室等改修工事であります。
 - 2 変更による増額であります。47 万 4,600 円。
 - 3 番目に変更の金額であります。9,077 万 4,600 円であります。
- 契約の相手方は、中川村片桐 4030 番地、宮下建設工業株式会社、代表取締役 宮

下進吾であります。

よろしく申し上げます。

○振興課長

それでは報告第2号についてご説明申し上げます。

本件は、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき中川観光開発株式会社にかかわる第43期の営業報告及び決算並びに第44期の事業計画について報告するものでございます。

第43期は、いわゆるアベノミクスの恩恵を受けた一部大企業の業績が回復し、一部富裕層の高額商品に対する消費が上向いているとされていますが、バブル経済の崩壊以降、長期間にわたり問題となっている構造的不況から脱するための施策がなされておらず、また、数年来、言われ続けている税と社会保障の改革も、今なお不透明な状態であり、国民の負担増だけに終わるのではとの憶測も漂い、この先の見えない不安が一般国民の消費マインドを冷え込ませています。資本力のある低価格チェーン店は、中小旅館・ホテルでは太刀打ちできない価格、サービスで人気を集め、減少しつつある旅行者がそちらに流れ、当社を含む中小の旅館は苦戦を強いられている中、売上高は、宿泊が前期比4.9%減、宴会部門は前期比4.7%減、入浴や食堂などのその他部門は前期比3.8%減、総売上高では前年比95.3%となってしまいました。その結果、478万4,000円の経常損失、495万7,000円の当期純損失となり、9年続いた単年度経常黒字が途絶えてしまいました。

第44期においては、減少した売り上げと単年度経常利益を42期並みに戻すことを主眼に、宣伝活動の強化、コストの削減に努めるとともに、永遠の課題である顧客満足度は、継続して、より高めることを目指す事業計画が総会で確認されております。

村といたしましても、引き続き、この施設が村内観光の中核としての機能をより発揮できますよう各方面からのご支援をお願いを申し上げて、この場での説明とし、別紙、詳細につきましては、席を改め説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 議案第1号 中川村獣肉加工施設条例の制定について
を議題といたします。

朗読願います。

○事務局長

朗読

○議長

提案理由の説明を求めます。

○総務課長

それでは、議案第1号 中川村獣肉加工施設条例の制定について説明をさせていただきます。

ニホンジカが爆発的に増えております。対策として、当村におきましては、防護さくを張りめぐらし、わなを仕掛け、有害鳥獣として、銃器による捕殺など、個体数を減らす対策を講じております。

捕獲したシカ等の野生獣は、肉として、一部、利用はされてまいりましたけれど

も、加工をし、部位に分け、食用肉として流通に乗せるには、保健所許可が得られる専門の施設がない現状では難しい課題でございました。

これらのことから、有害鳥獣駆除により捕獲した野生獣の肉を加工処理し、地域資源として活用し、中川村の地場産業としての振興につながることを意図し、獣肉の加工施設を新たに設置するため本案を提出するものでございます。

条文について裏面をごらんをいただきたいと思います。

第1条で、この条例の趣旨を定めております。

第2条では、加工施設の設置について規定をしております。

第3条で加工施設の名称を中川村獣肉加工施設とし、中川村葛島2123番地5のかつらの丘炭焼き体験施設の横に設置するものでございます。

第4条で施設の管理及び運営につきましては委託することができるものというふうに規定するものでございます。

附則としまして、条例の施行日は公布の日から施行するものとしてございます。

以上、よろしくご審議くださいますようお願いし、提案説明をいたします。

○議長 説明を終わりました。

これより議案第1号について質疑を行います。

○8番 (柳生 仁) 私は、この加工施設の条例については何ら問題ないわけでありませうけれども、この2条の文言で、若干、気になっておりますが、有害鳥獣駆除等により捕獲した野生獣の獣肉を食肉加工すると書いてありますが、有害鳥獣ってなりませうと、鳥も入っておりますけれども、ここには獣肉に限られております。

また、ひとくくりで有害鳥獣という言葉を使ってよろしいものかどうかお伺いします。

○総務課長 この施設は、加工処理をするのは、ニホンジカ、それから、主には、あと考えられますのはイノシシ、こういったところの野生獣ということでございまして、これを食肉販売していいですか、食肉として流通させることを目的に設置するというのでございますので、大きくくりとして「野生獣の獣肉を食肉加工処理し」というふうな記載にさせていただいたところでございます。

○8番 (柳生 仁) その趣旨はよくわかっておりますが、有害鳥獣という、鳥も入っておりますが、この一くくり有害鳥獣という言葉がいいかどうか、私は非常に疑問に思っております。確かに、農作物を荒らすという面では非常に村民が苦勞しておりますけれども、動物保護団体からでも、一くくり言うことは非常に懸念がされると思っておりますけれども、この文言のあり方について、もう1回お願いします。

○総務課長 第2条の中で「有害鳥獣駆除等により」というふうに書いてございまして、有害鳥獣っていいませうと、カラス、ムクドリですとか、よくわかりませんが、そういった鳥から始まりまして、いろんなものが、けものが含まれるということでございませうけれども、1つは、有害鳥獣駆除という、そういった一くくりの事業というふうな中で、その中で活用できる野生獣ということですから、今、申し上げた、つまりシカですとかイノシシというふうに限定をされるというふうにご覧いただいているところで

あります。

○8 番 (柳生 仁) この有害鳥獣という言葉は、こうした決まりでもって使わなきゃならない言葉なのかどうかというのを伺いたいんですけども、比較的、いろんなことを陳情するときに、すぐに有害鳥獣被害という言葉が出てくるわけですけども、ときには野生獣だけの被害もあつたりするわけですけども、今回の施設は、けものに限った施設でございます。それに対して有害鳥獣という言葉が適切かどうかを伺っているわけであります。

○村 長 ご主旨としては、多分、こういうことではないかなと思います。この部分を、気にかけておられるところの言葉をですね、正確に言いかえると、農作物被害をもたらしている野生鳥獣の個体数調整により捕獲した野生獣の獣肉をというふうな文言にすれば、もう、この動物は有害な動物だというレッテル張りをしない形にはなるかと思うんですけども、ご心配の向き、その動物そのものが最初から人間の敵ではないと、もう、彼は彼なりの暮らしのために、別に、これが農作物で、これは野生の果物だということを区別せずに、生きるために一生懸命なんだというふうなご主旨かと思います。その点は、十分わかりますけども、ちょっと、この条例の中で、そこの辺の、しっかりとこだわっていくと、ちょっと長ったらしくなるので、有害鳥獣という言葉が半ば定着しているというふうなこともありますので、この文言でもってご理解いただければ幸いかなというふうに思います。

○議 長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は原案のとおりに決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。よって、議案第1号は原案のとおりに可決されました。

日程第5 議案第2号 中川村税外収入金の延滞金徴収条例の一部を改正する条例の制定について

を議題といたします。

朗読願います。

○事務局長 朗読

○議 長 提案理由の説明を求めます。

○総務課長 それでは、議案第2号 中川村税外収入金の延滞金徴収条例の一部を改正する条例の制定について説明をさせていただきます。

該当の条例でございますが、例規集の第1巻2,159ページに掲載をされてござい

ますので、あわせてごらんをいただければというふうに思います。

提案理由をご説明をいたします。

中川村税条例では附則第3条の2で税の延滞金の割合等の特例規定があり、地方税法の改正に対応して改正をされております。施行期日は平成26年1月1日でありまして、平成25年6月議会において平成25年3月30日の専決処分が承認をされているところでございます。

また、地方自治法第231条の3により、自治体は税外収入についても条例によって手数料や延滞金を徴収できる規定になってはいますが、この延滞金は、解釈上、地方税の延滞金と同額にすることが適当とされているため、同時に改正を行うことが必要と考えられます。

税外収入金には、介護保険料及び後期高齢者医療の保険料、農業基幹施設建設、林道工事及び土木関係工事の分担金、公営住宅及び村営住宅の家賃並びに敷金、公共下水道、農業集落排水の使用料、公共下水道受益者負担金及び農業集落排水分担金、そして水道料などがあり、これらの延滞金を地方税の延滞金と同額にする必要がございます。

そこで、本案のように提案をするものでございます。

税外収入金の延滞金徴収条例の附則第4項から第6項までは、既に改正済のため、これを削り、附則第4項として新たに延滞金の割合の特例を設けるものでございます。

延滞金の割合の特例として、当分の間、年14.6%及び年7.3%の割合は、各年の特例基準割合が年7.3%の割合満たない場合には、年14.6%の割合にあつては特例基準割合に7.3%を加算した割合にし、年7.3%の割合の場合には特例基準割合に1%の割合を加算した割合とするという改正を行うものでございます。

この改正によりまして税条例の延滞金徴収と同じ割合になります。

14.6%の割合を乗じて得る期間の特例として、特例基準割合に7.3%を加えた割合にし、7.3%の割合を乗じて得る期間の特例として特定基準割合に1%を加えた割合に、それぞれ厳律、率を減らすこととなります。

附則第1項で施行期日を平成26年1月1日とし、村税の延滞金の割合の特例の施行期日に合わせます。

附則第2項の経過措置で延滞金の徴収を規定しております関係条例の延滞金の割合を平成26年1月1日以後の期間について改正後の割合を適用するものとし、平成26年1月1日以前の期間については改正前の割合を適用することを規定をいたします。

附則第3項で中川村後期高齢者医療に関する条例第7条を保険料の延滞金は中川村税外収入金の延滞金徴収条例の例によるものに改めるものでございます。

以上、税外収入金等関係上で規定をいたします延滞金の特例を村税の延滞金の割合等の特例に準じて改正するものでございます。

ご審議いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

- 議 長 説明を終わりました。
これより議案第2号についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議 長 質疑なしと認めます。
次に討論を行います。
討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
本案は原案のとおりに決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕
- 議 長 全員賛成です。よって、議案第2号は原案のとおりに可決されました。
日程第6 議案第3号 平成25年度中川村一般会計補正予算（第5号）
を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
- 副 村 長 議案第3号 平成25年度中川村一般会計補正予算（第5号）についてご説明いたします。
今回、予算の総額に530万円を追加し、予算の総額を34億8,200万円とするものであります。
地方債の補正は第2表 地方債補正によるものであります。
4ページをごらんください。
第2表の地方債補正であります。変更で、上伊那消防広域化事業に伴う緊急防災減災事業債で限度額780万円を820万円に40万円増額するものであります。これは、消防本部の調査建設の負担分のうち起債対象となる消防指令センター分の起債を追加するものであります。
7ページをお願いいたします。
歳入であります。国庫支出金、国庫負担金で135万4,000円であります。
民生費の国庫負担金が主なものでございまして、保険基盤安定国庫負担金国保分の繰り出しの見込みが立ったことによる増、また、その下の障害者医療費国庫負担金は自立支援の医療給付費の支出が増加しておりまして、給付費の2分の1を国が負担することになっている分の増加でございまして、
総務費の国庫補助金1,000円の減額でございまして、これにつきましては、地域の元気臨時交付金の村有林管理事業が、当初、交付対象ということで計上しましたが、対象外となりまして、これを水道事業に充てるためのもので、端数調整で1,000円減額となるものであります。
民生費国庫補助金1万3,000円は、医師の意見書作成手数料の2分の1の負担の追加でございまして。

8 ページをお願いいたします。

17 款 県の支出金であります。

県負担金 75 万 4,000 円の民生費県負担金につきましては、国の負担と同様の理由によるもので、それぞれ追加をするものでありますが、障害者医療費県負担金は 4 分の 1 が県の負担になります。

県の補助金 73 万 1,000 円の農林水産業費県補助金であります。4 月の凍霜害に対する事業に対する県の補助金であります。内容につきましては 11 月 25 日の議会全員協議会で説明したとおりであります。歳出で改めて説明をいたします。

委託金 5 万 9,000 円、総務費委託金であります。各種の指定統計費の歳入見込額の増によるものであります。

18 款の財産収入であります。財産運用収入 8 万 9,000 円であります。土地、建物の貸付料収入であります。

1 つは片桐村有地ということで、上前沢村有地建物ともということでございますが、これにつきましては、元中通地区で故人となられました桃澤友江さんのご親族の方から 10 月にご寄附をいただき、中通り、上前沢地区との話し合いを行う中で上前沢地区への扱いとすることになりましたことから上前沢ということで計上させていただきます。土地、建物の貸付料であります。今回の貸し付けにつきましては、地域おこし協力隊員に基本月額 2 万 2,000 円で貸すものの貸付料を計上してございます。

建物につきましては、アルプスハイツ中組 3,000 円ありますが、これにつきましては、NTT が光ケーブル設置のために壁面を貸すことによる収入でございます。

財産売払収入の 6 万 6,000 円、物品の売払収入であります。砂利の売払収入ということで、葛北の北島地区にある法定外公共物である里道での砂利採取代でございます。事業者は南信砂利組合であります。公共物管理条例による収入ということになります。

10 ページをお願いいたします。

寄附金であります。ふるさと応援寄附金ということで、中川村のご出身で埼玉県にお住いの平島直孝様からご寄附をいただいたもので、村政一般に対する寄附で、使用してほしいということでいただきました。

11 ページ。

22 款 諸収入であります。

預金収入につきましては、収支調整のための減額であります。

雑入につきましては、公有建物の災害共済金ということで、8 月に牧ヶ原ハイツが落雷により罹災を受けまして、これに対する共済金であります。

鳥獣被害防止緊急捕獲等対策推進交付金につきましては、鳥獣の個体数調整を推進するために国の平成 24 年度補正予算で基金造成がされまして、長野県農業再生協議会から交付されるもので、雑入扱いとしてございます。

12 ページをお願いいたします。

村債につきましては、先ほど 4 ページの地方債の補正で説明したとおりでありま

すが、上伊那消防広域化事業に伴う起債の発行でございます。

13 ページ、歳出をお願いいたします。

議会費であります。

議会費の共済費のうち議員分の更正減というものが大きいものでございますが、これにつきましては、地方議会議員の年金制度の共済金の負担金で、算出基準日が4月1日現在の議員数ということで、当時9名でありましたので、1名分が減となることによる更正減であります。

14 ページをお願いいたします。

総務費全体で520万4,000円、一般管理費で375万3,000円の増額であります。この費目以下、給与のかかわるものがございませけれども、職員の移動等による増減が主なものでございますので、以下の費目の説明は省かせていただきます。

文書広報費ですが、319万円の増であります。電子化推進事業であります。14の使用料及び賃借料につきましては、緊急情報等配信サービス、いわゆるオクレンジャーの登録者数の増によるものでございます。

備品購入費につきましては、パソコンと新クライアント端末の購入でございますが、皆様、ご承知のとおり、コンピューターのオペレーションシステムで利用しておりますWindows XPが平成26年4月8日に保守サポートが切れることからWindows 7に変更する必要があるとしまして、デスクトップ型、ノート型の15台の購入、また、新クライアント端末は平成26年2月で販売中止となることから、20台分をそれぞれ消費税率アップ前に購入したいとするものであります。

会計管理費につきましては、4万6,000円で、老朽化に伴う電子チェックライターの購入でございます。

財産管理費は151万3,000円です。委託料と工事請負費ということでございますが、先ほど説明したご寄附いただきました住宅を活用するための経費でございます。

企画費の村づくり事業で384万9,000円の減額です。総じて地域おこし協力隊員の関係の経費でありまして、当初、2人で9月からの活動のための経費を見込んでおりましたが、選考の結果、1人を12月から、もう1人を26年4月からの採用とすることにしたことに伴う費用の減、また、地域力創造アドバイザーにつきましては依頼件数が少ないことによる減額でございます。

16 ページの中川村、大鹿村、美しい村PR展示場使用料につきましては、大鹿村と一緒にございましてかてんばホールをお借りし、3月下旬にPR展を行うための使用料3万1,000円です。

19の負担金及び交付金50万円です。空き家活用促進事業でありまして、事業対象数の増加に対する補助金の追加で、今年度、3件を見込んでいるところでございます。

バス運行経費につきましては、不足分の追加6万1,000円です。

諸費、防災対策費54万円です。需用費につきましては防災行政無線の電気

料が単価アップにより不足をする見込みのための追加、補助金につきましては住宅建築物安全ストック形成事業補助金の追加1件分で、今年度、2件となります。

徴税費の税務総務費のうち委託料であります。家屋評価システムソフトウェア移設業務ということで、Windows XPの保守終了に伴いソフトウェアとデータを移設するための費用でございます。

17 ページの統計調査費につきましては6万1,000円ですが、補助金額確定に伴う歳出の調整でございます。

18 ページをお願いいたします。

民生費であります。

社会福祉費1,316万9,000円の補正であります。

このうち社会福祉総務費739万4,000円ですが、負担金で児童養護施設たかずやの里建設負担金であります。社会福祉法人たかずや福祉会が行う児童養護施設整備で、たかずや福祉会が行う借入れにつきまして、その元利償還金相当額を上伊那広域連合構成8市町村が支援するための中川村分の負担金で、一括支払いとしたいとすることからの経費でございます。

障害者支援事業251万8,000円です。手数料、扶助費、それぞれございますが、扶助費につきまして、それぞれの厚生医療、育成医療、未熟児養育医療の給付費が新規対象となる方、また、既存の予算の不足が見込まれることから追加をしたいとするものでございます。

国民健康保険費143万円につきましては、保険基盤安定繰出金と出産育児一時金の今後の見込みから国保会計に繰り出すものでございます。

19 ページの介護保険事業のうち繰出金につきましてですが、介護保険事業の特別会計繰出金ということで、介護給付費の増加に伴う村負担分12.5%の繰り出しでございます。

中ほどの児童福祉費32万円の扶助費、出産祝金です。1人8万円で4人分、今後、4人分が見込まれることから追加をするものであります。今年度の予定は総計で15人が見込まれるということでございます。

20 ページをお願いいたします。

20 ページの中ほど、水道事業費25万6,000円ですが、配水管工事の負担金で地域の元気臨時交付金で、当初、充当する予定でありました村有林造林事業が非対称事業のために、相当する分を水道事業に充てるものでございます。

21 ページの中ほど、農業振興事業です。140万5,000円ですが、凍霜害の果樹営農継続支援等特別対策補助金、農作物等災害経営支援の利子助成事業補助金でございます。

凍霜害果樹営農継続支援等特別対策補助金につきましては、4月に発生しました凍霜害によりまして甚大な被害を受けた果樹農家の経営継続のための支援及び地域ぐるみで防災意識を向上するための活動支援補助でありまして、50%以上減収の被害農業者に対しまして営農継続に必要な支援を行うものであります。

また、J A上伊那が行う防災研修費のための支援費となっております。

利子助成事業につきましては、融資機関が農業者に貸しつけました災害対策資金に対しまして利子助成を行うもので、村は基準金利のうち 0.5%を補助するものの費用でございます。

次の鳥獣害防止対策事業 132 万円であります。鳥獣被害防止緊急捕獲等推進交付金事業でございまして、先ほど申し上げました国の 24 年度予算で基金造成がされた事業でありまして、県の農業再生協議会から交付されるお金をもとにニホンジカ、イノシシ、ニホンザルにつきましては、それぞれ単価をアップし、実績に応じて中川村有害鳥獣駆除対策協議会に補助をするものであります。ちなみに、ニホンジカにつきましては 120 頭、単価 7,500 円、イノシシにつきましては 20 頭、1 頭につき 6,000 円、ニホンザル 20 頭で 1 頭につき 1 万 5,000 円の予算計上をしているところであります。

22 ページをお願いいたします。

22 ページの一番下の欄の森林体験施設管理事業につきましては、森林体験館の浄化槽のブロアの修繕料 4 万 1,000 円であります。

23 ページ、商工費の中ほど、観光施設管理事業 11 万 5,000 円ではありますが、小浜釣堀場の枯損木の伐採委託ということで松枯れの枯損木を処理する経費であります。

地場センター管理事業 12 万 8,000 円につきましては、チャオ内のトイレの換気扇 2 機の取りかえ代でございます。

24 ページの土木費のうち道路橋梁維持管理費 1 万円ではありますが、橋梁照明の電気料ということで、電気料金の引き上げによるものでございます。

25 ページの住宅管理費 9 万円ではありますが、住宅の維持の一般修繕料ということで、アルプスハイツ中組の壁破損の修繕であります。

26 ページの消防費につきましては、起債を借り入れることに伴う財源の組み換えであります。

27 ページの教育費ではありますが、教育委員会事務局費につきましては、それぞれ必要経費の不足分を計上するというので、需用費、また、委託料については減額ということになっておりますが、委託料の学校関係インターネット機器保守委託料 19 万 2,000 円の減額につきましては、役場との共用部分がある機器等の保守委託ということで減額をするものであります。

一番下の小学校費の学校管理費であります。28 ページからの東小学校、西小学校、中学校、それぞれ管理経費に実績と今後の見込みで過不足が生じることが予想され、追加を行うものであります。

主なものとしまして、29 ページの中学校管理費の工事請負費につきましては、197 万 3,000 円の減額ということでありますが、グラウンド排水の改修、また、散水設備の工事が終了したということで、精算に伴う減額でございます。

29 ページ、中学校の教育振興費 102 万 8,000 円につきましては、備品購入費とし

てふるさと応援寄附金を寄附してくださった方の意向に沿いまして、部活動、生徒会活動の備品購入費に当たるものでありまして、部活動備品としては卓球台、吹奏楽部では楽器を、野球部ではバットなどの購入に当てたいということでございます。生徒会活動、視聴覚機器につきましては、テレビ、パソコン、プロジェクターなどを購入したいとするものであります。

社会教育費 131 万 6,000 円の増額であります。このうち一番下の行の文化財保護事業 12 万 2,000 円であります。丸尾のブナにつきましては、枝折れを起こしたところであります。この樹木診断料ということで、今後、丸尾のブナをどうしていくのかということで、検討するために樹木医の診断を受けるための費用であります。お願いをする相手方としては、県の造園建設業協会の会員の方を予定をしております。

30 ページであります。

中川文化センター管理事業 43 万 9,000 円あります。

修繕料につきましては、文化センターの入り口案内看板の修繕、表示がわかりにくくなっているということで修繕を行うものであります。また、玄関周りの舗装等につきましては、ひび割れ等があるので、そのための修繕ということであります。

歴民館の管理事業 56 万 5,000 円あります。

主なものは、工事請負費の 55 万 2,000 円でありまして、歴史民俗資料館の倉庫の屋根の修繕ということで、老朽化し、また、一部、雨漏りもあるということの工事を行うための費用でございます。

体育施設管理事業につきましては、それぞれ必要な経費を不足分を計上したいとするものであります。

31 ページの予備費であります。収支の調整を図るために、今回、1,115 万 5,000 円を減額し、予備費の合計は 8,740 万 2,000 円となるところでございます。

以下、特別会計につきましては担当課長のほうからご説明をいたしますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議 長 説明を終わりました。

これより議案第 3 号についての質疑を行います。

○5 番 (村田 豊) 18 ページにあります民生費の関係ですが、さきの広域連合の郡の定例会の中で、11 月 28 日でしたが、説明がありました。19 番のたかずやの里の 710 万円ということで、補助代 1 億 7,000 万円を各町村で負担をするということであったわけですが、この点については、連合から、事務局長を含め、説明に来ていただいた中で、中川としては、議会として人口割でいくのが公平性を保てるんじゃないかというような意見集約がされて、郡の一般質問の中で、私は、その内容を質問したわけですが、その時点で寄附金が 3,000 万円弱、そして、たかずやの里の積立金が、確か 3,000 万円あると、いこう、今までの中では、寄附金が 3,700 万円ぐらい、たかずやの里も積立金と寄附金を合わせると 4,000 万円の余の外枠のお金があるというようなことで、一般質問の折にも確認をした中では、そういったものが、補助、

その出来高金額が決まれば、その負担、各町村の負担に加味をしますよということであったわけですが、先日、出た内容は、その辺は加味された内容でなくて負担が決められていたと、報告事項でありましたので、恐らく連合長の会議の中で、この枠が、補助額が決められたんじゃないかというふうに感じたので質問はしなかったんですが、村長にお聞きしますけれども、この点は、今、言ったような内容が加味されて、中川として710万円の負担ということが決まったのかお聞きをしたいと思います。

○村 長 たかずやの件につきましては、これは、あくまで個人的な見解ということですが、私は一貫して、たかずやのことについては、広域連合のそもそものことで、何ていうか、所管する分野ではないので、正しい、たかずやに暮らしている子どもたちの住環境っていうのも大変劣悪であるということも事実である、その中で、中川村のポジションとか、場所だとか、いろんな、利用度合いとか、いろんなことを考えていく中で、そもそも広域連合の所管する問題ではないのだから、人道的といえますか、それぞれの地区、市町村の考えで対処する、一律に何か決まった公式を当てはめて分担金の負担割合というような公式でやっていく、そういう筋のものではないのではないかなというふうなことを一貫して申し上げてまいりました。

今回、最終的にはですね、広域連合の中での正副連合長会での話、また、広域連合議会におきましても、今回のこの分担金の中でやるというふうなことで、るる事務局のほうから説明もあり、その中で、この金額で承認をされて、この金額で決定をされたというような事態で、そういうような推移をしてきたというようなこととございます。そういうことで、広域連合で、広域連合議会も含めて、議論の末、決まってきた金額ということですので、私ども広域連合をともに支える立場として、この金額でもって、それぞれの市町村の議会のほうにも承認を求めるといふ、そういう流れでございます。

以上です。

○5 番 (村田 豊) 広域連合議会が決まったことは、それは変わらないわけですが、その出てくる前の段階で、今、私、申し上げたのは、連合長会の中で、寄附金とか、たかずやの里の積立金等々、枠外のお金があるわけですが、そういったものについては、連合の事務局長は、私の質問に対して「その部分は加味して、出来高が決まった時点で各町村の負担を決めますよ。」ということであったというふうに私は記憶しておりますので、この広域連合の定例会に出てくる前の段階で、その辺が検討されて、この710万円が、私は、報告ということですので、決められたというふうに理解をしたんですが、その点はどうかということをお聞きをしたいということです。

○村 長 いろんな、寄附金の集まり状況、それから、たかずやのほうでこういうものが必要だというような、そういうような中、建設費、あるいはいろんな必要経費等々の試算がなされた中で、市町村負担としてはこれだけが適当であるという、そういう判断がなされて、その分がここに、それをさらにブレイクダウンすると、中川村と

- してこの金額になるという、そういう流れになっております。
- 議 長 ほかに質疑ありませんか。
- 7 番 (湯澤 賢一) 10 ページに記載されておりますふるさと応援寄附金ですが、これは、これに対して寄附していただいた方に、何か村としてフォローしている部分っていうのは何かありますでしょうか。
- 総務課長 このふるさと応援寄附金の制度につきましては、ご承知のとおり、フォローといえますか、どう言ったらいいんでしょうか、所得税についての所得控除による軽減、それから、個人住民税の軽減ということでの制度上の特典といえますか、それはありますけれども、村としては、特に、そういったものは考えておりません。
- 失礼しました。1年間ですね、中川村の、その様子を知っていただくために、広報をお送りをしております。もちろん、お礼状を含めてお送りをさせていただいております。
- 7 番 (湯澤 賢一) それは、広報を1年間、要するに12回っていうことですね。それから、お礼状等、それは金額にかかわらずっていうことでしょうか。
- 総務課長 金額にはかかわらずお送りをさせていただいております。
- 議 長 ほかに質疑ありませんか。
- [「なし」と呼ぶ者あり]
- 議 長 これで質疑を終わります。
- 次に討論を行います。
- 討論はありませんか。
- [「なし」と呼ぶ者あり]
- 議 長 討論なしと認めます。
- これより採決を行います。
- 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
- [賛成者挙手]
- 議 長 全員賛成です。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。
- お諮りいたします。
- 日程第7 議案第4号から日程第10 議案第7号の特別会計補正予算4件につきましては、議会会議規則第37条の規定により一括議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
- [「異議なし」と呼ぶ者あり]
- 議 長 異議なしと認めます。よって、
- 日程第7 議案第4号 平成25年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第8 議案第5号 平成25年度中川村介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第9 議案第6号 平成25年度中川村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

日程第 10 議案第 7 号 平成 25 年度中川村農業集落排水事業特別会計補正予算
(第 1 号)

以上の 4 議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長

それでは、保健福祉課に係る特別会計補正予算について説明をいたします。

議案第 4 号 平成 25 年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算(第 2 号)をお願いをいたします。

第 1 条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 142 万 9,000 円を追加し、総額を 5 億 952 万 2,000 円とするものです。

事項別明細書により説明をさせていただきます。

5 ページの歳入であります。繰入金 142 万 9,000 円は一般会計からの繰り入れで、保険基盤安定繰入金の確定により 58 万 9,000 円、出産育児一時金が 84 万円となります。

6 ページからの歳出ですが、保険給付費の一般被保険者高額療養費を 320 万円としましたけれども、現在の状況から推計して計上をしたところであります。

同じく保険給付費の出産育児一時金が 126 万円の増額となります。当初、6 名で予算を組んでありましたが、3 名の出産分を増やすものであります。

7 ページの予備費で調整をし、歳出額を歳入額と同額といたしました。

続きまして、議案第 5 号 平成 25 年度中川村介護保険事業特別会計補正予算(第 2 号)をお願いをいたします。

第 1 条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,283 万 6,000 円を追加し、総額を 5 億 8,266 万 4,000 円とするものです。

事項別明細書により説明をさせていただきますが、最初に歳入であります。5 ページ、保険料 244 万 7,000 円は、第 1 号被保険者の介護保険料で、現在までの調定実績に伴う増額補正であります。

6 ページの国庫支出金で介護給付費負担金 243 万 5,000 円、同じく国庫補助金の調整交付金 181 万 4,000 円、それと 7 ページの支払基金交付金 336 万 1,000 円につきましては、介護サービス給付費等の増額に伴う更正増となります。

8 ページの県支出金 133 万円も介護サービス給付費等の増額に伴う更正増であります。

9 ページの繰入金 144 万 9,000 円は一般会計からの繰入金で、介護サービス給付費等の増額に伴い村割合で算出した分の増額であります。

10 ページからの歳出ですが、一般管理費の役務費 6 万 3,000 円は、第 6 期介護保険事業計画策定に向けた高齢者実態調査にかかわる郵便料であります。

11 ページの介護サービス給付費 607 万 9,000 円、それと高額介護サービス費 211 万 9,000 円は、保険給付件数が増えておりました、これまでの実績で所要額を見込みました。

12 ページの諸支出金 334 万 5,000 円は、過年度分の国庫負担金及び支払基金交付

金を返還するものであります。

13 ページの予備費で調整をし、歳出額を歳入額と同一といたしました。

以上、よろしく願いいたします。

○建設水道課長

私のほうから議案第6号と第7号につきまして提案をいたします。

まず、議案第6号 平成25年度中川村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について提案説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ192万3,000円を追加し、総額を2億1,692万3,000円とするものです。

歳入につきましては、1ページにありますように、負担金140万円と使用料10万円、そして、前年度繰越金の確定額42万3,000円を追加します。

歳出についてですが、8ページをごらんください。

7801 総務費は、給与、手当等の増減に伴い9万9,000円の増額。

7810 公共下水道維持管理事業は、消耗品費を40万円減額し、マンホールポンプ修繕料30万円を計上、委託料を110万円減額し、公共ます等設置工事費を330万円計上、そして、10ページの予備費を27万6,000円と減額して収支調整したものであります。

続きまして、議案第7号 平成25年度中川村農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について提案説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ65万1,000円を減額し、総額を1億3,334万9,000円とするものであります。

歳入は、1ページにありますように、前年度繰越金の確定により65万1,000円減額します。

歳出につきましては、6ページ、7ページをごらんください。

7901 総務費は、職員の移動による給与、手当等の減額と下水道の研修旅費14万1,000円の追加で、190万5,000円の減。

7910 農業集落排水維持管理事業は、クリーンセンター機器類及びマンホープポンプの修繕料115万円を計上し、予備費で10万4,000円追加して収支調整をしたものであります。

以上、議審議をよろしく願いいたします。

○議 長

説明を終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

初めに議案第4号の採決を行います。

本案は原案のとおりに決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議 長 全員賛成です。よって、議案第4号は原案のとおりに可決されました。
次に議案第5号の採決を行います。

本案は原案のとおりに決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議 長 全員賛成です。よって、議案第5号は原案のとおりに可決されました。
次に議案第6号の採決を行います。

本案は原案のとおりに決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議 長 全員賛成です。よって、議案第6号は原案のとおりに可決されました。
次に議案第7号の採決を行います。

本案は原案のとおりに決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議 長 全員賛成です。よって、議案第7号は原案のとおりに可決されました。
日程第11 議案第8号 平成25年度中川村水道事業会計補正予算(第2号)
を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長 議案第8号 平成25年度中川村水道事業会計補正予算(第2号)について提案説明いたします。

今回の補正は、収益的収支では、その他営業収益の増加と排水及び給水費の工事請負費と動力費の不足を総係費と調整して計上するものであります。

また、資本的収支では、一般会計で繰り出しの補正がありました分の追加と構築物と機械及び装置の工事請負費を増額して計上するものであります。

予算書本文、第2条で収益的収支、水道事業収益の営業収益及び水道事業費用の営業費用のそれぞれに10万円を追加し、総額を9,506万8,000円とするものであります。

また、第3条で資本的収支の資本的収入の繰入金に25万6,000円を追加し、資本的支出の建設改良費には450万円を追加、収入総額を3,595万1,000円、支出総額を6,720万円とするものであります。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,124万9,000円は当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものといたします。

それでは、6ページ、予算実施計画明細書をごらんください。

収益的収入では、営業収益のその他の営業収益に給水工事の検査手数料収入10万円を計上しました。

7ページの収益的支出では、営業費用、9212 配水及び給水費の工事請負費に40

万円、動力費に 40 万円を、それぞれ追加し、総係費の委託料を 70 万円減額します。

工事請負費は、道路改良工事に伴う給配水設備工事費の増加によるもの、動力費は、この夏の渇水による配水池等電気料の増加によるもので、総係費と調整して計上するものです。

続いて、8 ページ、9 ページの資本的収入・支出ですが、資本的収入の繰入金として、これは一般会計補正予算の保健衛生費からの負担金ですが、25 万 6,000 円を計上しました。国の地域の元気臨時交付金を追加したものであります。

資本的支出については、建設改良費の構築物配水設備の配水管布設工事費に 100 万円、機械及び装置のポンプ設備工事費に 350 万円を追加するものであります。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長

説明を終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

初めに議案第 8 号の採決を行います。

本案は原案のとおりに決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長

全員賛成です。よって、議案第 8 号は原案のとおりに可決されました。

ここで暫時休憩といたします。再開を午前 10 時 40 分とします。

〔午前 10 時 21 分 休憩〕

〔午前 10 時 40 分 再開〕

○議 長

休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第 12 一般質問を行います。

通告順に発言を許可します。

5 番 村田豊議員。

○5 番

(村田 豊) それでは、さきに通告をいたしました 2 点についてお聞きをしたいと思います。

一般質問を出しまして 12 日ほどたっておりますので、その間、内容等々と、いろいろな情報を見てもみますと、多少、動いておりますので、質問書を出してありますが、回答事項については、多少、要点は、趣旨は変わっておりませんが、聞き方が違うかと思いますが、その点はよろしくお聞きをしたいと思います。

最初に、リニア中央新幹線の件についてですが、3 月に 1 回、質問をいたしまし

た。その時点では、大鹿で説明会がありました、そういった内容を中心にお聞きをしたわけですが、このたび準備書が発表になりました。その中には、環境部分が主体であるわけですが、工事に関連をした主要ルート、あるいはまた、車の台数だとか、速度はどのくらいで通行するんだというような運行計画等も出されております。厳しい条件が出ているわけですし、工事の開始が近づいてくる中では、ソフト部分の改善ということだけでなく、ハード部分の、交通関係に対するハード部分の要望というものを早目に挙げていくべきじゃないかというようなことで今回の質問とさせていただきます。

特に、10月14日に大鹿で説明会がありました。村長も出られましたし、議長、そしてまた、ほかの議員ということで5名ほどの者が大鹿のほうへ出たわけですが、私は、昨年とことしの6月のJR東海の飯田での説明会、一番最初はシルクホテルであったわけですが、飯田のときにも質問をさせていただきました。それで、また、14日の大鹿のときにも、工事に関連して、道路使用、そのほかのことで、要望等を含めて意見を出させていただきました。

特に、村長のほうからは、環境への改善を中心とした意見書がJR東海のほうへ出されました。その結果、10月、その前ですけれども、10月24日の日ですか、大鹿での説明会以降、JR東海のほうから、部長、澤田部長以下3人の、所長まで含めた3の方が来村をされて、ホームページ等を後で見たわけで、わかったわけですが、全協で説明されたときの内容よりは、より細かに7項目の要請をされたということが書かれておりますが、話し合いの中では7項目ですが、村としてのパブリックコメントは3項目に集約をして意見書が出されたというふうに理解しております。

また、その後、11月12日の日ですか、JR東海のほうから発生土運搬にかかる道路使用について協力の、整備、使用についての協力の依頼があったということで、2回目として、村としては、飯田の事務所のほうへ、さらに具体的に踏み込んだ要望が5項目に絞られて出されたという内容まで確認しております。

そこで、私も内容を見たわけですが、2回目のホームページ等で見た中では、内容は、より具体的で評価ができると思います。

最初に1点お聞きをしたいんですが、来村をされてJR東海からの説明がありました。その後の動きはということでお聞きしたいと思います。内容については、今、申しあげましたので、その動きについてお聞きしたいと思います。まず、23日でJR東海から示されました4項目の中の2点、道路改良が必要な箇所については、県、中川、大鹿と協議の上、4者だと思っておりますが、工事を行っていきますということが、この時点で、一番最初に言われております。これがどんな回答が帰ってきているか、進み具合をしているかということが1点です。

それから、もう1点は、道路改良の現地調査、測量に向けて、年内か年明けの早い時期に地元地区、関係者への説明会の実施をしていくと、この2点の、23日の時点では話が具体的に投げかけが、そのほかの項目もありますけど、あったようです。

が、この2点については、その後、具体的な連絡が来ているのか、こういった内容が来ているかということ、まず、最初にお聞きをしたいと思います。

○村 長

細かいことの前にですね、私のほうから、私が思っている一番——一番なのかどうかわかりませんが、もう少し根っこの部分のことを申し上げておきますと、まず、中川村がJR東海にとって関係市町村としては位置づけられていないということが1つの大変大きな部分かなというふうに思います。それゆえ、環境評価準備書についての説明会についても、説明会も中川村ではなされないし、環境状況についての現状把握、あるいは、今後、工事が進んでいったときに、どのような状況、環境、居住環境がどのような影響を受けるかということについてのシミュレーションもなされていないということが一番の問題点かというふうに思っています。ですから、その部分が、まず、根本的な部分として、JRにその部分を改めてもらうというふうなことかと思えます。

今、環境評価準備書に対するパブリックコメントが多方面から寄せられた、それに対してJRの見解がホームページ上に発表されています。それについても、関係市町村にはJRからその送付があったわけですが、中川村に対しては、ホームページに上げてありますよというお知らせさえ来ないというような状況があります。

そのJR東海のパブリックコメントに対する見解が出された、それに対して、今度は知事が意見を述べることになっています。意見は、知事は、関係市町村にも意見を求めつつ知事としての意見を出すということになっていますが、ありがたいことに、この点については、長野県知事から中川村及び松川町に対しても意見を述べしてほしいというのが来ておりますので、今後はですね、知事からのその意見というのが公式な、中川村が幾ら言っても、今のところ外野で騒いでいるだけというふうな状況でございますけども、知事を通じて公式な形でJR東海に物申していくというふうなことが1つあるかなというふうに思います。

今、ご質問の道路に関する細かいすり合わせっていいですか、向こうからどんな要望があってというところについては、副村長のほうでご説明させていただきます。

○副 村 長

ただいま、基本的なことについては村長のほうからご説明しましたので、お尋ねのありました必要箇所、4者協議の結果の回答及び測量実施の時期ということですが、ちょっと、2点であります、まとめて話させていただき、その中でお聞き取りをいただけたらというふうに思います。

環境影響評価準備書の説明会が終了したということで、10月23日に関係者が来庁になったということについては、村田議員からもお話があったとおりで、そのことにつきましては10月25日の議会全協の中でお話をさせていただき、主要地方道松川インター大鹿線の使用方法について協議をしたいということが、そのときの主な趣旨でございました。

その後の会議、最新の会議であります、先週の金曜日、12月6日の日に飯田合同庁舎で、JR東海、長野県、これは建設事務所も含まれますが、長野県、それから大鹿村、中川村の関係者で打ち合わせ会議を持ちました。持ちましたというか、向

こう側の要請に基づいて出たということでございます。その会議の内容でありますけれども、JR東海の通行量シミュレーション、ご承知のとおり、これは準備書の中で通行台数等が出ておりますが、それらに基づいた必要箇所改良ということで、その改良箇所の改修の方針ということと測量調査の実施時期及び今後の予定でございました。

改修改良箇所と改修方針につきましては、大きくは、西下トンネルについて、新たなトンネル掘削を行い、交通のスムーズな運行をしていきたいということ、また、改良箇所についても、大きくは何箇所かはございましたが、ちょっと個別には、松川インター大鹿線、ご承知のとおり特定の構造物とか建築物とかがあるわけではなくて、なかなかお示ししにくいので、なかなか申し上げられませんが、大きくは何箇所か全体的な改良を行うと、また、改良ができない所については交通誘導員の配置を行うという説明がございました。その改良箇所については、後ほど道路管理者である県等々の調整が済んだ後についてはお示しをできるのかなあというふうに思いますし、また、大鹿村側の意向もありますので、そこらを踏まえてお示しをすることになるのかなあというふうに思うところであります。

測量の時期につきましては、10月23日の折には年内もしくは1月の早い時期にということでしたが、JR東海側の調査の中で、交通が非常に混乱というか、現地と合わせづらい、また、土地の関係者についての把握がなかなかできないということ等がありまして、この調査が非常に難航しているということで、ただいま申し上げました時期に説明会に入ることは困難であるという話でございました。そうは言っても年度内には作業に入れるようにしたいということでありまして、事前に、その折には地元説明会を行うということでもございました。

村としましては、この工事の通行だけではなくて、全体的な説明をしてほしいという要望をしてきたところでございます。

そうしたこともありまして、県の道路管理者、また、大鹿村の住民の方への影響等もありますので、推測での、なかなか、お話しは、ちょっとでき兼ねるかなあと思いますが、そうした状況のお話があったところでございます。

○5 番 (村田 豊) 大分、内容は前へ進んだというふう感じておりますので、村側から2回目の意見書ということで11月29日に5項目の内容がJR東海のほうへ示されておりますが、この点も聞こうと思いましたが、今の副村長の答弁の中に含まれておりましたので、具体的な動きが、今後あるかというふうに思います。

それで、2点目として、その役場庁内での検討組織の立ち上げはということで、検討がどのように進められているのか、また、進めていくのか、その点の確認をさせていただきたいと思いますが、検討については、現体制、課長会の中で具体的に検討をしていくということなのか、あるいはまた、新たにそういった部分の組織をつくるのかどうか、その点、お聞きをしたいと思います。

○村 長 今のところ、先ほど、今、申し上げたような状況でして、現状では、建設水道課のほうで担当というふうな形でJRとの接点等にはなっているわけなんですけれど

も、もう少し大きくくりをしてですね、いろんな、住環境、あるいは希少生物の保護っていうふうなことも今後は必要になってくるかと思います。ただ、現時点では、そういった形で、はっきり言って、中川村が、なかなか関係市町村として位置づけられておらずに、きちっとした全体的な交渉相手にされていないというふうな状況がありますので、今のところは、まだ、そういうことには、何ていいますか、検討組織というようなものを立ち上げておりませんし、建設水道課長と副村長、総務課長、それぞれの担当課長、それから私というようなところで情報交換をし、考え方の共有化を図って折衝をしているというふうな、そういう状況でございます。

○5 番 (村田 豊) わかりました。少ない職員数でありますので、そういった内容化というふうに思いますが、適確な対応をお願いしたいと思います。

それでは、3点目で、その工事車両のルート等の検討はということですが、特に、今回、リニア中央新幹線は、先ほどから、村長からも話がありましたように、中川にとっては住民への環境悪化ということが長期にわたって予想がされます。原因者であるJR東海、向こうから12月初めに、先ほどの副村長、6日ですか、招集がかかって具体的な説明があったということですが、取り組みのスタートの、特に、JR東海のほうから県、国等、関係市町村との協議を頻繁に積極的に開いてもらいながら、特に中川の場合、大鹿もそうだと思いますが、環境改善にどう対処するかという、その実効策を具体的な道筋を立てていただきたいというふうに思います。そのために考えられるのは、やはり道路の、先ほど出ておりました拡幅、改修、また、新たな運搬路等々、抜本的な取り組みが必要になってくるかというふうに思います。特に影響があるのは南向地区が主体的になってくるんであろうというふうに思いますので、関係地区の皆さんの不安を解消をできるだけ図れるようなことで、早目の、開始からして早目の対応が必要だというふうに思います。それで、具体的な運搬ルートの検討はということで、後ほど提案については私のほうからJR東海のほうへ、一応、個人的に意見書として出させてもらった内容を示させていただきますが、村としてどのような検討がされているのか、されていないのか、準備書の中では、具体的に1,700台を、そして運行は60キロの運行での1,700台という計画が立てられているということが出ておりますが、あとの訂正で40キロの運行でなければ無理だというようなことでの2回目の訂正がされておりますけれども、そうしてくると、さらに車の台数は、恐らく、多少、ダンプだけは減ると思います。けれど、期間が長くなるということ等が予想されるんですが、こういう点で、ルートのものは、松川インター大鹿線以外として考えられているかどうかお聞きしたいと思います。

○村 長 その点は、中川村で考えることではないというふうに思っております。中川村でここを通そうとかってというようなことを考える立場にないというようなことでございます。中川村としましては、今、JR東海が出している計画について、村として問題がある所について、それは困る、それはだめであるというふうなことをしっかりと行っていくということかと思えます。一番懸念されるのは、やっぱり渡場のあ

たりの、渡場、それから三軒家のあたりの、そこに住んでいらっしゃる方への住環境、粉じん、振動、騒音等々の影響がどれほどあるのか、あるいは、住民生活の足にどれだけの支障が生じるのか、そういったところをしっかりと事前に把握をして、そしてまた、工事期間中も常にモニターをし、その結果を常にオートマティックにホームページに掲載される、あるいは、道路わきにサイン、数値、サインが出ていて、今のデシベルが何デシベルとか、粉じんがどれだけというふうなことを常に提出してもらうようなことをしながら、基準以上、その基準についても、国が定めた基準じゃなくて、中川村にふさわしい基準を定めてもらって、住民が同意できる基準にして、それを越えたときには、しっかりとした対応策ができるまで運搬を中止するというようなことを申し入れています。

ただ、いろんなところでJRさんとは会う機会があるわけなんですけども、こういときに常にそのお話をしていますが、そういうローカルルールの設定については、余りそういう気はないというような発言が漏れ聞こえてきているし、また、中川村を、先ほど言っていた関係市町村に位置づけるっていうことについても、見直す、だんだん見直さないかかなというふうに気になってくれているとしたらありがたいんですけども、そういう明言はありませんし、そんな状況です。

そういうことで、道路については、まず、渡場までについては、JRさんのほうで言ってきたと、そこから先、渡場の信号からどうなるかということなんですけども、それについては、JRが言うには、その廃土、トンネルから出してきたいろんな土とか、いろんな工事関係で出てきた土をどこに置くのかということについては、一応、今、県のほうの預かりになって、県が調整するということになっていて、県の調整結果が出ないと、いつごろ、どこに、どれだけ送るっていうことは、運搬するっていうことは、決まらないので、何も申し上げられないというのがJRの立場です。

中川村としましては、ちょっと、これは、また、これからもっとしっかりとっていかなくてはいけないと思っていますが、竜東線を北上するルートというものについては、その先、天竜川を渡らなくてはいけないわけですが、飯沼橋も、ああいふダンプカーが渡れるような橋ではないし、坂戸橋なんかを渡るダンプカーが満載して渡るなんて、がらがら渡るなんて、とんでもない話でありますし、それから、天の中川橋についても、そこに降りていくのが大変だというふうなことでございますので、竜東線を北上していくルートっていうのは困るということ、JRさんとしても困るでしょというふうなことをしっかりとっていきついでございます。

ですから、何ていうか、こちらからここを通過してくださいということよりも、JRのプランに対して問題点を指摘し、改善するものは改善する、そこを通らないルートを考えてもらうというふうなことが村の立場かと思っています。

○5 番 (村田 豊) 今、村長の答弁を聞いておりますと、JRから具体的なルートが示されなければ、あるいはまた、村としてルートを決めるということ云々という、私が言っているのは、そうじゃなくて、JRから松川インター大鹿線については具体的に使わせてもらいます、使いますよということは言っておられるわけでして、

具体的な、それじゃあ、村内、今、言われた残土について、竜東線は北上してもらっちゃ困るとか、そういったことでなくて、JR東海の立場でなくて、村として、村民の生活を考えたときに、どういった、残土運搬をしてもらおうとしたらルートがいいのかという検討をしてほしいということを行っているわけですし、JRに示すわけじゃないわけですので、その辺を進めていただきたいということを私は申し上げたつもりです。何か聞いていると、どうも受け身のみで、JRに示すことはない、JRに具体的なものを決めてきてもらえばいいじゃないかっていうような言い方をされておりますが、私は、その点、違うんじゃないかというふうに思います。

それでは、その点は、最後の提案のところで、ちょっと触れさせていただきますので、このくらいにしておきますが、4点目として、関係市町村との連携、また、広域連合での検討、要請等は進んでいますかということですが、先ほど副村長のほうから大鹿との連携が具体的にJRとの打ち合わせの中で進み始めたというふうに確認をいたしました。そういう点では、ますます、今後、何回も、そういったことがあるだろうというふうに思います。

それから、郡のリニアの中央新幹線の開通を見据えた将来ビジョンというものが、先ごろ、34ページにわたっておりますが、発表になりました。その中で細かく内容が検討をされておりますので、そこへ、村長、副村長等々が加わって、具体的な内容が決められてきたというふうに感じております。特に、そういう点では、伊南としては検討しなくて、郡の広域の中で、観光を初め、いろいろな点での対応をしていくということで聞いておりますので、その点は、郡のビジョンは、非常に具体的な内容を鮮明にまとめられたという内容ですので、郡の要請内容ということについては省かせていただきたいと思いますが、ここで、関係市町村につきましては、今、聞きましたので、これも省かせてもらいます。

県や国への要請ということですが、特に県のほうからいろいろな点が出てきていると思いますが、中部伊那の4市町村で10月18日の日に県へ県知事要請ということで提言書を持って行きました。行って、それぞれ強く議長——議長が、今回は司会だったわけですが、知事、土木部長への要請をしております。後ほど提案文書として、A3、2枚は裏表のものですが、それは18日に県の副知事、和田副知事が対応してくれたわけですが、副知事に4市町村として出した資料を提示をしてありますけれども、以降、11月の中ごろ副市町村長会で研修がされたということを聞いております。郡の段階では、それぞれ金沢と富山へ北陸新幹線の開業に合わせた観光等々の視察をしておりますが、11月中ごろの副市長村会の研修で東北新幹線を見られたということもお聞きしました。2日目に、具体的に国への要請ということで、総理大臣内閣参謀関与ですか、飯島さんのところで要請もされた、あるいはまた、総務省大臣官房参与の地域力創造審議官の関さんにも会われて、防災と消防についてというような話もされたということを聞いて、こういう話も聞かれたということを知っておりますが、特に、飯島さん、総理大臣内閣官房参与の飯島さんに、どういった、村長たちが行った時点で要請がされて、どんな答えが返ってきたのかお聞

きをしたいと思います。この点について、私も6月の一般質問の折に、郡でした折に、一番、長野県の中、あるいはまた県の中でも一番身近な辰野の飯島さんがいるんだから、リニアについては飯島さんを活用させてもらうのも1つの手じゃないかということをお願いしたわけですが、具体的な、この実行された要請内容の様子をお聞きしたいと思います。副村長。副村長にお聞きしたいと思います。

○村 長 市町村、それから、県については、わかっているからいいというお話でしたけども、今のお話の中で漏れている部分がありますので、ちょっと、その辺も補足をさせていただかなくてはいけないのかなと思いますし、国・県のことに、国のことについても私のほうから、部分をお話をさせていただきます。

まず、市町村につきましては、大鹿村のみならずですね、当然、中部伊那の松川町、それから豊丘村、喬木村、飯田市、阿智村、南木曾町、そのあたりが関係市町村として、JRとして位置づけられて、すみません、松川町については位置づけられていませんが、位置づけられている、そしてまた、その廃土の搬出について、直接に、まず、影響を受けるという市町村でございます。そのあたりと連携をして、情報交換なり、ともに声を上げるというふうなことをやっていきましょうよというふうなことでお話をしております。それから、山梨だとか、あるいは岐阜県だとか、そちらのほうの自治体ともですね、同様の連携を広げていければいいなというふうと考えているところでございますけども、そちらについては、まだ、具体的に何かコンタクトをとったりっていうふうなことはしておりませんが、そういう、その工事のひざ元自治体といいますか、そういったところで連携をしていくということは重要なことではないかなというふうに思います。

それから、上伊那広域連合では、中川村と同様に、環境影響評価準備書へのパブリックコメントを上伊那広域連合としてJR東海に送付し、松川インター大鹿線を使つての廃土の運搬について生活環境への悪影響に重大な懸念を表明していただいております。

さきの11月の広域連合議会においても、議員もご存じのとおり、白鳥連合長が開会あいさつで、松川インター大鹿線という路線名を挙げて、住民環境を守っていかなくてはならないというような問題提起もしていただいております。

県に対しては、今、お話のとおり、中部伊那議会として松村議長も県庁に出向いて、和田副知事さんほか県土木幹部に要請をしてくださったと聞いております。

先日は、加藤副知事が、別件でありますけども、中川村にお見えになったとき、議長さんともども、この松川インター大鹿線を使つてのリニア工事残土運搬について非常に懸念しているところだというようなお話をさせていただきました。

そういうことで、県のほうには一貫してお話をしているわけなんですけども、県のほうの担当窓口については、正直申し上げて、JRに対して腰が引けているというように感じているのも事実であります。そもそも、その組織の名前がですね、リニア振興室、推進、振興室とかですね、発生土活用ワーキンググループとか、何か、そういう、非常に物事を一方的に、一面的にポジティブな面だけとらえていて、住

民環境への影響というところをとらえていないようなところが、その組織の名前にもあらわれてきているのではないかなというふうなことは、かねてより、いかななものかと思ひ、いろんな県との折衝の場面でも、そのことも含めて申し上げてきました。

先日、正副連合長会に、JR東海、それから県の担当者の方がお見えになりまして、いろんな説明をしてくださいました。そのときにも、かねてから申し上げている中川村としての要望事項を、その場でも繰り返し強く申し上げたところなんですけども、その席で、連合長初め副連合長からも、そのJR東海が説明不足によっていろいろ不安を生じているんだというようなことについてのバックアップ、それから、県の指導力がやや足りないのではないかというような声が、皆さんからそういう声が上がられましたので、中川村としては、正副連合長からも、皆さんから支持を、バックアップというか、援護射撃をしていただいたなというふうに心強く思っているところでございます。そして、その結果ですね、先ほど申し上げたとおり、県知事がJRに対して意見を述べるというときに、本来は求める必要のない中川村にも県のほうから意見を述べてほしいというような依頼が来たということは、大変ありがたいことだなというふうに思っているところでございます。

国に対しては、私のほうからは、長野県南部国道の要望活動の際等々にですね、東京に出向く機会がありますので、国土交通大臣との懇談でも、このことについては話題にいたしましたし、県選出の国会議員、宮下一郎さん、吉田博美さん、後藤茂之さん等とも、みんなで、木曽も含めて会合を持つ中で、このことについては声を上げていって、共感、共鳴の言葉をいただいたところでございます。

補足については副村長からお願いをします。

○副村長 　ただいま副市町村長会の研修についての中で内閣官房参与の飯島さんとどうい話をしてきたかということのご質問かと思いますが、ちょっと通告にもいただいておりませんし、うまくまとめてございませんので、行ってきたことは確かであり、お会いしたことも事実でありますので、そのことだけ、ちょっとお話をさせていただきたいというふうに思います。

11月14日、15日ということで、14日につきましては、青森県の七戸十和田駅、それから、15日について、八戸駅の関係について、それぞれの市役所で、東北新幹線を開通させるまでの各関係市町村、広域等を含めた関係市町村等々の話の経過、また、開通後の状況等について研修をさせていただいてきたところであります。

15日の午後であります、東京のほうへ来まして、総務省の次官、それから、元長野県の財政課長であられました五味さんが消防の関係をお務めになっておりますので、その関係、それから飯島さんということで、お会いをしまりました。この研修の中では、特に、要望活動を行うとかいったたぐいのものでなくて、文書を持って行って、こういったことをお願いしたいという内容のものではございませんで、首相官邸の中に内閣官房の飯島さんがおられたわけでありまして、そこで名刺交換等をしたということでございます。いわゆる懇談がメインでありまして、要望を

するというようなところは、逆に、どちらからそういうことが出たのかわかりませんが、話の中では出ましたけれど、これは、一般的な、その大体的なお話でございまして、個別に、どこがどう、この時期にどうというようなことではございませんでした。そうしたこともありまして、私どもの立場でありますので、その上伊那広域的に、これをまとめてお願いをすとか、そういった内容にはなっていなかったということがリニアについての話でございまして。主には、飯島さんのほうから、現在の政治情勢等々についてのお話があったというのがメインでございました。

○5 番 (村田 豊) 質問の時間が、やはり詰まってくるので、一部、割愛させていただき部分が出てきますが、お願いをしたいと思います。

内容的には、懇談ということで、要請ということではないということですが、郡の広瀬事務局長から聞きますと、特に、この研修、非常によかったというようなことと、それから、飯島さんのほうから、この飯島さんは、阿部知事にも進言をしておられますが、長野県の観光だとかリニアに対する具体的な応援支援策をとということも言われているようですが、そういう点では、153号線のことだとか、JRに対する働きかけだとか、リニアに対することについても、具体的に、ある程度のサポートをしていただけないというようなことが受けとれたということで、有意義な研修だったということをお聞きしております。

それでは、次の点ですが、JR東海へ意見書を出されましたが、それに関連して何点か聞いたかったんですが、2点だけにしておきます。

住民懇談会の開催については、考え方があるのか、いつごろなのかということ、それから、残土について、住民の皆さんから、こういったところをスポット的に埋めたいけど、取りまとめをしないのかなあということをお聞きしておりますが、それは、要望等について、いつごろから村として取りまとめをするのか、この2点についてお聞きしたいと思います。

○村 長 住民説明会ということでございまして。住民説明会、2種類、中身を分けて考えたほうがいいかと思っております。1つは、大鹿であったような環境についての、住民環境、生活環境に関することも含めた全体的な事業説明という説明会、もう1つは、道路を改良していくに当たって、こういうふうなことを考えていますので協力してくださいというような説明会、JRが考えている、中川村で考えているのは、恐らく後者、松川インター大鹿線をどのように直していくのか、こう考えているので、地権者の皆さん、あるいは周辺住民の皆さん、よろしくご協力をくださいねというような説明会をJRは考えているというふうに思っています。ですので、それを、単にその形で終わらすのではなくて、もっと大きな広い視点に立った住民環境を守るための交渉の場にしていけるということが大事なというふうに思っています。

その時期については、先ほど副村長のほうから話がありましたとおり、年内とか1月の早い時点というふうなお話もありましたけれども、JRさんのほうで対応がおくれているというふうなことで、後になってくるかというふうに思っています。もう少しJRさんのほうの対応準備が整ってからというふうなことになると聞いております。

すので、いつとは、ちょっと、この場では申し上げられません。

それから、残土というか廃土の受け入れということですけども、どう考えても大量の、その希望、前に県のほうでざくっと、余り調製しないまま可能性ある所だけ出してよというふうな形で希望調査があった、それを取りまとめたところ、半分ぐらい、その受け入れ先の半分ぐらいしか、とりあえずなかったというふうな話も聞いています。これから、それだけのものを納めていくということになると、もう、それは非常に大変なことであります。しかも、中川村は、大鹿村の次に、大鹿から出てくるものについては近い場所ですので、遠くに運ぶよりも近い場所に置いたほうがJRとしてはありがたいので、もう、できることなら中川村で受け入れていただきたいというのがJRの本心かと思います。ですので、このことについては、余り慌てる必要はないと思います。そしてまた、伊那市長さんもおっしゃっていましたが、権兵衛トンネルの工事の際には大量の水が噴出して、その中には、まず、最初、水が出たっていうんで、この水を利用して何かできるかなというふうにポジティブに考えたんですけども、そこの中にはヒ素が非常にたくさん含まれていたということで、その処理にお金が必要というふうなことがあって、廃土の問題については、その量だけではなくて、質も問題になってくるんだというふうな発言がありました。廃土っていうのは、本当に、ある意味、産業廃棄物みたいなもので、それをどのように処理するか、それがうまくいかなければ、JRさんとしては、工事そのものが進んでいかないという、非常に肝の部分だと思います。肝の課題だと思います。それについて、中川村は、本当に、その肝の部分の、その、また、そのボトルネックの部分、松川インター大鹿線というのが中川村にあるというふうなことですから、このことをしっかりと把握、認識した上で、住民生活を守っていくためには何をしなければいけないのか、何をしてもらわねばならないのかというふうなことをしっかりと交渉していくということが必要かなと思っています。ですので、廃土をどこに受け入れてっていうのは、もう少し先の話かと思いますし、そのときに、その廃土を受け入れて平らな部分をつくるという、それだけじゃなくて、そこで何をするのかみたいなことも、その後の展望もですね、しっかりないと、単に、こう、山があって、谷があってという、この中川村の自然景観を壊すだけで終わってしまう可能性だってあるわけですから、しっかりした展望を持った上で取り組んでいかなくてはいけないのかなというふうに思います。

以上です。

- 5 番 (村田 豊) 村長、言われていることは大事なことであり、要を得て内容を話されておりですけど、実は、先日、3会場で懇談会を持ちました。その中に、一般質問に対する答弁が非常に長いと、行ってみれば、今、言われたような、私が残土の受け入れは、どういうふうに、いつからやりますかという問いに対して、具体的に答えがされていないと、ずれがあると、今、言われた、最後のときに残土のことについて言われましたけれども、そういった、なぜ、議員は、再度、その質問を強くないのかということ、そういった点への指摘をしないのかということが住民懇

談会の中で指摘されましたので、村長、言われる最初の理論のことと、今、言われたこと、また、最初のことも繰り返し申されておりますので、質問時間がなくなっちゃうんですね、時間が、非常に、そういう点では、質問に対して、どう、こちらの聞いている内容に対する考え方に対する具体的なことを、概要を述べていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次の中川村としての将来ビジョンは割愛させていただきます。

3の提案ということですが、お手元に私のほうからJR東海へ出しました資料を提示をさせていただいております。11月の3日の日に、ちょっと迫っておったんですが、意見書として私のほうから、JR東海へ4項目の内容と、それから、図面を、それぞれ持って行きまして、飯田事務所、この図面についてはJR東海のほうへ送ってありません。この図面については、飯田の事務所へ持って行って説明をさせていただいております。

1点目としては、先ほど言われているように松川インター大鹿線の現道の改良拡幅をできるだけ早く進めていただきたいということ、これは中部伊那で県知事へ要請した内容のことです。

それから、2点目としては、ダンプについては、ダムから下については専用道路を河川内へ敷設して、そのほかの現道については、重機の運搬だけでなく、資材だとか、それから、重機類の中でも、クレーンだとか、そのほかのユニック等々の搬送があると思いますので、そういった道路にできるだけ使ってもらおうということと、生活道路への活用ということで、ダンプについては専用道路ということで、恐らく、渡場の皆さんとも、ちょっと、これ、話したんですが、内容から言えば、土を積んだ車は河川内でいいけれど、空のものについては、恐らく河川内を両方使うということは無理があるだろうという、台数から見て、ことを言っておられますが、そういう点では、ダンプ専用の道を開設ということ等の具体的な内容は、また、内容を打ち合わせするとしても、大鹿の折にも、私、この要望を出したところ、具体的には、信毎に、11月26日の日に、一面にJR東海のコメントが出ているわけでして、小渋ダムの下流側で河川内の工事用車両専用道路や新たな運搬ルートの設置を検討すると、国交省と相談しながら、そういったことが新聞の一面にも出ております。内容的に中川のことが4番に載ってしまったわけですが、3番、4番に載ったんですが、もし、どうしても非常に台数が多くなったりした場合は、前々から言われておりますような、この図面にありますように、南陽へトンネルで抜けて、生活者、観光の皆さんの使うルート等も検討してもらおうことも必要じゃないかというのが3点目です。それから、4点目は、先ほど言われました。竜東線を北上することは云々ということ、村長、言われましたけど、恐らく、残土の搬入、搬出、上伊那への搬入については竜東線しかないんじゃないかなあということ、みんなが思っているわけでして、こういった点の、面の改良を早く済ませてほしいということ、私の方から飯田事務所に出向きまして、ちょっと意見として、一般、個人としての意見として申し上げてあるということですので、その点は、今後の検討の中

の参考にしていただけたらというふうに思います。

それでは、次の2点目の質問についてですが、今の点、細かくお聞きをしたいんですが、これは、時間が迫っておりますので、2点目の議会活動の住民への情報提供の改善は進められないかということをお聞きしたいと思います。

この中では、特に、懇談会の中でもありましたし、それぞれの先進的な議会の様子を聞いてみますと、議員活動が、より早く、きめ細かに伝えられているというのが他の先進的な議会の内容かというふうに思います。

中川として改善が進むよう、取り組みを、ぜひ、26年度からしていただきたいという点が質問の内容になります。

今までの中では、村民の皆さんへ、CEKを通じて、あるいは議会だよりを通じながら、情報提供、活動の情報が提供されているわけですが、CEKの今の放送体系の場合には、非常に、見られないと、もう、見逃してしまうと、その情報として細かく確認ができないということ、よく言われております。そういう点では、1点目として、CEKの放映については、できたら、一般質問だけじゃなくて、きょうの場合は本会議のものがずっと放映がされていたようですけども、村定例会については、村長のあいさつや基本方針、決算の概要等の放映をしてもらい、すべてをしてもらえないか、それから、重要議案の案件についても放映をしてもらえないかということ、それと、もう1点は、陳情、請願等々の内容が知りたいんですけど、どういった討論がされているのかわからないということ等がありますので、委員長報告等々を、やはり流してもらえないかという要望がありますが、この点についてはどのように考えておられるかお聞きをしたいと思います。

○総務課長

それでは、できるだけ確なお答えをしたいと思いますが、まず、現状については、ご承知のとおり、ご説明のあったとおりでございます。臨時議会での放映はしておりませんで、CEK、エコーシティー・駒ヶ岳、ほっとタイムという番組で、議場に設置した2台のカメラで、現在は撮影をし、放映をしているということありますが、エコーシティー・駒ヶ岳の職員が、この庁舎2階、東端にあります旧有線放送アナウンス室でカメラの切りかえを操作し、放映するというふうにしております。

4つの市町村が、ほぼ同時期に議会開催をしているということから、それぞれ1人のスタッフが張りついてカメラの切りかえをしているのが現状でございます、非常に、これは、スタッフっていうか、人的には非常に厳しい話かなあというふうに思います。新設の条例案ですとか請願、委員長報告など、CEKで放送できれば、議会で何を検討し、どんな議論があつて、採決の結果がどうであったかということが見ている住民にはよく伝わるというふうに思うわけですが、今、申し上げたような状況で、スタッフの総動員という中でありますので、非常に難しいというのが現状でございます。

じゃあ、その分、村の職員をというふうな話に、次になろうかと思いますが、そうしますと、専属で機械操作に慣れた者が必要ということになりますから、やはり、

これも、現状の中では、限られた職員で回している中では非常に難しいというふうなことでございます。

- 5 番 (村田 豊) わかりました。現体制の中では難しいということですが、私は、可能じゃないかなあ、ただ、4市町村が歩調をそろえなきゃならないからできないというような感を受けますので、その点は、再度、詰めていただきたいというふうに思います。

それから、住民への情報提供のための電子化の進めということですが、これは時間がないので割愛をさせていただきますし、提案のところで、ホームページの動画配信のことをお聞きをしたいと思います。

3点目の他町村の実施内容の検討はされているかどうかお聞きしたいと思います。下伊那、上伊那を中心に結構です。

- 総務課長 議会中継に関しまして、ホームページに掲載して動画を配信している自治体について幾つか調べてみました。

大きいところでは、長野市、松本市、安曇野市、塩尻市等では掲載をしているようでございます。市の段階では比較的多いということですが、上伊那の中では、やっていないというのが現状です。

町村につきましては、ぐっと少なくなりまして、すべてかどうか、逐一、全部、ホームページ等を開いてみたわけではございませんが、幾つか条件を検索をして、入力して検索した中では、松川村が、ユーストリームという動画配信を行うソフトといますか、サイトを開いておまして、これで動画配信を行っているということは、調べた結果では、わかりました。

- 5 番 (村田 豊) 上下伊那ということでお聞きしたんですが、地区外の、そのほかの南信があることはお聞きを、今、しましたが、上伊那では伊那市がやっております。これ、24年の12月からです。それから、箕輪町が21年の3月から、一般質問、動画配信しております。それと、飯田では下条村が21年度からやっております。飯田市は、いつからか、ちょっとはつきりわかりませんが、飯田市も、例えば、リニア関係の会議等々が、持っておられます、検討委員会等を持たれましたが、そのものから動画配信がされているということですので、私も内容を、伊那市の実施した内容をお聞きしました。ちょっと簡単に触れておきますので、これを検討材料にしてほしいと思いますが、伊那市では、市長あいさつと一般質問と委員長報告、それから、議員提案については動画配信がされております。いつでも、どこでも、どんなときでも、だれでも、その確認ができると、非常に、今、伊那市の議員もいいし、住民の皆さんからも、こういったメディア、パソコン等を使った、使っている人たちについての意見は、非常に好評だということを聞いております。動画手法としては、フリー編集ソフトを使っておりますので、無料でダウンロードできるということ、それから、ユーチューブで共同共有でサービス提供をしてできるので、これも無料でできるということを知っております。ぜひ、この点は、伊那市へ聞いていただいて、サーバーが議会事務局にあって、そして、収録をして、伊那ケーブルテレ

ビへは伊那から送信をしているという方法をとっておられるんです。

それから、もう1点は、CEKの春日常務に聞いたんですが、これは、議会の承認があればできますと、放映はクリアできるということを聞いております。ホームページの場合ですね。ただ、通常の有線、CEKの番組へ流すということは、著作権の関係で、音楽の部分の著作権の絡みがありますので、これは非常に難しいということはおっしゃったので、ケーブルテレビのほうで放送をしてもらうということでない、その点は無理があるのかなあということですので、特に、伊那の場合を聞きますと、非常に、箕輪町のほうも聞いたりしていきますと、そんなに難しくなくてできるということですので、できたら、4定例会については、ぜひ、やっていただくような取り組みをお願いをしたいというふうに思います。

それから、最後に、要望ということで――要望といいますか、提案としてお願いしたいと思いますが、今、申し上げたような内容ですので、CEKでできることについては、できたら26年度から取り組みをしていけるように進めていただきたいということと、それから、動画配信については、26年度の予算の中へ載せて予算化していただきたいと、そうしますと、じゃあ、どのくらいの費用がかかるか、どうかというようなこと、それから、総務課長、言われましたように、担当部署はどういうふうに、どこでやるのかということが問題になるかと思いますが、まず、CEKのほうの話によりますと、今、撮ってあるテープをダビングして、そして動画放映するっていうことは、非常に精度の高いものでないと、カメラが、どうしてもわかりにくくなるということがありますので、ビデオカメラの更新が必要になるんだらうと、それから、ハードディスクの導入等、1万円くらいですけれども、できるかと思います。具体的には、一番大変なのは実務体制だと思います。私は、年4回が主体ですので、先ほど話がありました情報担当の皆さんと議会事務局で一緒になって編集をしていただいて、動画配信ができるように、ぜひ、そんな、来年度の予算の中へ組み込みをしていただいて、体制も組んでいただくようにしていただきたいというふうにと思いますが、これは、あくまでも提案ですので、どんなように考えられるか、予算計上するのか、それは無理って言うのか、その点だけお聞きしたいと思います。

○村 長 議会広報に関しましては、基本的には議会のマターかと思いますが、議員個人のお考えというよりも、議会の内部でご議論をいただいて、そして、取りまとめをして意思統一を図っていただくのがいいのかなというふうに思います。

広報というと、そのデンタルメディアばかりではございませんし、この間から行われておられる地区懇談会というふうなこともあるでしょうし、車座というふうなこともあるでしょうし、議員個人さんとしたら、よく国会議員の方もやっておられるような、印刷物を、ビラというようなものをつくって配布するというのも可能でしょうし、もっと言えば、辻立ちで情報、考えを述べるというふうなことも1つの方法かというふうに思います。いろんなやり方があると思いますので、そのデジタル面の特価というふうなことについても、そういった意味で、議会の問題とし

て議会でお諮りをいただいて、まず、お諮りをいただければなというふうに思います。

以上です。

○5 番 (村田 豊) 言い足りない部分が、聞き足りない部分がありますが、これで私の質問を終わりたいと思います。

○議長 これですら村田豊議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は午後1時とします。

[午前11時40分 休憩]

[午後 1時00分 再開]

○議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

4番 山崎啓造議員。

○4 番 (山崎 啓造) 私は、国の米政策の見直しで生産調整を見直すということを行っています。それによって中川村の将来はどうなるのか、こんな観点から村長にお尋ねをしたいと思います。

特定秘密保護法案の是非をめぐっての論争で多くの人の意見が混合し、收拾がつかなくなるほどの騒がしい国会でありました。6日の深夜、参議院本会議で成立したところではありますが、防衛や外交に関して特定秘密に指定することは必要である部分もあろうかというふうに思うところでありまして、現在も運用はされております。ただ、審議の進め方が少々乱暴で、拙速であったことは事実だと思っております。そのような騒ぎの中で、先月26日に政府が打ち出した米政策の見直しが薄らいでしまったという感もいなめません。米政策を大きく転換し、1970年に始まった生産調整、いわゆる減反を5年後の2018年をめどに廃止することや補助金を見直す新たな政策を決定しております。米政策見直しの関連法案を来年の通常国会に提出するとしています。現在、支給している10a当たり1万5,000円の定額補助金を2014年度に7,500円に半額、2018年度には減反廃止に伴って支給をやめる、新しい交付金、日本型直接支払を14年度に創設し、農地を守る活動を支援する強化策を考えているということでありまして。

そこで、現在、実施されている生産調整による補助金というものが零細農家を保護する上で非常に大切であります。その半面で、農家の経営強化の足かせになっていたのではないのかなという疑問も個人的には抱くわけですが、村長のお考えはいかがでしょうか。お聞かせください。

○振興課長 それでは、私のほうからお答えさせていただきますけれども、ただいま山崎議員のおっしゃったとおり、昭和45年から米の生産調整として減反政策が始められ、途中、幾度かの変更はありましたが、約半世紀にわたって国において実施されてきております。この減反政策により、水田へ転作作物として麦、大豆、園芸作物などが作付けられ、農家によっては積極的に転作に取り組むことによって農業構造の転換を図ろうとされた方もおられました。しかし、米を引き続き栽培するためにやむを得ず転作を受け入れた農家にとっては、米の生産調整は足かせになっているかもし

れません。

以上です。

○4 番 (山崎 啓造) 課長の意見はわかりました。村長はどんなふうに思いますかね。お聞かせください。

○村 長 減反政策がなくされていくというふうなことでございますけども、よかれあしかれはともかく、東西、両面あったかと思えますけれども、そのことによって現状の日本の農山村、特に中山間地の農業っていうのが、曲がりなりにも、もう、非常に苦しい中でも、何とか、これまで農業を縮小しながらも続いているというふうな状況があるかと思えます。

また、それをやめた後のどういう支援をするのかというところが、まだ、はっきり、ちょっと見えていないところがあるので、そのことによる部分が非常に大きいかと思えます。

ただ、漏れ聞こえてきているっていうか、これまでの農政についての安倍内閣の議論っていうのが、競争力を上げる、輸出をしてもうけられる農業にするんだとか、あるいは株式会社の参入だとか、あるいは大規模化というような、そのような方向性というのが見えているのかもしれない、私には、そんなふうな目に映っているわけなんですけども、そういう形での、そのものにシフトしていくということになっていけば、中川村の、その生産量というのが日本国全体でいって、どこかの干拓地とかで大規模生産みたいなことが、株式会社が入ってパートタイムの職員を使って、労働者を、季節労働者を使ってやっていく、ひょっとすると外国人労働者がTPPで入っていくからって、そういうふうな者を使いながらやっていって、売り上げて利益もできてというふうなことになるかもしれないんですけども、そういうことが、私は、だから、生産量を上げるとかいうふうなことを数字でつかむのではなくて、地域の共同体が持続されるのか、中川村のこの地区に、それぞれ子どもたちの声が聞こえて、地区作業ができて、お祭りができてというふうなことが、これからも長く続けられていくのか、どうなのかっていうことが一番大事なことかと思っておりますけれども、その辺のところについてまでしっかり配慮した支援策というものが考えられるのかというようなことに注目をしなくてはいけないけれども、その部分が、ちょっと疑問と言えば疑問というふうなことで、現状では、そのあたりが、これだったら地域が守られるっていうようなものもないし、これだったら地域が壊されるということころも、まだ、見えないので、ちょっと、非常に不安に感じつつ見守っているというのが現状です。

○4 番 (山崎 啓造) 足かせになっていると自分は思うんだけど、村長、どうですかねって、ちょっと、いろいろ言っていただきましたんで、やっぱり難しくて、なかなか答えられない部分もあると思いますが、個人的に思うには、やっぱり農家の競争力強化には余りどうだったのかなっていう、自分は気がします。

そこでですね、生産調整を廃止して政策を抜本的に見直すって、このねらいは、やる気のある農家がコメを自由につくれるようにすることだということがあるんだ

というふうに私は思います。

一方でですね、TPP交渉をきっかけに米農家の体質強化が待たなしになるんじゃないかと、きょうも、何かアメリカとやっていましたね、2カ国で。なかなか難しくてまとまらないようですが、あした、何とか結論出すんだってっていますが、非常に難しい、そんな中で、農家の強化をする中、していかなきゃあいかんということの中で、じゃあ、中川村でですね、の米づくりっていうのは、今後、どのようにしていこうかなあというふうに見ているのか、村長のお考えをお聞きしたいと思いますが、お願いします。

○振興課長 今回の米政策の見直しの中で大きく政策変換される部分は、5年後をめどに生産数量目標の配分の廃止を目指すということと、生産調整を主食用米から飼料用米へ誘導しようっていうことでもあります。

問題点としては、各農家に示されている割り当て面積が示されず、農家がここに判断しなければならなくなり、全国的な需給バランスが崩れて米価が不安定となることも予想されます。

また、飼料用の米は、生産、保管、流通、給仕、えさとして与えることですが、それぞれの各段階で課題があるというふうに言われております。

これらの課題が解決されなければ作付の推進は困難となります。

今回の米政策の見直しについての情報は、現段階では、新聞等、マスコミを通してのものがほとんどでありまして、国から村への情報は一切ありません。

村の平成26年度予算の編成を迎えておりますが、現段階では、新たな米政策に合わせた予算編成は不可能な状況であり、今後、詳細が、順次、明らかになると思えますけれども、間に合えば当初予算へ、間に合わなければ補正予算での対応になってしまうのかなというふうに思われます。

現段階で、今後、考えなければならない方向性としましては、景気経済として27年度から経営所得安定対策の候補対象となる集落営農組織や経営規模拡大を目指す認定農業者の育成、それから、地域の裁量で活用が可能な山地交付金を活用した振興作物の作付推進による水田の遊休荒廃化の防止、それから、日本型直接支払を活用しての農地の維持や環境の保全、それから、生産経費の中で占める割合の大きい農機具等の減価償却費を低く抑えるための共同事業や農作業の受託組織の育成、こういったものも考えていかなきゃいけないのかなあと、それから、飼料用の米の作付ですけれども、先ほど非常に難しいというお話をしたんですけれども、村単独での取り組みは不可能であります。農協組織による対応を見ながら取り組みを検討していかなければならないというような状況かと思えます。

○4 番 (山崎 啓造) これから先、予算編成は、これから、まだ、不可能だと、ものが見えてきていないということですが、集落営農的な組織をつくったり、大きく連携をしてやっていくということだというふうに思いますが、この政府が決めたですね、新たな政策っていうのは、さっき課長が言いましたように、主食用の米の生産数量の目標を取っ払っちゃってですね、それで米政策を進めていくということですが、

主食用が、例えば増えればですね、みんな、じゃあ、つくるよと、これは自分で売るんだとかいうことでね、増えれば、値段は下がりますよね、当然、じゃあ、それは、転作でいくじゃないかってつくる人がいなくなりますと、逆に今度は値段が上がってくるという、そんな可能性も十分にあるというふうに私は思うわけでありませう。そういう米の値段が大きく変動することによって、その都度、農家がですね、本当、苦勞して、経営判断に悩んで、先が読めずに、耕作なんか、もう、やめたというような農家が出てこないとも限らない、そんなことが心配されるわけですが、行政のトップとしてですね、じゃあ、まだ、わからなくて言えない部分もあると思いますが、これから、こういう方向でいきたいんだと、こういう施策で、目標で、方向をつけていきたいんだっていうものがあつたらお聞かせを願いたいと思います。

○村 長 先ほどTPPのことについても触れられましたけども、そちらを見ていてもわかることは、恐らく国は、その農業とか米とかいうことについて、もう、いいやと思っているんじゃないかなというふうな気がいたします。それについては、交渉材料というふうな中でですね、やっていこうとしているのではないかというふうな気がいたします。だから、国としては、何がしかの農家が農業をやめても、あるいは田んぼがあればになったとしてもいいという腹をくくった上で政策を進めているのではないかというふうに思います。

だから、そんな中で、じゃあ、中川村でも、おっしゃったとおり、この減反政策の見直しどころか、TPPで関税がなくなるとか、ごくわずかになるとか、あるいは段階的に下げられていく中で、おっしゃるとおり、お米の値段が上がるというのは、今後、国際競争の中にさらされてどんどん下がっていくことは目に見えているかと思ひます。質はともかくとして、価格的には安いものが、少なくとも入手可能になっていくというふうに思ひます。

そんな中で、大きな経済は、そういうふうに行くわけなんですけども、中川村の小さい、この村の行き方としてはですね、お米に限らず、何でも、どおんとしたお米の中をつくっているんじゃないかと、私のお米とか、もし、減反政策がなくなってきたとしたら、私のお米なんだというふうなこととか、今、それは、その収穫後ですね、カントリーのこととか、いろんなことも関係してくるのかもしれませんが、必ずしも今は自分のお米が自分のものとして出荷できる状況にはないというふうなこともありますけども、お米についてはそうなんですけども、果樹、果物であれ、いろんなものであれ、何か、しっかり、そういった形で、自分のこだわりで特徴を出して、そして、そのことを評価してくれる消費者を、自分の生産量に見合った消費者をつかまえてくることを、多少、値段が高くても、信頼感だとか、安心感だとか、おいしさだとか、そのこだわりに対する評価だとかいうふうなことをして、買ってしてくれる消費者の方と強い関係をつくる、それは、都会全体をやるんじゃないかと、自分の生産量について、あそこの方と、あそこの方と、あそこの方と、あそこの方が買って買っている、言ってみれば、今の贈答用のリンゴがそういう形だというふうに思ひますけども、それに贈答用のリンゴと一緒にお米を売るとかです

ね、ほかのことなんかも、いろんな工夫を考えていく、これから、将来的には、そういうことも検討していかなくてはいけないような状況にどんどん村の農業というのは追い込まれていく、そういう工夫が必要になってくるのではないのかなというふうなイメージを予想しています。

ただ、先ほど申し上げたとおり、国の今後の、そのしっかりした下腹は、まだ、見えていないので、まだ、定かなことはわかりませんが、何となく、そんなふうな想像をするしかないのかなというふうに、いずれにせよ、前から申し上げている中川村のよさを生かした、中川村の特徴を生かした形の工夫というふうなこと、付加価値をつけた農業、私の農業というふうなことで、消費者の気持ちをわかる、生産者じゃなくて販売のほうまでしっかりと気持ちを持ってやっていくというふうなことが必要ではないかなというふうに、必要になるだろうというふうに思います。

○4 番 (山崎 啓造) 言っていること、そのとおりだと思います。村としてというか、トップとしてね、そういうことを農家の皆さんにうんと発信してもらって、こういう、これ、これからは、こういうふうじゃあないのかなあと、きつこうなるよっていうくらいのことを言ってもらったほうがね、何かやる気が出てくるのかなという気もしますんで、言っているとおりだと思いますんで、ぜひ、それをですね、呼びかけてほしいというふうに私は思います。確かに、顔の見える、相手が見える、つくっている人が見える、それは大事なことだし、これは、もう、自分のブランドっていうものを許可して、それを売っていくっていう、それは、それぞれが、自分が努力するっていうことは当然のことだと思うわけでありまして。

それですね、政府は、中山間の農地維持を目的とする、先ほど、課長、言いましたが、日本型直接支払、これを2014度からって来年ですか、始めると言っています。内容はどんなことをやるか、農地管理を後押しする農地維持支払っていうのと、農村環境改善の住民活動を支援する資源向上支払、今でも、何か、そんなようながありますけども、余りインパクトがないのかなという気もしますが、こういったものをやるんだと、そういった交付金を存分に活用して中山間地の維持をしたいと、これは非常に難しいが大事ななというふうに私は思うところであります。

中川村は、それぞれ、それこそ中山間地ですから、農地の集約なんていうことは非常に難しいと思いますし、経営者の高齢化だとか後継者不足だとか、非常に取り巻く環境が厳しいものが増しているばかりですが、交付金を十分活用することはもちろんであるんですが、中川村では、ならではのですね、いわゆる農産物の商品化、開発といいますか、研究というのかな、村をアピールするようなネーミングというような、以前もつくっちゃオでいろいろと研究されたりしましたが、なかなかうまくいかない、そんなことを村が積極的に考えていくっていう必要が、これから、あるんじゃないかというふうに思います。確かに、農家、皆さんで考えてよってさんざん言われましたが、それができないのが中小零細の農家なんで、ぜひ、ぜひ、これはね、中川村というものがね、何とか、そこらを引っ張っていくような、いわゆる農業振興を図っていく、これは絶対に必要だと思うんですが、村長、どんなふう

に考えますかね。このことについては。

声が悪くてすみません。

○振興課長 私の方から触れさせていただきませうけれども、この春、営農センターが策定した農業振興方策の中でも新規作物の導入の検討や日本で最も美しい村を活用したブランド化等を掲げております。今後、取り組みを加速しなければならないというふうに考えているわけなんですけれども、議員の皆さんにおかれましても、議員活動として、あるいは一村民、一農家として、いいアイデア等がございましたらお寄せいただければありがたいというふうに考えております。

○4 番 (山崎 啓造) そういうふうに来ましたか。確かにね、我々も一緒になってやらなきゃいけない。そっちで何とかしろよっていう話にはならないかもしれませんが、行政なんでね、お前さんたちも考えろよ、それも、確かにそうですけれども、ちょっと、あれですね、ついてこいっていうふうにやってもらいたいですね。今までも何回も言いました。言わせてもらいましたけど、ぜひ、お願いします。

検討だとか、いろいろ掲げているっていうんですが、具体的には、どんなふうに進んでするんですか。その辺は。

○振興課長 新規作物についてはね、若干、先進地視察等もしながら、ちょっと幾つかの候補について研究をしておりますけれども、なかなか、ある程度収益が上がるものっていうのは、なかなか難しいもんですから、よく判断をしながらやっていかないと、それじゃあ、この作物やりましょう、それじゃあ、皆さんつくりましょうって村が推し進める上では、村も、やはり、それだけの地震なりを持った上で進めなければ、農家の皆さんにかえって迷惑をかけてしまいますので、そういった面では、ちょっと慎重にやっていますが、研究は進めてきております。

○4 番 (山崎 啓造) 新規の作物、確かにいろいろやっておられるようでございまして、期待もしますが、それぞれも努力をするということだと思います。

それでですね、やっぱり、適地適産っていうんですか、その土地に合ったもので何か勝負をしていくこと、あちこちありますよね。

例えばですね、阿南町ですか、何か、ふるさと納税をくれた方には米を送るとか言って、ありましたよね。あれ、何か魅力的だなと思ってみたんですが、ことし、何か足りなくなっちゃったみたいで、途中でやめちゃったっていうようなことも聞きました。そのための米をつくった農家に聞きますと、何か収入が増えたと、おかげさまだったと、村で買っていただいて、村は、えらいメリットになるわけじゃないし、もうけはないわけですが、その農家が喜んで、その気になるっていうのは、非常に大事なことだと思います。来年は、ちょっと、もっと大勢に作付をしていただく、それで、また、自分たちも、もっと大勢の人がつくりたい、こんなことを言っているっていうんで、これは非常によろしいなあと思って聞かせていただいたところであります。

また、その同じ阿南町なんですけど、やっぱり、その何とか作物で何とかしようっていうことで、アスピオって言って、何かイモだっていうんだけど、その生産に

も取り組むんだと、それで、それが地元で昔からある作物で、適地適作だというようなことも言っていました。村長が言うにはですね、これは、もう、流通を、要するにコンサルに頼んで、流通をががあとと広げて、もう、これから売り出すんだって言って、すごい熱意なんだよね。そういう何かうらやましいところもあるし、富士見町ですかね、何か酸っぱい、何とかって言ったな、ルバームという作物をつくって、昔から、やっぱり、これも、その土地にあってね、ほとんど忘れられちゃったみたいで、庭の隅っこに植わっていたぐらいいなくなっちゃったっていうんだけど、それが脚光を浴びちゃって、ドレッシングだとか、アイスクリームだとか、ジャムだとか、加工して売り出すんだと、村長は、ここでもね、そこの村長も、6次産業化を目指すぞって言って息巻いているわけですね。すごいよ。これ、やっぱり、そういうところを聞くと、実にうらやましいなあと、うらやましがってばかりじゃあいけないんですが、例えば、この近くで、宮田村ですか、何十年か前に、村一つ、全体を農場と考えると、それで、村とJAと農家と連携して、何かかかわって行って、転作作物を生産している、米の生産している米の9割以上が減農薬でやっているんだと、これも、将来、それをブランドとして、その名前を、ブランド力を高めて、たあって売っていったらうんだって言ってね、一生懸命、すごい、すごい勢い、どこを見ても、中川村はだめだと言ってているんじゃないですよ。それで、とにかく、そんなことを見習いながらですね、何とか行けないものかなあという気がするわけでありませう。

そういうところを見るとね、どこでも、その行政のトップが、何か本腰を入れてあるんだよね。それで、やるぞって言って、何か、そういう研究をしたり開発したり、そういうことを見たときに、村長も、もうちょっと元気、元気出してもいいんじゃないかなっていう気がするんですよ。実は、中川村の何かオリジナル的なものというようなことも考えていかなきゃいけないし、村長、得意なツイッターですか、あれで、ちょっと、だあと発信してね、アイデア、どうでしょう、皆さん、声を寄せてくださいよとかですね、ってというようなことをやってもいいんじゃないのかなあ、変な何とか、だめな何とかなんていうのはよして、そっちのほうがいいような気がするんですよ。村内にもですね、実は、その四徳の川の水を使った米、南向のほうでやっているわけですが、四徳は4の徳があるから、じゃあ、それを四徳^{よんとく}米^{まい}って行って売り出したらどうよってというようなことを言っている、村内にも、そういう人もいますし、さまざまあると思うんですよ。アイデアみたいなものが。それ、ぜひ、村長、そういうのは取り込んでもらって、何か考えていってもらえるとうれしいのかなという感じがしますが、どうですかね。

○村長　美しい村連合とかもそうですけれども、いろいろ、そういうものが生まれてくる環境整備というふうなことをやらなくてはいけないと思っていますし、農家の皆さんそれぞれに自分なりのこだわりを持って、お米のつくり方、それから果樹の仕立て方、いろんなことがあってやっておられるというふうに思います。そんな中で、今、おっしゃった、例えば四徳米というような形で売っていきたいというふうなお

話とかも出てくるかもしれないし、あるいは、今、カキのほうの環境整備みたいなことも、ここ1、2年やってきたわけですし、そういったものを利用した形で、いろんな試みが、生産から販売まで見据えた形で積極的な試みが出てきているというふうに思いますし、さらに広がっていこうと思います。その中で、それぞれのアイデアといいますか、取り組みというものに、何かこんなふうなことができたというふうなことは、どんどん言ってきていただきたいし、その中で、行政の仕事ですから、平等性だとか納得性っていうふうなことはあるかと思いますが、そういうこともあれしながら、判断をしながら、一緒にやっていきたいなというふうに思います。ですので、議員さんのほうからも、ぜひ、そういうのをつないでいただければありがたいのかなというふうに思います。

○4 番 (山崎 啓造) いろいろお願いする——お願いじゃなくて提案すると、こっちにお鉢が回ってきますので、余り言えないのかなという気もしますが、確かにみんなで考えていくっていうことは非常に大事なことと思います。

米の県内の生産量っていうんですか、ちょっとひもといてみたところですね、1968年って、えらい昔の話で申しわけないんですが、昭和43年、私も若かったんです。あのころは。そのときには、過去最高の40万5,800tっていう収穫量があったっていうんです。ところが、1970年、減反が始まって、だんだん、だんだん減ってきちゃっていて、昨年、ことしか、2013年ってことでした、21万7,400トンまで減っちゃったっていうんだよね。もう、減り続けている一方だと、米のみならず、何か、どうしたら農業の活性化を図れるのかなあっていって、本当に難しい問題だなと思って、私もいろいろ考えたりするわけですが、ない頭なんで、なかなかいいアイデアが出てこないわけですが、先般ですね、経団連と、日本の経団連とですね、JAグループが農業の強化策を話し合おうじゃないかっていって作業部会の初会合を開いたっていうんです。農産物の輸出拡大、生産性の向上、そんなことに向けて連携を具体的に検討することを決めたっていうんだけど、この経済界と農業会っていうのは、TPPじゃあ、全く、これね、こういう関係だったのが、ここへ来て連携を強めるんだと、そして、農業再生に向けて一緒になってやろうじゃないかよっていうことを言ったっていうんだけど、これは新聞報道です。間違いはないと思いますけれども、こういう、要するに世の中の流れ、世界の流れの中で新しい方向を見つけていくっていうことが動き出している、これは、間違いなく事実だと思います。このTPPに関して言わせていただくとですね、相反するものが一緒になって取り組む姿勢っていうのは、これ、未来への展望は開けてくる、そうしないと、これから先は開けないなあとということに気がついたのかなあというふうにも思います。しかるにですね、TPPに関して言わせていただくと、反対、確かに反対する部分はいっぱいあるし、反対だっていうことも間違いのない方向だとは思いますが、将来のことを考えたときには、果たして反対の姿勢のみでいいのかなあと、私は、最近、そんなことを思うようになりましたが、村長、その辺は、どんなふうに感じます？

○村 長

農協と経団連が話をしているというのは、農協として経団連と組んだらもうかるだろうと、別に日本の農業自体が経済団体と一致しているわけではなくて、農協さんの経営判断であるかと思います。それは、いろいろ資材を輸入するっていうこともあるだろうし、あるいは日本の農作物を何がしかでも輸出するのであれば、それが果たして日本の農業全体を救うことにならなくても、そこに農協がかかわれば、当然、そこに手数料なり売上なりが足すわけですから、そこに経営者としては、その部分にも、かかわれる部分にはどんどんかかわっていくというのは、経営者としての責任だと思います。ただ、それは日本農業全体のこのためにといいふうには、一部の方には、それはメリット、生産者、輸出する物をつくるような生産者にはあるでしょうけども、中山間地のところで、こう、細々と水を引いてやっているような、これまでの農業のお米生産なんかについて、このことが、その経団連と結びつくことによって、それに資する部分があるというふうな計算があるとは、私は余り思えない、もし、あったら教えていただくと非常に心強いと思うんですけどもと思います。

それから、TPPのことについては、やっぱり、いつもでたっても農業問題というふうに考えていらっしゃる方が多いので、反対しているのは農業の関税の部分ではなくて、いろんなことがここには含まれている、その医療の中で、混合診療で、国民皆保険制度が破壊されていくんだとか、アメリカの保険会社の思惑の中でやっていく、今度、アフラックと日本郵政がくっきましたよね、日本郵政でアフラックの窓口になるんだ、売り子さんになるんだというふうなことがありましたけども、これも先取りですよ。ISD条項で米国のローカルルールが押しつけられてくる、アメリカの企業が日本で、これだけ売上たって、もうけようとして、それが思惑どおりもうからなかったら、それは日本の制度が悪いんだ、だから弁償しなさいというふうな形で訴えられて、その訴えられるのは日本の裁判所ではなくて、海外の裁判所に訴えられるっていうふうな、そういう状況が生まれてくる、もう既に、例えば軽自動車については、あの優遇はおかしいから普通自動車並みにしろというふうに言われていて、軽自動車も普通自動車と同じような形になるかもしれない、軽トラなんかかね、されてしまうかもしれないし、本当にいろいろな制度が、日本の今まで積み上げてきた制度が、外資にとっては、それが不利だ、非関税障壁となっているから変えなさいというふうなことがどんどん言われてくる、政府調達も入っていますから、政府調達というのは日本国政府だけじゃなくて、地方自治体も地方政府という形ですから、我々の予算についても、海外の——海外っていうか、TPPに参入している企業に開かれたものにしていかなければいけないというふうな、そういうような仕組みです。いろんなことが本当に問題になってくるかと思うので、それは、農業を守るためじゃなくて、国民生活というか、我々の生活、我々の主権を守るために必要だというふうに思っています。

それから、もう1つ大きな問題のくり方として、農業生産を解か農業を守るということは、私は一番大事なことじゃなくて、福祉的な問題だと思っています。一

一番大事なことは、中川村で、ここでみんなが支え合って暮らしていく、地域を守って暮らしていく、そのことが、いかにできるようにするのかっていうのが一番大きなことで、そのためには農業も必要だしというふうなことが来ると思います。だから、そのところを間違えて、例えば、こう、外資が入って——外資じゃないわ、株式会社が入ってきて、タイムカードでやって、中川村の農業生産が増えたとしても、そのことによって、みんなで地域づくりをしたり、道普請をしたり、お祭りをしたりということができないような形で農業生産高だけが維持される、増えるということは、本末転倒なことだと思います。だから、私は、極端に言えば、さらに小規模化が進むような方向、例えば兼業農家みたいな人が増えてくるとか、あるいは、今、中川村で工芸作家の人が多く、なかなか就職先がない中で、工芸作家で手に技があるような人なんかは、ここに住みたいなっていう人がいる、そういう人が、自給的な形であれ、農業を続けて、地域の人と一緒にお祭りをしたりしてくれるというふうなことも非常にいいことだと思うし、農業生産はできなくても、農家民宿的なあり方で、宿泊をしてくれて、そこで何か、こう、物を買ってもらえるような、周りとの経済的なつながりをつないでもらえるような活動もいいと思いますし、それから、もちろん、今、合宿所をつくらうと準備しているわけなんですけど、新規就農の人も来てくれるとありがたいし、とにかく、生産量を増やすとかいうことに頭を向けるんじゃないで、この中川村の各地区にある共同体、地域の、地区ですね、それぞれの地区活動が持続されて、お祭りもできて、子どもの声も響いていて、みんなでごみ集積所を掃除したりっていうことが、代々、将来世代まで続けられていくようなことをするにはどうすればいいかっていうことが一番大事なことかなというふうに思うところです。

○4 番 (山崎 啓造) すばらしい考え方だし、何か惹かれますけれどもね、ちょっと自分は懸念するところもありまして、とにかく人が来てくれるようなことは間違いなくいいことなんだけれども、この中川村ってところの地域性というのかな、人間性というのか、そういうものがわかった上で来てもらわないとですね、非常にうまくいかない部分も、あちこち見える部分もあるんですよ。だから、そこら辺のところも非常に難しいんだけど、行政としてはね、その来る人に対してしっかり説明をしていただきながら、確かに地区で人が増えて、お祭りもできて、ずっと孫の代までつないでいく、それは、本当にそのとおりだと思うんですが、そういう面では、ちょっと不安——不安というか、心配な部分もあるのかなという、実は、気がします。

それでですね、今度、何、和食がね、何か無形文化遺産とかいうやつに指定をされたっていうんだけど、その和食がすごい見直されているということなんですけど、それで、その和食というものの中には、農産物っていうものが非常に大きなウエイトを占めていると思うんですね。日本は、周りが海ですから、魚は、もちろん、そうなんですが、農産物というものは非常にウエイトが大きい、商工会でもね、一生懸命、何とか中川村、元気出そうよってあって、メイドイン中川ってあってね、地元の食

材で、野菜とかいろいろ使って、何とかどんぶりをつくろうと頑張って一生懸命やってくれる。そういうことを考えたときに、以前から言っているんですが、望岳荘っていうものを拠点にして、この無形文化遺産を売り出していくようなことに絡めた農業ということも、私は考えていくべきなんじゃないのかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○村 長 新しい人が入ってくるのはよくないと、マイナス面もあるということであれば、もう、それはやめたらいいことだし、そのまま、いや、もう、そういうことですよ。嫌であれば。そうじゃなくて、村としても、今、いろんな形で入ってこられる方が、ぽんと、こう、不動産さんとかで入ってこられる方もいらっしゃるって、そういう方の中には、地方、田舎で暮らすということが、みんなで田舎を支えていくということなんだということを知っていていらっしゃるって、そのまま、ぽんと来てしまう方もいらっしゃるし、村のほうに、例えば、村のほうとしても空き民家の情報とかくださいね、それから、村を訪ねてこられる方には、こう、こう、こうですよというふうなことのお話もして差し上げて、それで、そういうふうなことは聞いているので、住みたいというふうな方も大勢おられます。でも、なかなか住宅がないので、そういう方は、よっぽどラッキーだった方は入れるけども、なかなか入れないケースが多い、ですんで、その中で、入ってくださる方についてはですね、いきなり、何でもかんでも全部しろというのは難しいかもしれませんが、地域の、こう、やっぱり、一緒に汗を流して、一緒に慰労会をして、一緒に集会所で飲んでというふうなことこそ田舎暮らしの醍醐味であり楽しみなんだというふうなことをわかってもらって入って住んでいただけるようなお話をしているところです。ですので、それは、来る方も、やっぱり田舎のことを学ばねばならないし、受け入れる側でもありますね、今までどおりのやり方から、さらに新しいやり方とか、あるいは、今さっき言ったように都会に物を売っていくとしたら、都会の人の考え方というふうなことも理解して、それに合わせて、うまく商売にしていかななくてはいけない、だから、お互いに、こう、学び合って、かばっていかないといけない、そうでないと、この地域を維持することは難しくなってくると思うので、その姿勢は両方が必要だというふうに思います。だから、田舎のことをわからん奴は来るんじゃないで、どういうふうに考えているのかなって、うまく協力してもらうにはどんなふうな関係をつくっていけばいいのかっていうふうなことを、中川村の我々のほうとしても考えていく必要はあるのかなというふうに思います。

それから、和食と農作物というメモをしましたが、ちょっと待ってくださいね。まず、和食と農作物って、和食と言って、我々が日本で和食で食べている物もですね、その材料は、ほとんどっていうか、かなりの部分が既に輸入化されていて、自給率の問題、云々されていますけども、納豆なんかでも、ほとんどアメリカ産大豆で、そのうち既に遺伝子組み換えも何%か混じり込んでいるというふうな話もありますけども、おしょうゆだとか、日本の伝統的な調味料だって同じですよ、大豆ですから、そういうふうな状況があります。ですけれども、そういう大きな視野

で世界経済やら世界の物流のことを考えるんじゃなくて、中川村という中で、中川村でとれた物を生かしていくっていうことを考えるのは、非常に大事なことだと思います。農家レストランなんかでも、そういう取り組みをしていただいていると思いますし、望岳荘も、シカのソースかつ、シカの恵方巻きをつくったりとか、何だ、小学生の子どもたちが提案してくれたスマイル定食、西小学校のスマイル定食というふうなものを、地元食材をいたしたり、名物料理をというふうなことでご提案をいただいてメニュー化をしたというふうなことなんですけども、本当をいうと、もっともっと広げていかなくてはいけないというような、ご指摘のとおりかと思います。努力をしておるけども、まだまだ不十分だなというふうなところは感じているところではあります。最初のところで、報告で申し上げたとおり、ちょっと、昨年度は、望岳荘も、かなり経営的にいろんなことがあって、しんどい状況があったので、当面、ちょっと、まずは、経営をですね、しっかりと、少なくとも、チャラといただきますか、プラマイゼロに近い、若干の、でも、プラスがあるくらいのところに持って行くっていうことを、まずは考えていかなくてはいけないのかなと、そのことが、地元食材を生かすことによって、それが魅力になって伸びていくという面もあるかと思っておりますので、ご指摘の点なんかも、その経営という意味でも生かしていけるように頑張っていきたいなど、何か株主総会みたいになりましたけど。

○4 番 (山崎 啓造) 前向きな声を聞かせていただきましたので、非常に安心したしだいであります。

以上で質問を終わります。

○議長 これでは山崎啓造議員の一般質問を終わります。

次に、7番 湯澤賢一議員。

○7 番 (湯澤 賢一) 私は、本定例会に2点の一般質問を通告いたしました。通告順に質問いたします。

前段、教育委員会に関する質問でございます。下平先生とのやりとりは私がトップバッターかと思っております。よろしくお願いたします。

村誌は、中川村村誌は、10年の歳月を経て完成しました。中川村の歴史、文化、民族と自然編の3巻で構成され、それぞれに担当された村内の識者の方の英知と熱意により大変すぐれた内容となっております。

私は、その村誌の作成に払われた関係各位の熱意に心からの敬意を払うものですが、それ以上に、村誌をただつくっただけにしないで、さまざまな形で生かそうとしている公民館長初め公民館を中心とした教育委員会職員の努力に驚嘆をしております。村誌に基づくたくさんの講座が生まれ、生活文化が発掘されております。伝統的な行事や風習が検証されております。切竹紋次の人形浄瑠璃が復活され、さらに、そこから東京の世田谷の二子玉川区との交流も模索されております。陣馬形山ののろし上げの事業では、関係市町村との連携が生まれ、陣馬形山山頂から見た伊那の谷は、単に風光明媚だけでなく、地球の成り立ちについて、全国有数の、まさに地形博物館であるとの指摘もありました。寺平宏先生を講師にお願いした学

習会では、では、飯島町、松川町、大鹿村、中川村で構成する伊那中部議会の研修会で各町村の議員の皆さんに聞いていただくきっかけになりました。陣馬形山周辺の希少植物、生物についても探索され、発見が続いております。また、図書館では方言かるたを作成し、かるたに収録し切れなかった方言については、語り継ぐふるさとの方言、方言集として出版されようとしております。また、災害や移住で無人となった集落へ足を運ぶような行事も組まれております。このように村誌がきっかけになって、忘れ去られようとしている大切なものが復活したり、新しい視点による活動の広がりやつながりが生まれております。

歴史民俗資料館は、村誌に基づくさまざまな活動の拠点となる施設だと私は思いますが、24年度の決算の審査では、歴史民俗資料館の展示スペースが少なく、高齢者が利用しにくいなど、高齢者創作館周辺もあわせて一体の利活用の検討の必要性があるとの監査の意見が付されております。

歴史民俗資料館は、新設されてから30年が経過しました。三六災害から10年が経過したころだったと思いますが、まだ、戦前からの生活文化や生活用具などが各家庭に残っていたころで、しかし、一方では電化も進んできて、ちょうど民族的には境目の時代の時期に適した事業だったのかと、今にして思います。その後、古墳や城址、理兵衛堤防などの遺跡などの発掘も進み、建設当初に集められた数倍の資料が収蔵されておりますが、発掘物の成果の展示スペースも十分ではありません。

中世から近代への関係では、調査委に入った古い民家の蔵で見つかり、資料館で保存されている古文書や生活用具などの倉庫としての機能も、ほぼ満杯の状況で、一部は雨漏りのするプレハブへ、今定例会で、このプレハブの修理は予算化されたようではありますが、倉庫に積み重ねている状況とお聞きしました。

教育長は、この監査の指摘をどのように考えておりますか。つまり、民俗資料館の収蔵庫としての機能、あるいはスペースとして、現在はどのような状態にあると考えていますでしょうか。スペース的には、まだ大丈夫だと考えていらっしゃるか、もう限界に近いと考えているかお聞きしたいと思います。

○教育長 中川村誌につきまして大変ありがたいようなご指摘をいただきましたが、そのとおり、すぐれた内容のものであり、編さんに携わられた皆さんに心から敬意を表し、感謝申し上げます。村誌を学ぶ会等で学ばせていただきましたけれども、これからも引き続き公民館等で学んでいきたいというふうに思っております。

歴史民俗資料館は、昭和57年、開館以来、ご指摘のとおり31年となり、収蔵施設も増え、展示スペースは手狭であります。また、新たな資料等も増えております。特に民具などは満杯状態であり、隣接するプレハブの収蔵庫に収めておりますけれども、こちらもいっぱいになって雨漏りも激しくなっているところがございます。そういうようなわけで、収蔵スペースは足りません。そういう現状でございます。

○7番 (湯澤 賢一) 一方で、兵事関係の資料がほとんど完璧な状況で残され、全国的にも注目されております。マスコミも取り上げております。この兵事関係の資料は、

太平洋戦争ばかりではなく、明治維新後の徴兵令が發布された明治6年ごろからのものだと聞きました。その量は、恐らく日本一だろうと、少なくとも国内の5本の指には入るだろうと言われております。なぜ、これほどまでに兵事関係の資料が中川村に残ったのか。ご存じのように、中川村は、昭和33年に片桐村と南向村が合併してできた村ですが、どちらの旧村にも、そのような同じような量の資料が残されているそうです。私は、当初、そうした資料は、戦後の混乱期に国からの焼却処分
の指示があったのに、役場の係がうっかりして残っちゃったんだろうと軽く考えて
おりました。しかし、現実には、そんな甘いものではなく、各役場の担当課の責任
者が地方事務所に集められて、兵事関係の書類の焼却を指示されたのに、当時の役
場の担当責任者が、夜間、見つければ懲罰を覚悟で、こっそりリヤカーに積んで自
宅に運んだというに日記が残されているそうであります。燃やせという国の指示に
逆らって、あえて関係資料を残した担当者の思いには、恐らく、上からの命令とは
裏腹に、役場の指示で出征し亡くなった村民に対する、その担当の方の鎮魂の思い
が込められているのではないかと、私は思います。こうした兵事関係の資料が、た
だ、そこのあるというだけでなく、ほとんどの市町村が国の指示に従って償却した
ものを、担当者が体を張って残してくれたであろうこの資料を誇らしく思い、また、
活用することが大事だと思います。去年は特別展として「日中アジア太平洋戦争と
中川村」という題の特別展が開催されました。中川村の歴史民俗の資料として、歴
史民俗資料館に超1級の資料があるとしたら、中川村は、戦時中の残してくれた遺
産として日常的に活用するために何か方策が必要かと思ひます。

昨年、阿智村で満蒙開拓平和祈念館が建設され、公開されております。大変な人
気のようです。

もし、中川村で民俗資料館に保存されている兵事関係の記録に写真を添えて展示
できれば、歴史民俗資料館は有数の目で見ると平和の発信基地になると考えます。

現在、学校教育の場で、あるいは生涯学習の場における平和教育といった面での
歴史民俗資料館の活用方法など、何か考えがありますでしょうか。教育長に質問い
たします。

○教育長 兵事関係の資料につきましては、ご指摘のとおり、村の貴重な資料であるという
ふうに考えております。その具体的な活用方法につきましては、現在、まだ、私ど
もの中で検討はされておられません。今後の総合的な計画の中で考えていきたい、そ
のように思っております。

○7番 (湯澤 賢一) 兵事関係も、非常に、全国的に見ても超1級の資料がそこにある
という民俗資料館であります。

もう1つ、中川村で、私、とても自慢にできることでは、先ほどちょっと申しま
した陣馬形から見る伊那谷は、河岸段丘があり、断層があり、扇状地があり、まさ
に地形の壮大な博物館であると表現した方がおります。最近、寺平宏先生の執筆さ
れた「伊那谷の火山灰」という本をいただきました。発行は飯田市美術館ですが、
随所に中川村が標本的に取り上げられていて、この研究そのものが中川村の財産だ

と私は思います。先生の業績は、さきに述べた地層の研究とともに、先生のお元気な今、民俗資料館的な場所で常設の展示を考えるべきであります。また、かつては下平加賀雄先生の研究、業績も、いつか必ず整理され、後世に残すべきだと考えます。

私が、今、大変、気になっているのは、昭和30年代～40年代にかけて撮影された8ミリ映写機による映像の保存の問題があります。当時、今のデジタルビデオほどではなくても、8ミリ映写機による撮影がはやりました。その村内のご家庭に保存されているフィルムは、かなりの量だと想像されます。養蚕の様子や神社の祭りなど、記録として貴重なものも多くあるように思います。撮影された方は既にお亡くなりになっている方も多く、やがて劣化し、失われていくことが予想されます。そのフィルムは村民の財産としてかつてあるものであり、ぜひ、保存すべきだと考えます。

また、有線放送の保存テープも村の歴史文化の記録として大変貴重なものです。現在は自主番組の、当時の自主番組のほとんどすべてがDVD化されて図書館に保存されておりますが、歴史民俗資料館的なところに集められ、保存され、村民の必要にいつでもこたえられるようにしたほうがよいのではないかと私は考えます。この点について教育長はどのように考えますか。

○教育長 寺平先生や下平先生の研究物の常設展示のことについては、現在の施設の中では、なかなか難しい部分もありますけれども、今後の課題としていただいきたいというふうに思います。

映像や音声による資料の保存ということでありまして、有線放送の保存テープは、CD化されておまして、現在、図書館の書庫の中に設置されております。現在でも利用はできますので、そのように活用していただけたらというふうに思っております。

ただ、8ミリ映写機によるフィルムのDVD化は、きちんとした機器によって作成するということになると、予算も必要になります。そんな点、今後、考えていきたいと思っております。

なお、地域の祭り等の記録につきましては、DVD化されておりますので、これも大事にしていきたいというふうに思います。

○7番 (湯澤 賢一) 北信のほうで、やはり、そういうふうなことを考えた方がいらっしやいまして、それは8ミリビデオの件ですね、やはり、機械にかけてちゃんとやると、すごいお金がかかると、フィルムをDVD化するのは、とてもお金がかかる、しかし、映して、それをビデオで撮るといような方法で保存しているということも聞いたことがあります。そういうような方法も、非常に安価にやれるのかなあと思っております。

ことしの歴史民俗資料館の特別展は、先ほど申しました「村を支えた青年会 戦前・戦中・戦後の青年会活動」でした。昨年の民俗資料館には、その特別展を含めて、年間に1,000人弱の入館者があるとのこととあります。

しかし、使い勝手の悪さが指摘されております。監査でも、高齢者が利用しにくいとの指摘がされております。特に2階へ上がる階段は狭くて急で、足の弱い高齢者には利用しにくいというよりは、ほとんど利用できない現状かと思えます。あの階段を車いすは、絶対、無理であります。

しかし、昨年の特別展「日中アジア太平洋戦争と中川村」にしても、ことしの「村を支えた青年会 戦前・戦中・戦後の青年会活動」にしても、若い方々に見てほしいのはもちろんであります。しかし、最もみたい人は高齢者なのではないでしょうか。また、協力していただける方も高齢者であります。

民俗資料館の階段を何とかしてほしいという意見は前からありました。

しかし、会計監査の高齢者創作館周辺もあわせて一体の利活用の検討の必要があるとの公的な指摘は、具体的であり、目先の改築でなく、周辺施設全体を見直す中で、見える村誌としての展示や研究、さらに高度な観光施設としても利用されるような歴史民俗資料館にしたかどうかという意見は、社会教育委員会などの関係者の間でも強くなっております。

また、平和を求める発信基地としては、無言館や満蒙開拓平和祈念館に肩を並べることができるほどの資料があるのではないかと私は思います。

監査の指摘を重く受けとめ、有利な過疎債などが利用できる間に建設ができるように、とりあえず研究を始めるべきだと考えますが、教育長の考えを質問いたします。

○教育長 ご指摘の高齢者が利用しにくいということにつきましては、特別展などは、どうしても2階のスペースを使わなければならないわけでありましてけれども、2階への階段が、なかなか難しいということで、しかしながら、エレベーター等を、現在、設置するスペースはなく、これは難しい状態です。バリアフリーの設計による建物が望まれるところであります。根本的には、バリアフリーの設計、そして展示室、学習室、研修室、また、収蔵庫等が整った資料館が望まれるわけでありましてけれども、しかし、現在の建物の耐用年数が45年ということも聞いております。また、現在の財政事情もあり、すぐに建てかえということは困難であります。現在、ただいまのご指摘のとおり、周辺の各施設、老朽化の進んでいるものもあるわけでありまして、周囲の建物を含めて、長期的な計画で総合的に検討していく必要があります。教育委員会でも数年前より話題にしているところでございます。今後、前向きに検討していきたいと思っております。

○7番 (湯澤 賢一) 村長の公約には、この部分は、歴史民俗資料館については触れられておりませんが、村長のお考えをお聞きしたいと思います。

○村長 教育委員会の管轄のことですので、私から余りどうこうということは言えないというふうに思いますが、財政上のことから言うと、2階に階段が、2階に上がるのに階段が大変だからエスカレーターをつくらうかというふうなことは、なかなか、非常に、こう、直接的かつ短い考え——短いついていうか、短絡的というのかな、ようなことだと思えますし、見ていただきたいような展示は、ほかにも展示場所はあ

るので、文化センターの中でいろいろやるとかいうふうなことは、当面、できるのではないかなというふうに思っています。

高齢者創作館だけではなくて、おっしゃるとおり周辺の建物、あるいは住宅等々も老朽化が進んできておるし、牧ヶ原全体が、何となく地区、文教スポーツ、そういうふうな場所になっていくのがいいのかなというふうに思うところではあります。が、そうなってくると、大変大きなことだし、農地をどうするのかみたいなことについても、前にも一度、そんな相談をしたことはありますが、県のほうから、なかなか難しいというふうな返事もありましたし、大きな目で、単に、その地域の全体のトータルなあり方みたいなことを牧ヶ原全体で、いずれ考えていかねばならない日が近づいてきているのかなとは思っています。

でも、ちょっと大きな話なので、なかなか、おいそれと手をつけられる状況ではないのかなというふうなことを、頭の隅のほうにはありますが、まだ、なかなか、そのところに踏み出すには、ちょっと目の前の課題がたくさんあるのかなというふうなことでございます。

○7 番 (湯澤 賢一) 時間とともに失われていってしまうものもありますし、人的な資源というものもあるわけでございます。そうした面で、ぜひ、ご検討いただきたいと、美しい村連合の理念の中には、風光明媚だけじゃなくて、その地にある文化的な遺産をどう残していくかという、どう継承していくかということも1つの大きなテーマになっていると思います。そうしたことも含めて、ぜひ、ご検討いただきたい、中川村に沿うものがあっても、全然、不思議じゃない、私は思います。

次に、アンフォルメル美術館のあり方について質問させていただきます。

アンフォルメル美術館は、昨年も、おとしも、空きスペースを利用してさまざまな活動をしております。地元の皆さんの関係者の努力もあり、来館者が急速に増えております。常設展示で193名、4月～5月の今井瑾郎っていうんですか、その方の展覧会が506名、9月、10月の20周年記念展では197名、11月の袖展138名などの展覧会のほか、ゆめひな公演106名、森の美術館コンサート51名、押し花でカードをつくろうなどの公演も行われました。こうした努力もあって、アンフォルメルという一般的にはわかりにくい分野の絵画に対して、何回も通っているうちに理解も深まってきます。ほかの目的で通っているうちに、展示されている絵に触れているうちに、そこに展示されている絵の力、価値、また、思想のようなものも感じるようになって、アンフォルメル中川美術館が日本有数の、あるいは全国唯一のアンフォルメル美術館であり、村の宝物だという認識を持つようになります。つまり、主催者のさまざまな活動には、そこに収録されている絵に何回も接して、アンフォルメルという一般的にはわかりにくい絵画に対する理解を深めてほしいという願いも込められていると思います。

そうした中で、アンフォルメル美術館には収蔵品目がないとの関係者の訴えがありました。昨年の決算報告書によりますと、図録データ作成業務として12万6,000円が使われていますが、これは、図録、要するにカタログをデータ化したというこ

とでしょうか。つまり、紙ベースの図録は必要がないとの判断でしょうか。それともデータ化は経過的な措置だったのか。教育長の考えをお聞きます。

○教育長 私の方からお答えしたいと思います。

アンフォルメル美術館の収蔵品目録、図録でありますけれども、これについては、データの形で作成してきておりまして、ほぼ形はできてきました。さらに、これは充実させていく、そういう必要も見えてきています。この点で、学芸員によるさらなる調査が必要だと考えております。

紙ベースのご質問がありましたけれども、図録を活用して当美術館をPRしていくためには、印刷物にして関連美術館等に配布をしていくということは有効であるというふうに思います。図録を通じて当美術館を訪れる人がさらに増えてくれることが期待されるわけでありまして、まず、現在は、データの充実を図りたいというふうに考えております。

また、さらに、鈴木崧氏の膨大な資料を整理をしていく、その作業が、現在、必要になっておりまして、このような状況から、図録のデータ充実と鈴木崧氏の資料整理を、まず、進めます。図録を印刷物として製本することについては、その上で、考え、進めたいというふうに思います。

○7 番 (湯澤 賢一) 次年度予算案、次年度予算の要求というか、概算要求の段階では、このことは載ってくるかどうか、そういうことは答えられないのでしょうか。どうなんでしょうか。

○副 村 長 3カ年の実施計画を踏まえてのことかと思いますが、さきに各部署からの要望等が上がってきております。この中にも、図録の作成、また、ただいま教育長の方からお話がありました学芸員の配置について、学芸員による整理の経費等も出てきました。

ただ、村全体を見てみますと、相当、一般財源を必要とする維持修繕ほか、例年になく多くの財源の裏づけのない事業が上がってきておりますので、その中で総合的に、この事業の緊急性、必要性等々を加味しながら計上してくることになるかと思いますが、所管としますと、ただいま話が合ったように、図録の作成という項目よりも、まずはデータの整理、収集の部分が上がってくるのかなあというふうに思うところであります。

○7 番 (湯澤 賢一) アンフォルメル美術館の価値を非常に広めたいというふうに頑張っている担当者の方々もいらっしゃいます。ぜひ、その辺にも目を向けていただきたいと思います。もちろん目を向けていただいているとは思いますが、さらに一層のご協力というか、目を向けていただくような形をお願いしたいと思います。

次に、第2問目の村長の3期目の選挙公約について質問いたします。

公約の中にあります美しい村づくり条例の検討や消防団員に若者支援のための参加所得として商工会商品券を発行する等は、既の実現されたり検討されたりしているかと思いますが、村内商店で利用されて、すごく得したと、そうした気分になったとの団員の奥さんの感想もありました。そうした公約実現のため、かなり積極的に

動かれていることは承知しておりますが、目玉的な公約の幾つかについて、実現のための今後の方針や現段階で検討されていることなどを質問いたします。

新規就農希望者がともに暮らせる研修センターについて、現段階での実現に向けての検討されていることの骨格部分で結構でございますので、お聞きします。

研修の建物はどのようなものを利用される、あるいは新規に建てられるのか、指導者はどういうふうにするのか、研修年限や人数的な問題、研修生の生活費の問題、果樹が中心か、野菜かなど、作物は選択、要するに研修する作物の選択はできるのか、開始年度のめどは等につきまして、検討されていることがございましたらお答えいただきたいと思います。

○村 長 新規就農者がともに暮らせる研修所と申しますか、そういうものについてのご質問をいただきました。

指導してくださる方の募集っていうか、説明会を開催をして、募集をしているところなんですけど、まだ、ほかの段取り等の整合性もあって、そのどなたにといいところで、人選までは終わっていません。

それから、肝心の建物が必要になってきますけども、建物についても、幾つか考え方があって、新規なものをどこにっていうふうなこともありますし、それから、一から建てるのか、あるいは、何か、どこかの既存の建物を活用するのかというふうなことも、幾つか、いろんな考え方が可能で、ちょっと、それが、まだ、絞り込めていないので、どんというふうに、形に進んでいないというところがございます。当然、場所も、建物を新築かどうかともわかっていないところで、設計等々も、まだ、着手できておりません。そのあたりをなるべく早く固めて、決まってくれば、ちょっと、多分、当初予算というわけにはいかないと思いますので、来年度の補正予算で対応し、その間に、来年度で、設計とか、新築か、改築か、建物のことも段取りをし、その間に指導者さんも、指導者さんも決めて、研修生の募集をして、再来年の春から研修生がそこに暮らすというふうなことにできればいいなというふうなことで、目指して頑張っているというのが現状でございます。

ちょっと、補足は振興課長のほうからお願いいたします。

○振興課長 まず、1点、新規就農希望者の生活費ですけれども、これについては、現在、国から交付されます青年就農給付金の準備型というのがございます。これは、研修期間中2年間にわたって支払われるもので、基本的には、それを考えております。

それから、農業の品目というか、作目なんですけれども、果樹、それからそさい、それから花、そこら辺、中川で主につくられている物の中で対応をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○7 番 (湯澤 賢一) 次に、次の公約——公約であります。新たな担い手を迎えたい地区と調整し、担い手住宅建設の見通しはということで、担い手を迎えたい地区があっても、いざとなると、なかなか手を挙げてくれないというふうなクリアをしなきゃならない問題が前々からお聞きしておりますが、中川村に移転してきた若者との生

活習慣の違いからのトラブルがあるなど、まとめ役となる地区総代や役員が受け入れに積極的になりにくい状況があるというふうにも考えられます。こうした問題をクリアしていく、何か、例えば世話役的な方々を配置するとかいうふうなことでもあるかと思いますが、この辺の見通しはいかがでしょうか。

○村 長 おっしゃるとおり、その受け入れ地区の要望が1つにまとまるっていうのが必要かなと思います。それがなければ、何かわけのわからんのが来たなあみたいに思われると、地域と、先ほど申し上げたように、地域としても、うまく受け入れて、うまく育てていこうという気になっていただかなくてはいけないし、来る人にも、この地区の一年間の仕事の流し方というか、仕組みをしっかりと学んで、そこに参加しようという気になってもらうためには、しっかりと説明をしてもらう必要があるかだと思います。そのところが、まず、最初に必要なんですけども、その最初のところが、なかなか乗り越えられないというのが実態です。

いろいろ考えて、いろんなところでお話をしています。先日は、保育園の車座の中で、柳沢でもそうなんですけど、やっぱり、子ども会活動の持続ということが大変になってきているというふうなところもあって、やっぱり、自分の子どもにちょうどいいぐらいのお友達が地区内にいてくれて、一緒に学校に通ったり、いろいろ、いろんな子ども会活動をしたりっていうふうなことができるっていうには、親にとって本当に切実なことかなというふうに思います。そしてまた、そういう方は、小さい子どもを抱えたご両親なんかは、その後も長い間、その地区を支えていただけるっていうふうなことかと思うので、そのときには、保育園の方々全員が来ておられたのではなくて、役員の方が中心だったんですけども、このことについてもお話をして、例えば、保育園、あるいは小学校低学年の子どもがいるすてきな家族に仲間になってもらえたらうれしいというふうなお考えがあるようだったら、そこから火をつけて、地域の中に広げていただければありがたいんですっていうふうなことを申し上げました。

それからまた、商工会からも、その地域力をいかに持続していくかというふうなことで、商工会との意見交換会でも課題として提起があったので、それについては、こんなふうなことを考えているんだというふうなことを皆さんにご説明を申し上げて、ほう、ほうというふうなことで、なるほどというふうなことで関心を持っていただきました。

いつもそうなんですけど、なかなか関心を持っていただくだけで、じゃあ、その次の一歩というのが具体的に出てきにくいというふうなことはあります。

ただ、これについては、本当に地区の中での、やっぱり、危機感であるとか、あるいは先ほどのように、今の地区の、こう、うまく回っている平和な状況について、それに一石を投じる可能性もあるわけですし、そういったことに対する、その考え方の、ある程度の共有みたいなことがないと進んでいかないことだというふうに思っています。この地区ごとに危機感の差というふうなこともあるかと思うんですけども、そんなことを思って、今のところは、いろんなグループ、団体に、いろん

な機会で説明をし、ぜひ、地区の中で音頭とりをしてくださいませんかというふうなことを呼びかけているという段階で、それ以上のところは、まだ、行っていないのが現状です。

○7 番 (湯澤 賢一) 生活習慣の違いと申しますか、都会から田舎を楽園的に考えて見られる方々も多いかと思いますが、こうした形で若い人たちが、こういう状況でなくても、例えば、退職された方が中川村に来て、新築されてからでも、もう、何か、結局はトラブルだけを感じとかで出ていってしまわれる方もおります。やはり、その辺は、やっぱり、田舎というものをきっちり、田舎とか、こういう農村の生活というものを、やはり、どこかで覚えていただく、そうしたことを含めて、やはり、こういうふうな新たな担い手をお迎えできるような体制をつくっていくのが大事なんじゃないかなあと、私の思いであります。

次に、よく新聞等には出てきて、いろいろ進んでいるんだらうなあとというふうには思いますが、シカ肉などジビエの加工、販売、商品化の支援については、今、どんなふうに進んでいますか。お聞きしたいと思います。

○村 長 ご存じのとおり、かつらの丘の炭焼きの所の建物を、先日、改装をして、プロジェクト的な形で獣肉の活用について可能性を探るというふうなことをいたしました。

ただ、今の状態ではですね、まだ、保健所的に商品として売り出せるというふうな状態ではございませんので、来年の1月中ぐらいに、そこを、その保健所の許可が下りる、もらえるような形への、さらに、もう一度の改修をやらなくてははいけません。それをやった上で、2月ごろには保健所から販売してもいいよという許可がもらえるのではないかなというふうに思っています。

ただ、販売許可が出たとしても、すぐに、どんどん生産、販売していくといっても、なかなか流通の——流通っていうか、売り先のことがございます。幸い、都内の、都内なり関東圏、あるいは近隣の獣肉を利用しているレストランからサンプル的に、実験的に利用させていただいてご意見を聞くというようなこともできている、そういう体制も生まれつつあるので、その中で、大変高い評価を受けたり、今回は、ちょっといまいちだったというふうなご意見も聞いたりをしているところです。ですので、今度、その肉のシカをつかまえ、獲得してくること、それから、それを肉として処理、加工するっていうふうなこと、その辺のところについては、猟友会ですとか、あるいは地域おこし協力隊とか、あるいは、もっと、さらに、ほかの人なんかにもご協力といいますか、参加をいただいて、その体制をつくり上げていくことになります。

先ほど、ハード的な部分、建物については、さっきのような段取りだったんですけども、それ、今、これからもですね、猟友会を含めて相談をしながら、そのシカを、つかまえたシカをどういうふうに運んで、どういうふうにばらして、どういうふうな形にして、どういうふうにして出荷していくのかというふうなところをですね、ちょっと、こう、試行錯誤もしながらやっていって、無理のない形で、しっかりした量が販売できて、ニーズにこたえられて、こちらからも一定のもうけが生

まれて、かかわる方々にとってもメリットがあると、金銭的なメリットもあるというふうな体制をつくっていくべくやっていかななくてはいけないのかな、課題はたくさんあるわけなんですけども、ハード的な整備をした上で、消費者、あるいは生産者、その辺の体制のすり合わせをしてやっていきたいというふうに思います。

以上です。

○7 番 (湯澤 賢一) もう1つ大きな——大きなといいますか、公約の柱的なところがありました。地区や団体単位で地域の即した小水力、バイオマスエネルギー発電計画を検討し、条件が整ったところから実施を支援するっていうのがあります。売電額は地域に還元するという計画ですが、幾つかソーラーのパネルが置かれているようですが、あれは、多分、恐らく業者で、村長の考えている部分とは、ちょっと違うのかなと思いますが、この辺の取り組みについてどのような形になっているかお聞きしたいと思います。

○村 長 正直に申し上げまして、これ、なかなか——なかなかというか、全くというか、進んでいないのが現状です。信大の先生なんかとも、電話レベルですけども、ちょっとご紹介をしてくださいというふうなお話で、そういう手ずるもつくりかけたところなんですけど、なかなか、それにこたえる体制を村内で模索していくというところで、ちょっと頓挫をしたりして進んでいないというのが現状です。

これについては、その発電量が多ければいいとかっていうことではなくて、何ていうか、意義というか、村民の中で、新しい、そういうエネルギーのことについて考えていって、いろいろ実証をしながら学んで行こうとか、そういうような、何ていうか、啓蒙といいますか、そういうことも含めた、単純に発電して、それによって電力需給に多少なりと貢献するということよりも、いろいろ、問題意識を深めるというふうな、そういうことも含めての意義というふうに考えているところです。ちょっと、発電といっても、バイオマス、バイオ的な発電から、ソーラーから、小水力から、いろんな発電のやり方があって、それぞれ、また、ご専門の先生というのも違うということもあるでしょうし、あるいは、逆に自然エネルギー全般についてお詳しいという方もいらっしゃるのかもしれませんが。その辺を、ちょっと、もう少し、何ですか、人選というか、どんな方がいらっしゃるのかということの勉強も含めて、そこのところからやっていかななくてはいけないというような、ちょっと、まだ、余り進んでいないというのが現状でございます。

○7 番 (湯澤 賢一) 飯沼出身の方で、よくテレビに出られます。小水力を利用した発電をされている方、中川村の出身の方ですが、ああいう方々もいらっしゃる、では、恐らく中川村にも、そういうことをやってみたいという夢とか、研究してみたいというふうな方々もいらっしゃると思います。ぜひ、また、その辺も進めていただきたいと思います。

次に、中川町、飯舘村との交流を継続し、天白区、世田谷区など、都市住民との交流を拡大するとの公約では、私は、この件については、今回、飯舘村との交流の問題を質問させていただきます。

最近、私も飯舘村へ行って交流してきましたが、大震災と原発事故から2年半が経過した今、とても明るい兆しが見えているとは言えない状況であります。時間の流れとともに、直接関係のない地域の事故当初の何とか力になりたいという、そういう気持ちというか、思いは、もう、どんどん風化しています。想像による批判的な意見も被災地を苦しめています。

しかし、行ってみればわかる、言いかえれば、行ってみなければわからないことがたくさんあります。

事故で苦しむ市町村のすべてを考えることはできなくても、村長が公約で日本で最も美しい村連合に加盟する仲間の村として飯舘村との交流を取り上げていることは、村民の一人として大変誇りに思います。

飯舘村のことは、体で言えば小指の先のことかもしれませんし、しかし、小指が痛ければ、だれでも全身が痛いわけであります。

福島のこと、飯舘村のことが二度とないように、その痛みを私たちも共有することも、自分を愛すると同じように国を愛する1つの形ではないかと思えます。そうした面で、村として、今後、どのような交流の形を考えているか、あるいは、望ましい交流とはどういう形と思っているか、村長の考えをお聞きします。

○村 長 飯舘村との交流、これまでのあり方というのは、村民有志の皆さん方が中心となってどんちゃん祭りに来ていただいて、お世話をして、また、リフレッシュをして元気になっていただいて帰っていただくというふうなことが、これまで継続してきていただいたというふうに理解しています。

また、野菜等を送るというふうな取り組みもなされているというふうに聞いています。

村としては、それに対する支援をしたというふうなところ、あるいは、当然、議員の方々なんかも来ていただいているので、いろいろお話もさせていただいて、こちらも勉強させていただいてというようなところをやってきたわけでございます。そんなふうなこともありますので、今後、こういうものって、なかなか、こう、どんと、こう、太く大きくやっても、なかなか続けられないというふうなところがあるかと思えますし、逆に無理のない範囲で長く続けていくことによって、だんだんと、こう、深いところまでわかってくる、あるいはいい関係ができてくるというふうなことがあるかと思えます。ですので、これ、飯舘村とのおつき合いについては、当面、その有志の方々の活動についてバックアップをするというような形になるのかなというふうに考えているところでございます。

○7 番 (湯澤 賢一) 以上をもちまして私の一般質問を終わります。

○議 長 これで湯澤賢一議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開を午後2時50分とします。

[午後2時37分 休憩]

[午後2時50分 再開]

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。

8番 柳生仁議員。

○8 番 (柳生 仁) 私は、さきに通告いたしました2問、中学生の意見を村政に反映できるかということ、もう1点は、美しい村連合に加盟した中川村に求めるものでございます。

初めに中学生の意見を村政に反映できるかでございますけれども、第38回牧ヶ原祭、テーマは「その先にあるもの」、実に夢のあるテーマと思っております。このことにつきましては、村長は、当時、意見発表を聞いておられました。また、12月6日にも中学生との懇談があったわけでありまして、開会式の後、総合学習発表が行われました。ここで、1年生は、宿泊体験や五平もちづくり、それから中川村のもの知りマップなどを発表されました。2年生は、職場体験発表、西駒登山の報告がありました。この西駒登山であります、ことしは、ボランティアさんが3名、参加したと教頭先生から話がありました。内容は、消防署員が2名と看護師さんの3名であります。教頭先生の話ですと、おかげさまで、全員の生徒が山頂まで行けたと話してくださいました。心身ともにすぐれた方たちのおかげで大変安心だったと、心から喜んでくれました。

過去を振り返ると、大正2年8月26日、中箕輪尋常高等小学校の生徒37名が西駒登山をしたわけでありまして、突然の嵐で11名が犠牲になったとあります。近年でも、いろんなニュースを聞いておりますと、登山等も、今でも、専門的な方も、ときとして、突然の嵐でもって被害に遭ったりしているわけでありまして。最近では、富士山でもってヘリコプターで吊り上げていただけのけれども、残念ながら落ちて亡くなったというようなニュースもあるわけでありまして。

私は、このボランティアさんは、大切な子どもを不慮の事故から守るという温かい心と受けとめております。また、こうした行動は、住民の関心の高さを示しているわけでありまして。来年も、このようなうれしい話がありますように、教育委員会では、ボランティアさんを何らかの形でもってお願いできるようなことを考えておられるかどうか伺います。

○教育長 西駒登山は、中学校2年生の学校行事として1泊2日で実施をしております。登山に当たっては、病気やけが等、不測の事態に備える必要があるわけでありまして、本年度の登山におきましても、2名の生徒が本体と一緒に行動することが、中途、困難になりましたけれども、別働隊として職員2名、そしてボランティア1名が付き添うことにより登山を続行し、見事、登頂することができました。場合によっては、歩行困難な生徒をおぶって下山するとか、あるいは体力の消耗の激しいときには荷物を持ってあげるなどの支援が必要なケースもあろうと思っております。ボランティアについては、ただいまのお話のとおり、本年度、消防士2名、看護師1名が同行してくれたわけでありまして、来年度につきましても、不測の事態に備え、ボランティアの同行を考慮していきます。

○8 番 (柳生 仁) ただいま教育長の話にありましたように、ぜひとも、今後は、そういった体制を取り組んで、ご家庭の方々も安心して子どもたちの登山を見守る体

制をお願いしたいと思います。

次に、3年生の発表でございますけども、農業に関する提言がございました。これについて、農業から、いろいろ、3点ほどありましたが、初めに農業に関する提言のイベントでございますが、イベントを増やして中川村の農産物を主張して、有名ブランドにできるんじゃないかというような提言があったわけでありまして。これは意見発表の中で村に提言ということでありまして、調査の結果であります。中川村で、今の時点で有名な農産物はないということで、特になんかというような答えが返ってきております。村外での人気の農産物はないということでありますが、少量多品目の野菜はレストランで人気もあります。中川村は気候がよく、いろんな農産物がとれると、こんなことが出ております。このことにつきまして伺いたいこと、もう1点は、有線にかわる通信手段を、災害時でも優先的につながる安心できる通信手段があるかどうか、これを考えられないかということが出ております。このことは、私ども気がつかないんですけど、公衆電話のボックスの中でも車いすの方が使えるようなことを考えているかどうかと、こんなことを言っておられました。

それから、もう1点は、農産物を親しみやすくするには、住民の意見する場をつくるということで、村内各地にアイデア募集箱の設置、継続的にアイデアの募集、アイデア交流会を小学校や中学生にも連携してつくってほしいって、こんなことの要望が、意見があったわけでありまして。

また、3年生の発表の中でも、村ではいろんなアンケートがありますけども、中学生にもアンケートに参加させてもらいたいと、こんな話があったわけでありまして。

こういった答えは、12月6日に52名の生徒との懇談会で、村長は答弁をしているかもしれませんが、いま一度、答弁をお願いします。

○村 長 幾つかまとめてご質問をいただきましたので、1つ、今のイベント等についてというところにつきまして、まず、私からお答えをさせていただきます。

中川村で農作物、あるいは農産加工品を販売しているイベントというのは、ご存じのとおりたくさんありまして、大草城址の桜祭りやハーフマラソン、春と秋に1回ずつ2回開催されるリンゴの木のオーナー、そしてどんちゃん祭り、西原のブドウ園、赤ソバ花祭り、ミツバチ祭り、JA農業祭等々がございまして。それは村の中でやっていることなんですけど、村外では、名古屋の天白祭りで農作物を売って、大変、もう、長蛇の列ができる好評でございますし、日本で最も美しい村連合の県内あるいは県外の加盟の町村と連携して、名古屋の中日ビル、金山駅、あるいは東京の日本橋プラザ、フォレスト虎の門などでイベントを実施してきたところでございます。そういう形で、いろいろとたくさんやっているわけなんですけども、イベントというものは、なかなかかわる人の、大変、負担が大きく、また、移動とか、運搬とか、そんなふうなところ、あるいは、いろんな展示物等々もですね、費用もばかにならないところがございまして、精査して、効果の上がるものを取り組んでいきたいなというふうに思うところでございまして。世田谷区との交流とか、今後、新たな機会が増えていくことも考えられるのかなというふうに思っております。

後先になりましたけど、中学生の皆さん方、本当に、村の、私がずっと考えていることと、すごく同じことも、中学生の皆さん、考えておられる部分もあったし、いろいろと深く考え、そして、何より、それぞれの意見について、みんなが一生懸命聞いて、話を聞いているなあというのに、ちょっと感銘を受けて、あの中学生たちの今後の成長ぶりに大変心強い思いをしました。

将来、農業をやりたい子はいますかというふうな話のときには手が挙がらなかったんですけど、まだ、中学校3年生の段階で、将来のことについては、まだ、考えがまとまっていないかなと思いますので、そういった中で、いろいろ地域のことを学んで、地域の課題も共有していただいて、その中で大きく羽ばたいていただけたらうれしいなというふうに思いました。

以上です。

次に、有線電話につきましては、総務課長からご説明させていただきます。

○総務課長

有線電話でありますけれども、有線電話にかわる通信手段、災害時でも安心できる通信手段をとということでございますが、これは、有線、線のある電話ですが、優先的に使えるという電話、NTT東日本のほうから提供がございました。村内の9つの避難指定箇所、小中学校の体育館、それから社会体育館も含めますけれども、そこに電話線と電話機に接続できる端子を設置をしていただいております。これに電話機をつなぐことによりまして、相手方への接続通話が可能となるように設置をしてあります。この設置箇所については、それぞれの管理者の方に、こういう電話ですという説明をしてありますので、何か非常事態のところで電話線、電話等を使う場合には、これから、ご自宅、あるいは、一方的になりますけれども、そういう通話が可能というようにしてあります。

それから、中学生の意見の中で車いすの方でも利用できるような広めの電話ボックスを、ぜひ、つくるべきではないかという提言もいただきました。おっしゃることは、確かに、そのとおりなんですけど、携帯電話等が普及をしている中で、公衆電話の設置が、今、よほどのことがない限り設置ができません。したがって、車いすの方を補助しながら使えるような広めの電話ボックスということになるかと思いますが、こういったことの設置は非常に難しいというのが現状ですので、そのようにお答えをさせていただいているところであります。

それから、非常時であります。線が断線されたような場合には、静止衛星を仲介しました衛星電話を入れましたので、電話番号がついております。12けたの番号ですが、持ち運びのできるものですが、これが2台、入っております。これについては、ちょっと、使い方について、まだ、きちっと理解をしておりますので、お金もかかりますが、これを、ちょっと運用の練習をしながら、肝心なところでは皆様にもお知らせをしていきたいということで、非常時には、こんなような対応でもって有線電話にかわるができるかなあというふうに思っております。

○村長

その次にお尋ねになりました特産品を親しみやすくするためにアイデアを募集したらどうか、アイデア交流会はどうかというふうなことについても、今、ご質

問を、中学生の提案についてどう思うかというふうなご意見をいただきました。

ぱっとと聞くといいと思うんですけれども、でも、実際によくよくその状況を考えてみるとですね、特産品という、ほかに、つまりほかにない、中川村だけの——中川だけとは言わなくても、中川村が非常に優秀な味なり質なり量なりっていうふうな物、使える物をつくっていくっていうふうなことについては、幅広い方々からいろんなアイデアを集めるということ以上にですね、本当は、個人、あるいは特定の少数のグループの方々のごことで、思い入れで一生懸命頑張って、何か一つのものを目指していくとことがないと、何か、余り本当の完成度の高い特徴のある物は生み出せないのかなというふうに思います。その部分が中川村では一番必要なことではないのかなというふうに思います。そういう方々が一生懸命頑張っていく中でですね、壁にぶつかった中で、ちょっとした方のヒントというか、思いつきみたいなのが、その突破口になっていくというふうなことはあるかと思います。そういう意味で、一般の方とか、あるいは、いろんな方のヒントというのは、アイデアというのは重要かと思いますが、まず、その課題意識を持って、完成度を上げて、特徴を出していこうというところを、もっともっと増やすということが大事かなというふうに思います。その課題がないままに、何か特産品のアイデアはというふうなことでやっても、実際にそれを担って、完成度を上げていくために研究をして、試作品をつくって、試行錯誤をしてというふうな事柄をやってくくださる方がいらっしやらなかったら、なかなかアイデアは生かされないし、課題解決というふうなことにはなっていないのかなというふうなこと、そういうこだわって頑張ってください方々を増やし、そういった方々の課題に、どうみんなでこたえるかっていうふうなことが大事かなというふうに思うところでございます。

あわせて、アンケートを中学生にもというご意見でございます。

先ほど申し上げたとおり、中学生の皆さん方もいろいろご意見があるというふうなことを理解しております。

この間のバス等の交通、地域交通については、利用している方々、ご家族の皆さん方のご意見もあわせてお聞きしたというふうなことです。そんな形でもご意見をくださった方も、中学生もいらっしやるかと思いますが。何だろう、そういう形、中学生の皆さん方のご意見を聞く必要がある、あるいは聞いたほうがいいというものに関しては、今後もやっていきたいと思っておりますし、何でもかんでも中学生にも聞くということにはならないかと思っておりますけれども、そういう、ちょっと対応でいきたいというふうに思います。

○ 8 番 (柳生 仁) ただいまのお答えいただきましたこと、さきの新聞報道でもごらんいただいておりますけれども、特に災害時における電話なんかは、きちんとされているということで、非常に安心しやすいわけでありまして、また、アイデアにつきましても、いろんな難しい問題があるということでございます。しかし、そんな中で、アンケートはものによって中学生にも聞くというしておりますけれども、非常に、中学生といえども、しっかりした考えを持っておりますし、これからの中川村をつ

くっていくのは若者かなあと思っております。この種類はだめ、この種類はいいっていう差別、区別でなくて、できることならば、できるだけ中学生にも参加してもらって、伺いながら村づくりをしていってもらえればありがたいと思っておりますので、その点は、また、考えていただければ結構でございます。

それでは、次の日本で最も美しい村連合加盟の中川村に求めるものということでございますけども、村民の幸福度、それから日本の原風景、昔からの思いやり、環境など、無理なくできることから取り組んだらどうかということでございます。

1点目として、昔からある草花の保全をということでございますけども、現在、昔からある草花が土手の畦畔から消えてしまったような気がします。また、公園などにも以前あった草花も、最近、消えてしまったのかなあと思っております。

村が管理する公園などに、こういったものを保護していけないかということでございますけども、これは、特に希少植物を言っているわけではありませんで、ごく平凡な昔からの草花を申し上げております。このことは、村内のあるご婦人から「柳生さん、最近、大草城址公園や田畑の土手から昔からの草花が消えちゃったね。」ということ伺っております。非常に、確かに、言われてみて気がついて、私も寂しい気がして聞きました。確かに、最近、農業指導等もありまして、景観上も、田畑の土手が非常にきれいになっております。訪れる方々は「この地域はよく草を刈ってあってきれいだね。」って言うてくれるんですけども、そこには、やっぱり昔からの草花が消えているわけでありまして。私は、現在、農業の環境面から、田畑の土手の草を刈ることは大変よいことだと思いますし、今後も、暑い夏には汗をふきながら草を刈っていきたいと思っております。

そこで、村に訪れる方たちに日本で最も美しい村の魅力をしてやるためには、昔からの草花を村が管理する公園各所に植えてはどうかと伺います。幾つか昔からの草花を挙げてみますと、例であります、カワラナデシコとか、オドリコソウとか、アザミ、アザミにはイエアザミとかキツネアザミがあるそうでありまして。それからニホンタンポポとか、ジゴクノカマノフタとか、ホタルブクロとか、野菊とか、スイセンなどだとか、いろんなものがあるわけでありまして、まだ、たくさんあると思うわけでありまして。こういったものを、今度できたいろんな公園に植えておくと、また、楽しめるんじゃないかと思っているわけでありまして。また、この草花の種類につきましても、住民の方々から話を聞きながら対応をしていただければ結構であります、あの公園に行けば昔からの草花が見られるねっていうような、そんな楽しい公園をつくってもらいたいと思っておりますけども、この施工においては、そんなにお金がかかることではありませんが、対応策はあるかどうかお伺いします。

○教育長

ただいまのご指摘のように、昔は野で見かけた懐かしい植物が見かける場所も少なくなり、個体数も減ってきてしまっているということは、そのとおりだというふうに思います。これら少なくなってきた植物を保護し守っていくためにどうしたらよいかというご質問というふうに思いますけれども、私は、少し、このご質問を、絶滅危惧種のほうにとらえたきらいがありますけれども、植物には、その植物

に合った環境があるかなあというふうに思いまして、移した場所では、なかなか育ちにくい、育たないことが多いので、1カ所に集めることよりも、むしろ今ある場所で保護し、増やしていかれたらよいかというふうに考えました。その植物の周りの草を刈ってやったり、あるいは、その種子を取ってまいたり、また、今のご指摘のように、全面を刈り払ってしまうような場所については、その所に囲いをして、ここは残しておきたいというような手立てをしたりというようなことで、その環境の中で増やすなどの保護が有効かなというふうに考えておりました。

現在、植物観察会の皆さんなど、有志の皆さんが観察とともに大事な植物の周りの草を刈ったり、帰化植物を取り払ったり、保護の活動をしてくださっております。このようなボランティアの方々と情報を交換し合い、村民の皆様に知らせたり、保護を呼びかけていきたいというふうに思います。

なお、柳生議員のただいまのお話の、もっと一般的なといいますか、その植物については、さらに考えていく必要があるかなというふうにも思っております。

○8 番 (柳生 仁) ただいまの教育長の説明は、いちいちごもっともだと思いますけれども、実は、最近の機械の草刈りなどは、どうしても機械で刈るという、昔は手作業で刈っていたために1本1本残すことができました。しかし、最近では、何かしら忙しいや何かで、機械できれいに刈ることが、ある面では美德という感じのときもあります。そういったこともありまして、むしろ公園に、環境の問題で場所が必要ということもよくわかりますが、公園などに設置していただいて、そして、やはり楽しんでもらうことも1つの施策として大切かと思っております。1カ所では環境が合わないからだめというんじゃなくて、ぜひ、挑戦いただいて、そんな中で、その草花に合った場所を、公園の中でもあると思うので、選んでもらって、ぜひとも、中川村へ行けば昔からの草花があるなあと、さすが日本で最も美しい村だなというような、そんな環境整備をお願いしたいわけではありますが、いま一度お答えをお願いします。

○教育長 ご指摘の点について、さらに考えてまいりたいと思います。

○8 番 (柳生 仁) ぜひとも考えていただきまして、さっき言いましたように、ある面では絶滅危惧種かなあというような貴重なお言葉をいただきましたので、村でもできるようにお願いいたします。

2問目の質問でございますが、よくかむことで健康長寿の村へということでございますけれども、子どものころからよくかむことを身につけて健康な体をつくるためには、かむことをカウントする機械を必要台数、導入をして、どうかということでもあります。

6月の質問で、私は、かむことの大切さを質問してまいりました。安富和子准教授の質問をしましたが、人の健康は、やはり子どものころからしっかりかむことが原点だそうでございます。そして、いくことによって、子どもから丈夫な体をつくることによって健康長寿ができるかなあと、こんなように思っております。

そこで、教育委員会にお願いしたいことは、年に何回か、きちんとかむことの一

連の行動を体で覚えて社会人に成長していく子どもの形成をお願いしたいわけであり、26年度予算に、かむことをカウントする機械を必要台数、導入をしてはどうかということをお伺いします。

○教育長

ご指摘のように、よくかむことの効果はたくさんあります。列挙しますと、肥満の防止、味覚の発達、言葉や発音の発達、脳の発達、唾液を出すことによる歯の病気の予防、がんの予防、胃腸の調子をよくする、それら総合的に全身の活力を生む等々であります。

子どものころに身につけた力は、将来にわたって働く力となるので、保育園、小中学校での指導は有効だと思っております。

現在、中川学校給食センターでは、かみごたえのある食物として、大豆やキノコなど、繊維質の多い食材を工夫して、サラダなど、献立に取り入れていただいています。

ただいまご指摘のかむ回数をカウントする機械、かみかみセンサーは、飯田市、飯田女子短大の安富和子先生から寄贈されたものを含めて、両小学校に2台ほど、中学校に4台があります。

児童は、センサーをつけますと、かむことを大変意識をして努力をしますので、計測に大変時間がかかり、小学校の場合、給食センターからのコンテナ車による配送などの関係から、時間的にかなり難しい面もあって、現在まで来ているかというふうに思います。

中学校では、給食委員会等での活用が考えられていますけれども、現在のところは使用されておられません。

かみかみセンサーの活用について、小学校で、もし、活用するとすれば、小学校が可能性があるというふうに思いますけれども、学校の状況と相談をして進め、相談をしていきたいというふうに思います。

今後、食育推進懇話会でも話し合いますので、かむことの大切さを家庭へも伝えていきたいというふうに考えます。

○8番

(柳生 仁) ただいまの説明の中で時間がかかるので難しいかなあというお話もございました。こうした中で、一例でございますが、喬木村さんでも、こういったことを取り組んでおまして、最初に30台を教育委員会が保有して各部署に出していると、必要なときに、その後に医師会等でもって協力いただきまして、50台をもらったということで、年に何回か、そういった体験をして、かむことを身につけるように努力しているということでもあります。そして、これを先生方をお願いすると非常に忙しいそうです。とても先生方をお願いは無理なんで、そこでもって、かむことを協力いただけるボランティアさん、多少年配のご婦人方だそうでもありますけれども、何人かが協力し合って、そのときに、子どもさんたちにつけてあげたり、電池を入れてあげたり、いろんなことをしているそうでもあります。そうすることによって、先生方には、言葉の表現が悪かったら失礼しますが、煩わしいということがなくて、子どもたちも楽しく食事ができると、こんなふうに言っているわけ

であります。

ぜひとも、こういったものを、すぐに取り組めないかもしれませんが、子どもの健康っていうのは、中川村の財産でありますし、日本の財産であります。これに対する費用っていうのは、決して高いものじゃあないと、そして、時間がかかっちゃって大変だっていうことも、ちょっとわきへ置いてもらって、もっともって研究を深めてもらいたいなあとと思うわけでありますけども、そこら辺はどのように考えておられるか、こういったボランティアさんを募れば協力してくださる方はいるんじゃないかと、こんなふうに言うておられますし、安富准教授は、本村でも、小グループに……はい。教授、准は終わりましたか。すみません。失礼しました。6月のときには准教授だったもんですから、失礼しました。安富教授は、村内で小グループにこうした話もしながら、その方たちからも大変好評をいただいております。ぜひとも、いま一度、こういったような、取り組むような姿勢をお伺いしたいんですけども。

○教育長 　　ただいまのご指摘を学ばせていただきながら検討してまいりたいというふうに思っています。

○8番 (柳生 仁) 　　教育の原点は、やっぱり健康かなあと考えておりますので、ぜひとも研究いただきまして、一歩前へ進んでいただきたいと考えております。

次に、役場の総合案内の設置をとということでございますが、日本で最も美しい村役場職員さんの住民、村外者への対応が、より好感を持てる窓口にしてもらいたいということで伺います。

私は、今が決して悪いと申し上げているわけじゃありませんので、このことを勘違いしないでください。

より身近な役場づくりということでありますけども、以前にも質問してありますけども、このことは松川町さんを参考に伺ってまいります。

松川町さんでは、住民の目線に立つてということで、目線に立った窓口づくりということでもって考えてまいりました。平成22年4月、職場環境改善委員会を立ち上げてまして、業務の効率化と住民サービスの向上を図るために職員13名で庁内プロジェクトをつくり、この中に庁内レイアウト部会と整理整頓部会をつくり、来庁者や全職員からの意見を聴取して、平成24年12月から1月にかけてフロアが改正されました。

中川村では、昭和55年、現在の建物が完成しておりますけども、以来、来庁者のお客様重視の目線でレイアウトされてきていると思いますけれども、いま一度、26年度には、役場全体のレイアウトを見直す検討会を立ち上げたらどうかと考えております。より明るい環境を目指しての、そういった取り組みができないかどうかお伺いいたします。

○総務課長 　　総合窓口の件に関しましては、村におきましては、過去、事務改善をどういうふうに進めるかという形で事務改善委員会というのがありますが、その中で議論になってことはありますけれども、押しなべて、現在の職員の体制と今の課の体制、

それからフロアのレイアウトについては、特に総合窓口でもってお客様を案内しなければというような議論にはなっていないということを、まず、申し上げていきたいということでございます。

したがいまして、26年に、新年度にどうかというふうなことを、今、言われたかと思えますけれども、当面、そのことを総合窓口を設けて案内の体制をより充実していくというようなことは考えにないということでございます。

同時に、松川町の場合には、お聞きをしましたら、議員、おっしゃるように、机の配置ですとか、カウンターですね、カウンターのレイアウトも一新をし、なおかつ、外は、ちょっと、私、わかりませんが、カウンターの内部については、昔は現在の中川村役場のようなものであったわけですが、これをカーペットを全部敷いたというようなお話を聞いております。

繰り返すわけですが、そうしますと、結構お金もかかったそうなので、今のところ、そこそこにお金をかけるというようなことは考えていないということでございます。

このことは、以前にも総合窓口についてはご質問をいただき、お答えを申したとおりでありまして、案内をですね、業務として行う部署をつくったり、あるいは、現在の考えられるのが住民係かというふうに思いますけれども、これが兼務で行うというようなことは考えていないということでございますので、よろしく願います。

○8 番 (柳生 仁) ただいま答弁いただきましたけれども、松川町さんは、町長がかわって、そのときに、これはまずいということから、住民目線に立った窓口づくりをしようということから、明るい環境づくりをしてきたわけでありまして。そんな中で、机の配置でございますけれども、従来は中川村のような、住民たち、カウンターで直角に座っておったようでありまして、それを対面型にしたということでございます。それから、カウンターに角があったものですから、その角を取り除いて円形にしたということから、非常に柔らか味を感じるフロアになっております。それから、各課へ行く場所でございますけれども、玄関の自動ドアが開きますと、その下にもって色分けし、各課に行けるような対応ができております。こうした立派な冊子をいただきましてきたわけでありまして、こんな中で、松川町さんは、確かに総合案内も大事でありますけれども、そんな中で、まず、自分たちもちろんしようということからやってきているわけでありまして、まずは、職員数のあり方とか、みずからの人事評価の充実もしております。それから、税の徴収体制がいかとか、こんなこともやっておりますし、また、もう1点は、直通電話もあります。中川村では、以前にも直通電話、ちょっと保険のことで聞いたことがあったけれども、役場へ電話して、そこからつなげるからいいんだってということがありましたけれども、松川町さんは、名刺いただいたんでかけたところ、そこへ直通で行きます。役場へかけてどここの課じゃなくて、そういったサービスも行ってあります。常に常にお客様という考えでもって職員さんが対応しているわけでありまして、

中川村では、お越しいただく方々にお客様での対応をしているかどうかお伺いします。

○総務課長 職員に対して、来庁された方をお客様であるというふうな認識でもっての教育ということは、あえては、してはございません。

それから、直通電話につきましては、保健センターのほうにですね、1つ回線を設けて、なかなか相談しにくいような件があるということも考えられるということから、直通の回線を1本増やしております。

ただし、ほかの件につきましては、私どもの電話回線を新たに設けることよりも、うまく取り次ぎをきちんと行うということのほうが重要だと思いますし、お金もかかることでございますので、そのように、今回、電話の交換機を一新するのに合わせまして、線を1つ増やすということをつけ加えさせていただきます。

○8 番 (柳生 仁) ぜひとも、それと、もう1点、松川町さんは、常に住民の目線に立ってっていうことでありまして、課によっては、カウンターのところの間仕切りを設けて、そのお互いのプライバシーを守るような仕組みもとっております。そして、常に来たお客さんが感じよく対応できるような仕組みをとっておりますので、ぜひとも、なかなか課長は、ちょっと上からものを見ている感じを受けるんですけども、そんなことはないかもしれませんけども、ぜひとも、住民目線、お客様目線でもって、庁内のレイアウトをいま一度考えてもらいたいなあと思っているわけでありまして。というのは、以前にお越しいただいたお客さんの中からですね、役場ではきちんと対応をしてくれていると、しかし、その中に温か味がなかったっていうことで、ちょっと残念だなあとと言われておりました。中川村は日本で最も美しい村と言われておりますけれども、そういった部分からきちんとやってもらうことが、やっぱり美しい村の原点かなあというふうにと言われておりますけども、以前にも、6月のとき、課長のほうから、職員教育をいたしましたと、電話応対もちゃんとしておりますという答弁がございましたが、最近、大分、慣れてきて、また、もともと教育されたけれども、全く対応していない方等々あるわけでありまして。常に、電話においてもそうですけども、お客様対応はちゃんとするっていうくらいのことは考えてもらいたいなと思っておりますので、ぜひともよろしく願います。

○総務課長 1つ申しおくれました。先ほど、松川町では机の配置を変えたと、カウンターに向かって顔が見えるような位置に並べ——並べたというか、職員を配置したというふうなお話がありました。これについては、フロアの関係で——フロアというか、庁舎の大きさ、広さ、こういったところとの関係で、できるものであるならば、それも非常にいい方法だと思います。と申しますのは、現在の中川村役場の場合ですと、来庁された方につきまして、例えば、こう、電話中であつたりパソコンの場面に向かっていたりすると、これは向きばかりではないんでしょうけれども、来庁された方に非常に気がつかない場合もありますので、こういったときには、特に気をつけなきゃいかんということで、カウンター付近にいる職員が電話中であつてお声をかけることができない場合などは、中の職員がきちっと対応するというのを徹底

をしてまいりたいと思っております。

それから、議会、前回にもご質問いただいたとおり、基本的に、まず、大事なものは、来庁された方に、きちんと、どういうことで来庁されたのかということをお尋ねする、あるいは、電話についてもそうです。このことについては、ことは1回きりでしたが、やりました。職員も、年々、変わってまいりますし、いろはは忘れやすいつていうことがありますので、こういったことは常に徹底できるような形で研修をしてまいりたいというふうに考えております。

○8 番 (柳生 仁) ことは、レイアウトを全く考える気はないということですが、どうも、どうか、胸の隅に置いておいて、ほかの庁舎へ行ったときに、どんな雰囲気かなあというのを見てくださいながら、村民目線に立った役場の業務をお願いいたします。

3番目の幸福度の指標化ということでございますが、日本で最も美しい村に入っております中川村でございますけれども、幸福度は、お客さん、住民の方々がどのように感じているかということ調査してきたかということでございます。

ここで、将来、日本で美しい、一番暮らしたい村づくり、これは、幸福度が高ければ、もしかすれば、少子化対策の原点につながるんじゃないかと、こんなふうに思っているわけでありまして。

5年後、今より幸せになっておりますかっていう、村民に対して、村民の皆様方が、どのような返事が来るのか、日本人でありますけれども、世界的には、1人当たりの所得が先進国の中でも上位にあると、調べて出ております。しかしながら、国民の幸福感は小さいとされております。そこに一体何が潜んでいるのか、そういう皆様方から意見を伺いながら、何が必要か、また、そこでもって日本一幸福度の高い村を目指さないかと、こう質問するわけでありまして、私どもが希望を持つために重要なものは、まず、健康という回答が97.5%あるわけでありまして。そして、家族、仕事、それから教育とか、地域の交流とか、そういったふうでありますけれども、中川村から日本一幸福度の高い村づくりを目指さないかどうかお伺いします。

○村 長 今、おっしゃったとおり、GDPですとか所得というのは、幸福の尺度にはならないと思います。生活に困窮するような貧困は不幸でありますけれども、富があっても幸福でないという方はとても多いと思います。統計的な調査、何かの本で読んだことがあるんですけども、格差の少ない社会ほど人々の幸福感が高いというような、そういう調査結果があるそうです。そう思いますと、日本は、かつて1億総中流社会と言われておったわけですが、派遣労働の規制緩和とか、いろんなことがあって、今は、もう、本当に格差社会になってしまったと思います。世界中、そう言われていますけれども、大企業、あるいはその幹部など、1%の人たちにだけ富が集中して、99%と呼ばれる人たちは生活のゆとりがなくなって、本当に日々の暮らしに追われているというような状況、特に若い人たちは、世界中、失業率も高く、悲惨な状況にあると思います。これは、経済効率ばかりを追いかけた結果であると思っておりますけれども、幸い中川村のような農山村は、経済効率に都市ほど絡

みとられていないということで、それぞれの自分自身の考え方とか生き方を追求することも、そういう余力も、もともとそんなに豊かじゃなかった分だけ残っているのかなというふうに思います。贅沢はできなくても自分なりの人生をつくっていくことができる、それが中川村の魅力かなというふうに思います。余り長いこと言うとあれですよ。

これから、いろいろ、先ほどのTPPとか、いろんなことで外部環境が変わっていくわけなんですけれども、日本で最も美しい村連合の一員として、村民の皆さん方とともにですね、村の伝統やら文化とか、景観とか、食、食べ物だとか、そういう村の魅力を生かして行って、そのことによって自分の生きたい人生、自分のやりたい仕事ができるような、そんな村になっていけばいいのかなというふうに思っております、そういう自由でおおらかな、自分なりの工夫ができる村になればいいなと思っています。

ただ、幸福度の数値化というふうなことなんですけども、今、健康だとか、家族だとか、仕事とか、いろんな要因があるというふうなことをおっしゃって、その中で日本一というふうなことになると、日本全国が共通の計算式を出さないと比較ができないのかなというふうに思います。先ほど言われたのが、言われましたっけ？一般質問の通告書のほうには日本の幸福度が90位というようなことを書いていただいておりますけども、いろんな報告がありまして、国連が出している世界幸福度報告書2013では43位、それから、オランダのエラスムス大学が主催しているワールド・データオブ・ハピネスでは60位となっています。どれをとっても経済大国、GDP世界第3位とか言っている割にはですね、90位、43位、60位ということで、非常に低い数字ですけども、それにしても、結構、上下に振れがあるということで、何をもち幸福の指標とするかっていうところは、いろんなやり方があるって、どれをとるかというのが難しいのかなというふうに思います。先ほどみたいに日本一かどうかを決めていくためには、日本全国共通の指標がないといかんだろうし、中川村のよさをわかるためには中川村独自のものでもって、こう、何年間も見て行って、だんだん幸福度が上がってきたとか、幸福度が下がってきたという見方も大事かなというふうに思うところですけども、とにかく、その数値化というのは、いろいろ、こう、危険な部分も潜んでいて、その数値さえ上げるためには、何か特殊なことを、いびつなことをすると、結果的に数値だけは上げられるみたいなことにもなりかねないところがあるので、本当に、それがちゃんと幸福度を測れるようないい数値化があればいいなと思います。でも、それを開発したり、あるいは、毎年、毎年、それを調べるために、ものすごい、こう、アンケートをしたり調査をしたりして、幸福度何%って出すのにもものすごくコストがかかるということであれば、それも何か大変かなというふうに思いますので、簡易な方法で、かつ標準的なものが見出されるんだよというふうなもので、比較検討もできるようないい指標があればですね、考えることもできるのかなというふうに思ったしいでございませう。

○8 番 (柳生 仁) 時間も大分迫ってまいりましたが、こうした中で、ブータンが、なぜ幸福度が世界一なのか、ブータンは、1970年には既にそのことを考えて行動したと聞いております。中川村でも、こうした日本で最も美しい村連合に加盟して、非常に成果が上がっているかと思えますけども、ぜひとも、優秀な職員がいらっしゃるんで、一度、ブータンに派遣したらどうかと、東京の荒川区では、既にブータンに派遣をしております。それで、調査をして、幸せ度を見つけてよという行動をとっているわけでありまして。ぜひとも、村でも、そういった行動ができないかどうか、簡単をお願いします。

○村 長 現状で、だれか職員1人、こう、出張命令を出して、ブータンに行って、いろいろ調べものをして帰ってきて、それによって成果が上げられるとは余り思っておりません。思うことができないのかなと思います。そのためには、いろいろ、専門家の先生とか、いろんなこと、ご意見を聞いて、何がポイントで、何を調べなくてはいけないのかっていうことがわかって、その最後の段階だと思いますし、それだけ、ちょっと、そのことに、かなり人的あれを割くのはゆとりがないのかなというふうに、準備等々ですよね、てなことを思います。

ちなみに、ブータンはですね、ほかの質問に合わせて別件で調べていたら、報道の自由度数というのを調べてみたら、日本は53位で、先進国では最低なんですけども、ブータンは179ヶ国中82位というふうなことで、かなり報道については自由がない、でも、それは、その調査によるとですよ、実際はわかりませんが、だから、そのことと幸福度とか、いろんな、その国のありさまを図るのに、いろんな指標があるので、そういう意味でも、どの要素をとって考えるかっていうのは、いろいろ難しい点があって、簡単に、この数値だけ見て、結果をその数値で53だ89だっていうことだけで判断していくのは危険なのかなというふうなことも思います。

○8 番 (柳生 仁) 費用がかかるでとか、そういうことでなくて、ぜひとも前向きに検討するような施策がほしいなあと感じております。私は、いきなりブータンへ行って見ておいでっていうんじゃなくて、当然、行くには、いろんな調査をしながら、どういったものかっていうことを求めてお願いしているわけでありまして、そのところ、勘違いしないでください。

時間が来ますので次に行きますけど、村では美しい村条例に向けてのスタートがしております。この中で、住民アンケートを聞いたり、また、美しい村条例の説明会が19日に行われるわけでありまして、現在のところ、文化センターのところで1日だけと聞いておりますけども、村内3カ所ぐらいいもって説明会をしたり、それから、もし、アンケートをとるならば、中学生にも参加をしてもらったりしていけばいいんじゃないかなあと感じております。

また、この条例制定が3月には完成を目指しておりますけども、急ぐ必要があるかどうか、そこら辺もお伺いします。

○総務課長 美しい村条例につきましては、この、今回、提案をさせていただきます概要を固めるまでには、村議会できまざまなご質問や提言をいただきました。景観法に基づ

く景観条例という規制を伴う積極的な景観づくりと保全の条例なのか、あるいは、自然保護であるとか文化遺産の保全まで含めた村議会の議論をいただいた上に基づいて、今回、条例案をお示しをするということでありまして、村づくりを進めている、美しい村づくりを進めている連合に加盟している大鹿村ですとか木曾町の条例を参考にしつつ、これらのまちには、今のところ入っておりません太陽光発電施設などの構造物の設置についても言及する内容となっているところであります。

住民アンケートにつきましては、民意といいますかが、こちらから幾つかの質問をする中で、どういう課題について興味があるですとか、どんなふうになっているか、あるいは、賛成か、反対かなど、傾向をですね、大づかみにとらえる手法としては非常に重要かと思いますが、今回、今、申し上げたとおり、概要については、何回も議論いただく中で形が固まってきた段階では、直接、こちらの考え方を提示をさせていただいて、これに対してどのように考えるかという意見集約の場といいますか、意見を聞く場が大事だろうというふうに思っております。

確かに、箇所が1カ所ということで、なかなか出てこれないんじゃないかということもあろうかと思いますが、できるだけですね、こういった会議だけでなく、ホームページ等で、この条例案の概要についてはアップをしました。1月の19日までにメールもしくは紙でも結構ですからご意見をいただきたいというふうにしてありますので、また、地区、各地区を通じまして、回覧にさせていただければいいわけですが、こんなことを考えているので、ぜひお集まりいただきたいという冊子も入れてあるわけがございます。そういうことでありまして、今回については、意見を聞く会は19日にし、この意見をもとにして、どんなことが出たのか、じゃあ、これについてどういう見解を持つのかということは、また、住民の皆さんにお返しをして、最終的には3月の議会の中で方向を1つ出していきたいということが、今、考えているものでございますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

○8 番 (柳生 仁) 住民説明会っていうのは、恐らく1カ所よりか3カ所のほうが人数は集まるかなと推測するわけでありまして。しかしながら、やらないっていうんで、それは仕方ないことではありますけども、ぜひ、よくインターネットとかホームページだとか言われますけども、飯島町の小学生が、町ではそう言うけれども、私たちは見られないとか、こんなことを言っておられた、子ども議会のときですかね、あったような気がします。いつも、深く浸透できるような施策をお願いいたします。

最後になりますけど、ごみゼロを目指して月1回、ごみの日の制定を、これは美しい村条例も絡んでくるかもしれませんが、中川村では、ごみの少ない村として全国でも上位に位置しているわけでありまして、より環境のよい村を目指していくことが大切でありますし、私たち住民の自慢にしていきたいと思っております。このことは、住民の方々に押しつけるものではありませんけども、一定のこうした目標を持つことが大事かなと思っております。

毎年、5月30日はごみゼロとして、地区でもってごみ拾いをしているわけでありまして、少し話が変わりますが、消防団員も、毎月、1日、15日は啓蒙をし

てくれておりますけども、そういったようなものでもって、じゃあ、何日は村のごみゼロの日に使用ってということでもって、村道なんかを歩いておって気がついたらごみを拾うような、ごく自然にできるような環境づくりが大事かと思っております。

こういったごみゼロの日の制定ができないかどうかお伺いします。

○住民税務課長

ごみゼロを目指して月1回ごみゼロの日の制定をとということでご質問ですが、ごみゼロの日は、美化活動、それから、ごみの資源化、再資源化ということで制定されてきております。

村では、環境美化ということで、先ほどお話がありました、5月の最後の日曜日を中心として、環境美化活動ということで設定をさせていただいて、各地区、それから、ボランティアの方でご協力いただいている方もありますので、その方たちによって環境美化の活動をしていただいております。

それから、ごみの減量化ということは、先ほどお話がありましたように、全国の中でも少ない市町村になってきているということ、それから、資源化については、24年度から、また、村としても取り組みを多少変えて、資源化のほうが進んできているかと思えます。

そういう中で、特に日の設定ということではなくて、日々の生活の中で、環境美化、それから、ごみの減量化、資源化に取り組んでいただけるように、村のほうとしても取り組みをしていきたいというふうに考えております。

○8番

(柳生 仁) 日の設定は難しいかもしれませんが、やっぱり、役場職員の皆様方、また、私ども公職となっている者、それから地域の皆さん方、全員が、常に常に、道等を歩いても、ごみが落ちておれば拾うくらいな心がけは大事かと思っておりますし、私も、ここ数ヶ月前ですけども、大きいごみがあって拾ったら、犬の始末したものが捨ててありまして、ちょっと残念だったんですけども、そういったことがありました。これは、落ちたんじゃなくて置いていつてくれたのかなあと思っております。そういうことのないよう、村づくりを、ぜひとも求めていきたいわけでありませう。

最後に、村長、もう1点、伺いましけども、3期目でございますので、村民目線に立った村づくりとして、庁内のフロアを、今でよいのかどうか、もう少し雰囲気の良いフロアができないかどうかお伺いします。

○村長

私の目から、その、特に、今、床が破損していて気になるなというふうなところは思っておりませうので、何か改修を終了しなくてはいけないというようなときには、そういう、当然、しなくてははいけませんけども、今は、床掃除に、どれぐらいの頻度か、結構、頻繁にさせていただきながら維持管理をしているというふうなことなので、床そのものの張りかえというふうなことは、今は考えておりませう。

○8番

(柳生 仁) 以上で終わります。

○議長

これで柳生仁議員の一般質問を終わります。

次に、6番 大原孝芳議員。

○6番

(大原 孝芳) まず、私からは2問を質問させていただきます。

まず、その前に、先ごろ、先週の6日ですが、特定秘密保護法が強行採決で通ってしまいました。今回の自民党政府になってからは、数の力で強引に通す、皆さんは、国民の皆さんは、景気がいいということで、アベノミクスといったことで、非常に歓迎をしていたわけですが、今回のこうした政府のやり方、非常に憤慨しているのではないかと思います。

私のきょうの2問の質問についても、今まで、何ですか、政策を選挙のときに約束をした、今回の特定秘密保護法も、そうした政策を約束したわけでもございませんし、今回の減反の件についても、全く突然出てきたような件でございます。それで、教育についても、中教審のことについても、全く突然出てきたと、そういった観点から質問をしたいと思います。

まず、教育行政の改革について質問したいと思います。

これは、以前も前の教育長に質問させていただきましたが、新しく教育長になられました下平教育長にもお考えをお聞きしたいと思います。

まず、中教審で教育委員会の見直し案が発表されています。A案、B案あると思いますが、特に、教育委員会というものが、今まで以上に、村長、中川村で言えば村長の諮問機関にしてしまうと、そういうような考え方もございますし、教育長のあり方というんですか、今までの教育行政について、今までと全然違ったようなことが行われると思いますが、それについて新しい教育長はどんなようなお考えをお持ちでしょうか。

○教育長　ご指摘の教育委員会制度でございますけれども、ただいま、A案、B案というふうにご指摘がありましたが、先日、11月27日の中央教育審議会の教育制度分科会は、教育行政の最終的な決定権を自治体の長に与えるとする答申案の素案を示したわけでありましたが、一方、教育の政治的中立性が損なわれるとの批判の声もありまして、教育委員会を従来どおり執行機関とするという案も提起をされました。A案、B案、双方を提起したということかと思えます。

教育委員会制度の見直しは、以前から責任の所在が不明確、迅速な意思決定ができないなどの点が指摘されており、殊に、一昨年、大津市でいじめを受けた中学生が自殺した問題で、教育委員会の対応のおくれが指摘されたことが大きなきっかけとなりました。

教育委員会制度は、教育に軍部が介入し、軍国主義が推し進められた教訓から政治的中立性を確保するために首長から独立させて創立された経過があり、その趣旨は今も生かされるべきと考えております。中川村教育委員会は、この点、大事に考えまして、従来どおりのあり方を堅持することが必要というふうに考えております。

課題として指摘されています責任の所在と迅速さへの対応としては、中川村の場合、定例会のほか臨時会を持つなど、絶えず情報交換ができることと、事務局の体制が小規模であり、迅速に対応できることを利点として取り組んでいきます。

○6番　(大原 孝芳)　今の1番の質問については、的確に表現していただいたと思いません。

特に、こういった考え方が出るというのは、当然、原因がありまして、今も言われたように、いじめの問題がですね、つまり責任の所在がはっきりしないと、教育委員会がよく把握していなくて、例えば事務方である局長、あるいは、そういった方で処理されてしまったとかですね、そういった原因を指摘されて、今回、そういった、中教審でも教育委員会のあり方というものがですね、指摘されたと思います。そして、今も、教育長、言われましたが、じゃあ、どのようにしていれば、そういった問題をクリアできるかっていうことで、また、今のお話のように、例えば、教育委員会というものがですね、どういうふうに、例えば、学校、あるいは地域、それから、そこと連携をするかっていうことが、いろんな方の、1つの、何ていうんですかね、そういうことがきちんとできるかどうかというところが、今の、国からそんなふうに言われる必要はないよと、そういった、その中教審の意見をはねのける1つの根拠になると思いますが、中川村、今、教育委員会では、新しく教育長になられたわけですが、そういう今のご意見に、今の教育委員の皆さんですね、皆さんもご同様のお考えをお持ちでいらっしゃると、そういう見解でよろしいでしょうか。

○教育長 ご指摘のとおりでありまして、現在、私がお答えしましたことは、過日の教育委員会で検討し、その結果でございます。中川村教育委員会は、今、お話の、首長からの独立、そして合議制、そして地域住民の参加ということで、教育委員の中に一般の方が加わっていただいております。それによる中立性の確保、継続性や安定性の確保、そして地域住民の皆さんの意見をできるだけ聞き取り、反映を図り、そういう方向で進んでまいりたいというふうに考えております。

○6番 (大原 孝芳) では、1番については、それで終わります。

その次の②ですが、これも文科省のほうで、全国の学力テストの学校別成績の公表判断をということで、今までは教育委員会での発表というのは禁止されていたみたいなんですけど、してもいいですよということで、それで、今、全国でいろんな、例えば静岡県では知事が公表すべきだと、途中で撤回をした経過がございますが、各地区にいろいろの、地域ですね、に任せている部分があるんですが、先日、信毎で、教育長、そして村長にアンケートがありまして、私もそれを見たわけですが、村長の答えは、教育委員会のことだからノーコメントだと、それから、下平教育長は、従来どおり学校だけが公表できるようにし、教育委員会は公表できないようにするということにお返事をされたような報道がされました。これについての根拠というかですね、これを教育長が、これに、今までどおりだと思っておりますが、これを推挙している根拠というかですね、ご意見をお伺いしたいと思います。

○教育長 新聞報道されたとおりでございます。全国学力学習状況調査の学校別成績の公表判断について中川村教育委員会は、従来どおりの方法を行っていきます。

全国学力学習状況調査の目的は、児童、生徒の学力や学習状況の客観的な把握から結果を分析して指導の改善に役立てることにあります。

教育委員会による学校別成績の公表は、学校の序列化につながることを懸念され

ます。

中川村は、小学校2校、中学校1校でありますので、学校の成績の公表は、比較、あるいは1つの学級を特定することになってしまいます。そういうこともありますので、このことはできない、そう考えております。

1956年から実施されました全国テストが10年間で打ち切られたことの反省もあります。そのため、全国学力学習状況調査の本来の趣旨が生かされるように、教育委員会による学校別成績の公表は行わず、各学校が、それぞれ全国平均等に対して大まかな傾向を明らかにし、結果を分析して、自校の改善を方向を知らせていくという公表をしていきます。

○6 番 (大原 孝芳) 以前、前教育長も、そういった方向でやってきたと思います。

それで、学校現場ではですね、こうしたものを活用されるっていうことは当然なんでしょうけど、その格差を生むということ、当然、懸念されるわけですが、そのほうよりも、また、罰することによってですね、当然、メリット、デメリットがあると思うんですが、そのほうが、やっぱり、非常に、こういったデメリットの方が大きいというお考えで、例えば公表することによって、例えば、何ていうんですかね、競争意欲が生まれてとか、そういう、そのメリットとデメリットの、この量の違いだと思うんですが、中に、全国の中でもですね、もう、しましうっていう、ただ、首長さんにもしたいっていう方もいらっしゃるし、それは、当然、意見は割れても結構なんですけど、格差が一番、教育現場ではよくないと、そういうお考えが強いわけでしょうか、再度お願いします。

○教育長 一番大事なことは、この検査、全国学力学習状況調査の目的が、やはり、その指導の改善、あるいは、その児童、生徒の学習状況について、その改善の方向を求めていくことにありますので、その数値の公表は、その目的からはそぐわないと、そう考えます。

○6 番 (大原 孝芳) では、次の質問にまいります。

中学生の部活の朝練習は原則やめるべきとの方針が県教委から出されました。これについては、新聞報道でございますが、睡眠不足になる上、朝食をとりづらくなって授業にも影響を与えるというのが理由だそうです。健康によくないと。それで、先だって、県議会でも、教育委員の皆さんが進言を、教育長にですね、県の教育長に進言申し上げていましたが、とにかく、新しくなると現場が混乱してしまうんですよね。今まで、中川村は、当然、朝練習はやっていたと思うんですが、その生徒たちとかですね、また、その先生たちについてもですね、突然、そういった話が出てきてしまうと思うんですが、非常に混乱をしてしまうと思うんですが、中川村は、例えば、教育委員会もそうなんですけど、学校現場ではどのような受けとめをされているとお聞きになっておりますでしょうか。

○教育長 朝練習のことにつきましては、先だって、11月13日に長野県中学生期のスポーツ活動検討委員会から報告書として出されたところであります。その中で心配されることとして3点挙げておまして、1点目は、夏季は、夏の時期は中学生にとっ

て活動時間が長過ぎる、2点目として、部活動の延長として行われている社会体育活動は、睡眠時間や家庭学習時間、家族との夕食や団らの時間に影響を及ぼす可能性がある、3点目は、朝の運動部活動は、活動時間の確保や早起きの習慣が身につく等効果がある一方、睡眠時間や授業への影響等も懸念されるなどが挙げられております。そして、夏季においては、放課後、まとまった活動時間が確保できることから、朝の運動部活動のあり方を見直すことが必要であると述べて、原則として朝の部活は行わないという提案がなされているというふうに考えます。

中川中学校の様子はどうかというご質問でありますけれども、1・2年生を対象とした運動部活のアンケートによりますと、朝の部活動を通して技術や体力が向上する、爽快な気持ちになる、早起きをするので一日の生活が充実するなどのよさが挙げられております。しかし、一方、睡眠時間や朝練習後の1時間目の授業はどのように感じたかという設問では、やはり課題を感じると答えている生徒もおります。

中川中学校の運動部の保護者会の意見としましては、朝練習は生徒の自主性を大切にするべき、子どもたちのやる気のほうが大切である、朝練習は一日のいいスタートになっている、やっていただけるとありがたいなど、これをよしとする意見が多くあります。

中川中学校でも先生方がプロジェクトチームをつくって検討をしていくことになっております。地域が大事にしてきたという伝統もあるかと思えます。それから、指導を実際に行っている先生方の考え、生徒の健康、生徒の意見、そして保護者の意見等、さまざまな意見を踏まえて検討していきたいと思えます。

○6 番 (大原 孝芳) 今の中川中学校としては、ぜひ、やっていきたいということなんですが、例えば、これ、私も、よく研究してないんですが、これは県教委が、例えば、中川中学校では今までどおりやりたいと言え、そういう指導っていうんですかね、方針はそうなんですが、どんなふうに理解されていますか。例えば、中川村教育委員会では今までどおりやると、そういうふうに言え、そういうふうで、できるということですかね。そういう、任意に任せるとか、どういうふうにとらえていらっしゃるんですか。

○教育長 今、私が申し上げた中川中学校の状況はアンケートによるものでありまして、そういうふうに中川中学校で、現在、考えているというところではありませんので、ちょっと補足をしたいと思えます。

中川中学校でも、先ほど申しましたが、プロジェクトチームをつくって検討していくということでありまして、教育委員会としまして、同じように、それらの意見を大事に考えながら検討していくということでございます。

○6 番 (大原 孝芳) 今、私もいろいろの質問をしていますが、やっぱり、何ですかね、教育環境って、最近、すごく、どんどん新しいことが出てきてですね、例えば、6・3・3制をですね、変えようとかですね、非常に、その、何ですか、私たちがずっと暮らしてきたものとですね、なかなか、変わっていくもんですから、教育委員会の皆さんも、すごくですね、対応が大変だと思うんですが、ぜひ、多くの先生のご

意見やですね、子どもさん、それから保護者の皆さんですね、いろんな皆さんと協議して、教育のあり方っていうのをですね、教育委員会の役割っていうのは、非常に、また、これから、そういった意味で、改革を伴うときには、必ずですね、そういったデメリットの部分も出てくるかと思しますので、ぜひ、何ていうんですか、今も言ったようなですね、みんな、大勢の方と協議をしていただかっていうことが、今、プロジェクトですか、大事じゃないかと思って、今、お聞きしました。

では、教育長に最後の質問なんですが、これも、文科省のほうで2020年ごろって言っているんですが、小学校の英語教育を現行の5年生から3年生まで下げて低学年から英語教育をさせて、何ていうんですかね、国際化に耐えられる日本人をつくらうっていうか、多分、そんな趣旨だと思うんですが、教育長も先生をされていてですね、例えば、いろんな意見がございますが、その小学校時代にですね、まずね、英語教育をする必要があるかっていうところから、まず、ちょっとお伺いしたいんですが、どんなような、現場の、当時はですね、まだ、先生がやっているところは、多分、なかったかと思いますが、どんなようにお考えでしょうか。

○教育長

小学校での英語教育というふうに、今、言っていただきましたが、ご指摘の点は、現在、小学校、2011年から外国語活動として小学校5・6年生に英語に親しむ内容で必修化されているところであります。

英語に親しむ活動は、学校によっては1年生から少しずつ英語遊びのような形で行っている学校もありまして、そういう点で国語の基礎が定着してきた3・4年生から取り組むことは可能であり、よいというふうに考えております。

しかし、5年生から正式な教科にしていくということについては、幾つか課題が考えられます。

1つは、初期に耳にする英語は、子どもにとって、やはり大切で、できればきれいな発音に触れることが望ましいと思います。担任の先生が指導するっていうことになりますと、なかなか難しい部分も、自分のことを思いますと、考えられます。担任の指導力を育てることや、それから、現在、中川村では中学校の英語活動指導員、中学校に在籍しております英語活動指導員、それから英語指導助手、ALTでありますけれども、の先生方が小学校に出向いて指導をして協力をしていただいているという状況で、好ましい状況があるわけでありまして、そういうような状況が確保されていくかどうか。

それから、2点目としましては、長野県でも先行して小学校での英語に力を入れている学校もあります。その報告を聞きますと、小学校から英語が嫌いな子どもが見られるとも聞きます。今の外国語活動では、聞くことや話すことが中心だと思えますが、教科になることで読むことや書くことが入ってきて、小学校から英語嫌いをつくってしまわないように、この点は特に注意をしなければならんというふうに思います。

3点目としては、言葉は、やはり思考の源であります。その点で、日本語の美しさ、日本語のよさを大切に指導していくことが大事だというふうに考えております。

このような点をよく工夫しながら、やはり諸外国に負けない英語の力というものは育成を検討していきたいというふうに思います。

○6 番 (大原 孝芳) すみません。今のお話の中でですね、例えば、小学生がですね、例えば、一番この制度が、その小学校5年生から始まったっていう制度から何年たっているか、ちょっとわからないんですが、その子たちが、今、中学校へ行って、英語を学んで、それで卒業、高校へ行ったりしていますかね、もう、そのぐらい経年していますかね。そうした場合に、小学校で受けたためにですね、非常に、中学校へ行って、今、言った、英語嫌いをつくることもあるかもしれませんが、逆に小学校から英語教育をやってよかったと、そのやっているがゆえに、中学校に行つてね、少し、非常に英語に対する上達が早かったとか、例えば英会話ができたとか、グラマーがよくできたとかですね、何か、そんなようなことってというのは、学校現場の中ですね、その評価っていうんですかね、文科省あたりは、当然、そんなデータは持っているんでしょうが、では、中川村として、教育委員会としてですね、学校の先生方でも結構なんですけど、そういう実績みたいなものってというのはお持ちなんですか。

○教育長 ただいまのご指摘の点については、しっかりしたものをもち得ていませんので、またの機会にさせていただきたいと思います。

ただ、先ほども申しましたけれども、中川村の場合は、中学に在籍している英語活動指導員、そしてALTが指導してくれているっていう点で、小学校から中学校へのギャップ、中1ギャップというふうに申しますけれども、そういう点についてはありがたい部分があるというふうに聞いております。

○6 番 (大原 孝芳) それ以上、私も、ただ、非常に、やることによってよかったっていう、例えばですね、ですから、もし、それが、5年生から、また、3年生に下りることによってね、非常に、英語に対する日本人の、その適用能力が上がってくるとかですね、そうなればいいんですが、その、非常に、もくろみとですね、教育現場ってというのは、どんどん、子どもたちのことを考えてやるんでしょうが、なかなか、外れることもいっぱいあるもんですから、ぜひ、また、教育委員会としてもですね、いろんな制度が、特に今の政府はどんどん入れてきますので、ぜひ、対応できるようにですね、それから、いい、悪いも、ぜひ、学校現場の皆さんと協力し合つてですね、適正に判断をしていっていただきたいと、そんなことをお願いして、1問目の、1回目の質問を終わります。

では、2番目の質問に入ります。

これも4番議員のほうで話がありましたので、大方、返答はお聞きしましたので、ですが、私は、ちょっと違った面でお考えをお聞きしたいと思います。

まず、先ほども言いましたが、この生産調整の廃止についても、突然、話が出てきまして、短い期間で、もう、最終的に5年で、当初は、政府のほうは3年というような意見を出していたんですが、自民党の農林系の議員たちの間で抵抗があつて5年にしたというようなことも新聞報道されておりました。それから、これについて

は、TPPについての、JAあたりも、相当、反対したわけですが、いろんな報道を見ていまして、減反を廃止するについては、余り大きな反対意見っていうのはないように、報道を見ていても、そういったところはなくて、何が一番問題かという、非常に不安であると、それで、今まで1万5,000円、1反歩当たり1万5,000円もらっていた方は、それで、ある程度、何ですか、その分で賄っていた分がなくなっちゃうとどうなっちゃうんだとか、そういうレベルの心配事で、先ほども、村長、あるいは振興課長が言われましたように、将来の日本の農業がどうなるかというような、そういうところでの心配じゃなかったように感じていました。したがって、例えば、中川村、私も、このニュースが報道されたときに、例えば、今まで田んぼだった所を違う物をつくったときに、また、それが、果たして田んぼに戻るのかと、そんなようなことを、まず、私は心配しました。畦畔のあぜなんかも、もう、なくなってしまったり、それから石が入っていたり、ですから、だから、私の家も多分そうなんだろうが、それがまた田んぼになるなんていうことは、到底、もう考えられないと、そういう中で、また、中川村は、非常に中山間であり、集約するにも難しいと、それで、例えば、これは、当然、全国の大規模農家を目的にしていますので、中川村をターゲットにしたものじゃないものですから、中川村に当てはめるのは無理かもしれませんが、本当に日本の農業を考えていく政策かなあと思いました。そして、この制度を打ち出してきたのも、当然、TPP交渉で、万が一、関税撤廃された場合に、その受け皿として、当然、農業政策を出すことによって、それを和らげると、これに非常に政治的な策略でやられたと私は感じています。したがって、いつも農民は、こうやって政府の、何ていうんですかね、政策でこてこてにやられて、何も、それに対しても、農民も何も言わずに来てしまったというか、一種の、住民も悪いんですが、こういった日本の農業政策の一端かなと感じています。

そこで、ちょっとお聞きしたいんですが、村長も先ほども言っていたんですが、なぜ、こんな制度がですね、突然出てきたっていうふうに、私はそういうふうに思ったんですが、例えば、村長、これについてどのようにお考えでしょうか。TPP関連とかですね、そういう、非常に政治的なニュアンスが強いと思うんですが、いかがでしょうか。

○村長 よくわかりません。わかりませんが、前にちょっと思ったことは、TPPで壊滅させ——壊滅というか、非常に大きな影響を日本の農業、特にお米とかが受けるであろう、そのことを、何ていうか、カムフラージュみたいなこともあったりすると——あるのかなと思ったりすると、ちょっとうがし過ぎなのかもしれないなあかと思ったりもしましたが、正直、よくわかりません。

○6番 (大原 孝芳) 私は、そういう感じを持って言ったんですが、非常に、その出るタイミングっていうんですかね、こうした法案が、それで、もう、すぐ、もう決まっっていて、だから、何ていうんですかね、当然、政府で決まっていくんですが、非常に簡単にこういったことを決められてしまうという、40年間、半世紀ですね、

先ほど言われたように、半世紀間、半世紀やってきたことをですね、こんな簡単にやられて、それに対して、何もね、多少あれが減るからいいとか、何ですか、飼料用の米つくればお金が余計にもらえるとかですね、そういうところで納得してしまうということが、私はね、その農民のね、皆さんも、非常に、やっぱり、何ていうんですか、考えなきゃいけないことではないかって、大きな事件だと思うんですが、それほど世間の農民の皆さんは、そんなような危機感を感じていないというところが、非常に私は、何か不思議に感じているところでございます。

それで、先ほども4番議員がいろいろ質問しましたが、その中川村の農家が、特に米農家については、例えば、いろいろ、その心配をされているんでしょうが、よくわからないという部分もあるんでしょうが、当面、振興課長、何か考えるに、農民の今の状況がですかね、どんなふうを考えられていて、何か心配しているんじゃないかっていうようなことを私は推測するんですが、どんなふうにとらえていますでしょうか。

○振興課長 米政策の転換によりまして、村内の生産農家の一部には、今までのね、転作田へ米を作付する農家も出てくるんじゃないかというのが1点ございます。

ただ、先ほども大原議員がおっしゃられたとおり、中には、長い年月の間に、土手だとか取水施設等が、もう形なくなっちゃって、そのままでは田んぼに、水田として戻らないものも発生してくるのかなと、そうすると、そういった部分は相変わらず米がつくられずに行くのかなってということもございます。

一番、私としては怖いのが、米の需給バランスが崩れて米が値下がりした場合に、それこそ、今、中川村の農家の平均水稲耕作面積っていうと、約38aなんです。38aが平均なんですけれども、大概の家庭が、皆さん、農家の大概の皆さんが自分でトラクターを持って、自分で常用田植え機を持っているっていう、要は、機械に負われている部分が非常に大きいんです。ですので、今の機械が使えるうちは、まだいいかもしれませんが、それが壊れたときに農機具まで更新をしてつくっていく気になる米の値段が確保されるかどうか、そこら辺が非常に心配されます。

日本の農業の約4割は中山間地で営まれているって言われているんですけども、今、言ったように、中山間地、中川村も当然そうなんですけれども、このままでいくと農地の荒廃化が一層拍車がかかってしまうんじゃないか、そうなりますと、生活環境が悪化しますし、やがては限界集落化を早めるんじゃないか、そんな心配をしております。

○6番 (大原 孝芳) 例えば、私も、大きくやっている人の、土地もお借りして大きくやっている方ともお話したんですが、当面すぐ喫緊の課題っていうか、そういったことはなくて、もらえるものがもらえればいいかなって、そういう感覚でした。それで、例えば、今、つくられる方が、今、だんだんいなくなって、米の値段が下がってしまえば、当然、荒れてしまうということなんだろうけど、私も非常に危惧するんですが、先だっても飯島町で元東京農大の元学長っていう方の進士っていう教授がお話されていたんですが、やっぱり中川村みたいなところの風景っていうのは、

美しい村でもあるんですが、やっぱり農業をしている風景が醸し出している農村風景っていうんですかね、そういうものが一番大事だということなものですから、例えば、先ほどもいろんな美しい村の話も出ていますが、中川村で農業をし、何ていうんですか、荒れてしまったら、それは、もう中川村でなくなってしまうっていうんですか、非常に大きな危機だと思います。それで、村長も先ほど言われましたが、例えば、じゃあ、量をたくさんとれるとか、競争して、よそのものよりも勝つとか、勝手にたくさん売るとか、少し潤うっていうよりも、さっき、村長、言われたように、そこに住んでいる、つまり継続していけるっていうんですかね、持続可能だっていうことが、やっぱりその先生も言われておりましたし、美しい村であることが続かないと、それは全然意味ないことだっていうことに、私も、お聞きをする中で、その先生の話聞く中で、本当に感じています。よって、今回のこういった政策っていうのは、とにかく、幾らくれるからやるとか、じゃあ飼料用の米をつくれればいいとかっていう、そういうことも、私も大事だと思うんですが、とにかく、今のような形態でも末永く、さっきの村長の政策で新規就農者も入れたり、いろいろしながら、中川村で農業をしていってくれるっていう、その作業が持続可能になっていくっていうことが、まず、美しい村にもつながるし、そういったために、私は、今回の減反政策っていうのを契機に、本当に中川村がどうやって、例えば、そういう、国はどンドン農業のそういった制度を変えてしまうんですが、それに振り回されるんじゃなくて、中川村としては、やっぱり、ちゃんとつくっていける人がいるとか、その村長のマニフェストもそうなんですが、そういうふうにして、こういった減反政策っていうものを、何か、何ていうか、逆手にとるっていうことは言えないんですが、制度に振り回されないように何か考えていかなきゃいけないと思うんですが、そうしたときに、今、私も多くの方にいろいろ話を聞いているわけじゃないんですが、こういうふうにいる揺さぶられちゃうと、非常に不安になったり、農地を手離したくなったりするものですから、行政として、じゃあ、何か、ある程度、1つの指針っていうんですかね、国はこういうふうにはやっちゃうけど、中川村の農業って、こうやって頑張ろうよって、村長もずっと言われて、先ほど、前の方もいろいろ質問されて、言っているんですが、やっぱり、こういうときこそ、そういう何か、そういう強い権力に負けないような政策っていうものを打っていかないとですね、まずいと思うんですが、私は文章で、じゃあ今できることって何ですかっていうような書き方をしたんですが、何か、村長、課長なり、その、あれですかね、今、こういう非常に、まだ、来年は1万5,000円が7,500円になったとかいって、5年後には撤廃されたっていう、1つの、少しスパンがあるんですが、何か今やっておかないとまずいっていうようなことが、もし、村民のですね、心配事に営農組合を通じて何かうまく対応してあげるとかですね、今、行政としてやらなきゃいけないことっていうのはどんなふうにお考えか、思っているか、何か考えがあれば、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○振興課長 今回の、要は、変更が、発表されたのは新聞です。行政に対して、それじゃあ国

はちゃんとしたものをよこしているかっていうと、何もよこしていないんです。ですから、新聞報道ですので、僕らが持っている情報っていうのは、皆さんが持っている情報と一緒になんです。そんな中で、はっきり言えることは、国がマスコミを通して出した情報で行政が動けるかっていうと、動けません。もっと具体的な中身を示してくれないと、行政自体、どう動いていいか、今の段階では判断できない。そんな中では、私たちは、1つは、きちんと情報を収集していかなきゃいけない。

実はですね、その直後に、11月29日に平成26年産米の都道府県別の目標、生産目標数量が発表されたんですよね。長野県は3.8%のマイナス。これを受けて、長野県は、この12月の24日に各市町村へ配分します。私たち、配分を受けると、今度、農家の皆さんに、それをまた割り振らなきゃいけない、だけど、こんな段階で、それじゃあ、国はこういうふうに補助制度なり支援を考えていますので、こういうふうに行きましょうというのを村も出したんですけれども、果たして間に合うかどうか、そこの部分が非常に不安になっているんですけれども、とにかく、今は情報収集しかないかな、それと、制度上、本当は補助金に頼らない政策でいければいいんですけれども、しかし、国の政策の中で補助金に来て、生かせるところは最大限生かしながら中川村の農業を守っていくことも必要かなというふうに考えています。そのための情報収集に、当面は取り組むしかないのかなと、それと、どちらにしろ、将来的な方向については、当然、考えていかなければいけないというのは重々承知していますけれども、そういうことであります。

○6 番 (大原 孝芳) 今のお話ですと、動きようがないというようなお話で受け取りました。あれですかね？農業っていうのも、本当に、JAだって、ずっといろんなことをやってきても、なかなかうまくいかないとか、ましてや、私たちみたいな、本当に一人一人で考えることってなかなかうまく、そういう農業っていう職、何ていうんですかね、もので飯を食っていくには本当に大変だということを実感しているわけですが、私は、村長の、いろんな新規就農者とか、いろんなことを3期目でやろうとしているし、やってきたんですが、ぜひ、こういった、その都度、いろんなゆきぶりがあってもですね、先ほども言いましたが、ぜひ、中川村にとどまって、そんなに大もうけできなくても、やっぱり農業をする楽しみとか、それからまた、新しい人が都会から来られたときに、ちゃんと一緒になって暮らせるような、そういった環境づくりを一緒にしていく、いい、そのきっかけに、こういった1つの国の政策転換っていうものが考える機会になればいいかなと思って質問いたしました。

以上で質問を終わります。

○議長 長 これで大原孝芳議員の一般質問を終わります。

以上で本日の一般質問を終わります。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日は、これをもって散会といたします。

ご苦労さまでした。

○事務局長 ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

[午後4時35分 散会]